

令和5年第4回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 12月1日（金）

・開 会	7
・会議録署名議員の指名	7
・会期の決定	7
・諸般の報告	7
・行政報告	8
・議案等の上程（議案第92号～第96号、第98号～第109号）	8
・議案等に対する質疑	13
・議案等の委員会付託	13
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	14
議案第93号 粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について	14
議案第94号 粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について	14
議案第95号 粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例について	16
議案第96号 粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例について	18

第2号 12月4日（月）

・一般質問	24
宮崎広子議員	24
1. 不登校児童生徒の安心できる居場所づくりについて	24
2. 子どもたちの健康な体づくりや地球温暖化を防ぐ食品ロス活動について	35
田川正治議員	43
1. 中央幼稚園と仲原幼稚園の廃園中止について	44
2. 仲原保育所の建て替え計画について	57
3. 中央保育所の「保育・子育て支援センター」の運営について	58
4. 町の脱炭素施策の取組について	59
福永善之議員	63
1. 移住支援事業について	64
2. MOA美術館粕屋児童作品展について	67

第3号 12月5日(火)

・一般質問	80
山脇秀隆議員	80
1. まちづくり活動の推進におけるボランティア活動の現状と課題について	80
2. コミュニティバスの導入について	90
川口 晃議員	93
1. 「土地利用規制法」について	93
2. 子ども・子育て政策に関して	103
3. 須恵川の整備について	109
4. かすやドームの駐車場に関して	110
鞭馬直澄議員	112
1. 町の現状への対応について	112
2. 税収対策について	115
3. 企業誘致について	116
田代 勘議員	119
1. まちの魅力を高める情報発信の推進について	119
2. 青少年健全育成について	124

第4号 12月6日(水)

・一般質問	134
安藤和寿議員	134
1. 公共交通の現状と課題解決促進について	134
本田芳枝議員	145
1. 職員採用における専門職の登用の方針、それに伴う働き方改革について	145
2. 育児休業取得率の向上に向けて	157
3. LINE損傷報告(道路・公園)について	163

第5号 12月11日(月)

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	169
議案第92号 副町長の選任につき同意を求めることについて	169
議案第98号 粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	169
議案第99号 粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例について	169

議案第100号	令和5年度	粕屋町一般会計補正予算について	172
議案第101号	令和5年度	粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について	172
議案第102号	令和5年度	粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について	172
議案第103号	令和5年度	粕屋町介護保険特別会計補正予算について	172
議案第104号	令和5年度	粕屋町水道事業会計補正予算について	172
議案第105号	令和5年度	粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について	172
議案第106号	工事請負契約の変更について		178
議案第107号	工事請負契約の変更について		179
議案第108号	工事請負契約の変更について		179
議案第109号	粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について		179
・	粕屋町選挙管理委員及び補充員の選挙		183
・	委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査		185
・	閉会		187

令和5年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和5年12月1日（金）

令和5年第4回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和5年12月1日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 行政報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 議案等の委員会付託
- 第8. 委員長報告
- 第9. 委員長報告に対する質疑
- 第10. 討論
- 第11. 採決

2. 出席議員（15名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	16番 小 池 弘 基
8番 鞭 馬 直 澄	

3. 欠席議員（1名）

15番 安 藤 和 寿

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤 川 真 美

議会事務局係長 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（20名）

町長	箱田 彰	副町長	吉武 信一
教育長	西村 久朝	総務部長	古賀 博文
教育委員会次長	堺 哲弘	総務課長	豊福 健司
経営政策課長	吉田 勉	税務課長	渋田 香奈子
収納課長	安河内 敏幸	協働のまちづくり課長	高榎 元
総合窓口課長	大内田 亜紀	子ども未来課長	渡辺 剛
介護福祉課長	古賀 みづほ	健康づくり課長	石川 弘一
都市計画課主幹	岩崎 智憲	地域振興課長	稲永 剛
道路環境整備課長	吉村 健二	上下水道課長	黒田 道明
社会教育課長	臼井 賢太郎	給食センター所長	井手 正治

(開会 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

早いもので、令和5年も残りあとひと月となりました。粕屋町議会では、今年10月より、ペーパーレス会議システムを導入し、今定例会で初めて、本会議でのタブレットを用いた会議を開催いたします。各議員におかれましては、日頃よりタブレットの使用について、十分に練習がなされていると思いますが、まだまだ慣れていない方もいらっしゃると思います。うまく操作ができない場合におきましても、遠慮なく申し出をしていただいて、うまく操作ができるようにしていただきたいと思っております。また、執行部におかれましても、今定例会より、ノートパソコンを持ち込んでの出席であります。その関係で、携帯電話の議場への持ち込みを許可しておりますことを申し伝えておきます。

本日、15番、安藤和寿議員より体調不良のため欠席届が提出されております。また、執行部の部長級では、神近住民福祉部長、新宅都市政策部長が体調不良のため欠席されますことをお知らせいたします。

ただ今の出席議員数は、15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和5年第4回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

日程第1. 「会議録の署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において11番、福永善之議員及び13番、本田芳枝議員を指名いたします。

◎議長（小池弘基君）

日程第2. 「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月11日までの11日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月11日までの11日間と決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

日程第3. 「諸般の報告」を行います。

閉会中の委員派遣の報告を行います。文教厚生常任委員会が、10月10日に、福岡市教育委員会所管の「こども総合相談センター」に、教育相談推進のための視察研修を行いました。福岡市の不登校対策などについて学んできております。また、議会広報常任委員会は、11月16日、17日に、鳥取県大山町と岡山県美咲町に、広報誌やSNSにおける発信について学んできております。議会をより身近に感じていただけるよう、また、分かりやすい議会広報を目指してまいりますので、是非、今後の議会広報やSNSにご注目ください。いずれも粕屋町の課題であり、重要な学びであります。内容につきましては、視察報告書が提出されますので、御一読ください。11月27日には、早稲田大学マニフェスト研究所の中村事務局長をお招きし、粕屋町議会基本条例の見直しを行っております。

◎議長（小池弘基君）

日程第4．「行政報告」並びに日程第5．「議案等の上程」を一括して行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案は17件であります。

行政報告並びに提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

（町長 箱田 彰君 登壇）

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。

本日、令和5年第4回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、何かとお忙しい中、御出席を賜り、感謝と御礼を申し上げます。今、開会中の臨時国会で、物価高に伴う、生活困窮や経済への対策を中心とした、令和5年度補正予算案が、衆参両院で一昨日に可決したところでございますが、粕屋町におきましても、この12月議会にて上程いたします補正予算に、住民税非課税世帯等に7万円を給付する予算を盛り込んだものとなっております。

このような中、既に、来年度令和6年度予算の中身について、各省庁への要望が激しく行われております。これに先駆け、去る11月15日に東京におきまして、全国町村長大会が開催され、物価高騰などによる国民生活や経済活動への影響が深刻化していることに加えて、全国各地で自然災害が頻発している中、国と地方が連携し、総力を挙げて、永続できるサステナブルな社会を構築するための地方への対策について、全国の町村長で決議をいたしました。国において、政策の真ん中に位置づけております、少子化対策をなお一層推進し、子ども子育て政策を強化することや、実効ある経済対策により、地域の経済再生を図ること。デジタルを活用した地

域活性化と地方創生を更に推進すること。地域からの脱炭素化を推進することなど、17項目になる決議要望を国に対して行いました。国も、長引くデフレ状態から脱却を目指し、新たな経済再生へと舵を切り、DX、GXなどのこれからの新たな展開が大きく期待されるところでございます。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「行政報告」をいたします。

今回は、一部事務組合等の令和4年度の歳入歳出決算に関する報告が2件でございます。

決算内容につきましては、配付いたしております資料のとおりでございますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で行政報告を終わります。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「議案の上程」を行います。

令和5年第4回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、特別職の選任同意が1件、条例の改正及び廃止が6件、令和5年度補正予算が6件、工事請負契約の変更が3件、また、本日加えて、条例の改正議案が1件、以上17件でございます。なお、議案第97号の欠番につきましては、本日加えました、議案第109号と併せて御説明を申し上げます。

それでは、議案第92号から順に御説明を申し上げます。

まず、議案第92号は「副町長の選任につき同意を求めることについて」でございます。

粕屋町副町長、吉武信一氏が、本年12月31日をもって任期満了により退任されます。よって、その後任として、池見雅彦氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。池見氏の経歴につきましては、資料を添付しておりますが、同氏は昭和58年に福岡市に奉職され、行政職員として36年間、豊富な行政実績を積まれております。中でも港湾局、交通局、保健福祉局の総務部長を歴任されたのち、中央区長という要職に就かれ、人格識見共、優れた方でございます。このたびの選任同意につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第93号は「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、国会におきまして、令和5年11月17日に可決成立いたしましたので、国家公務員の給与改定に準じまして、一般職の職員給与を改定するものでございます。今回の改正の概要といたしましては、

第1に、官民給与の格差0.96%を解消するため、初任給及び若年層を中心に、給料月額を平均1.1%引き上げるものでございます。第2に、ボーナスについて、民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を年間4.4月分から4.5月分へ、0.1月分の引上げ改定を行うものでございます。

次に、議案第94号は「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、続いて、議案第95号は「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案第94号と第95号は、いずれも人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を、年間3.3月分から3.4月分へ、0.1月分の引上げを改定するものでございます。

次に、議案第96号は「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

会計年度任用職員の給与について、人事院勧告に基づき、一般職の職員に準じて、期末手当の支給月数を、令和6年度より年間2.4月分から2.45月分へ、0.05月分の引上げ改定を行うものでございます。また、令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律により、令和6年度より、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、所要の規定を整備するものでございます。

続いて、議案第98号は「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が、令和5年9月16日から施行され、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に項ずれが生じたため、条例で引用する箇所の改正を行い、あわせて、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が、令和5年6月16日に施行され、デジタル手続法の適用範囲が拡大されたことに伴い、関係する条文について整備する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第99号は「粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例について」でございます。

地方自治法第209条第2項の規定により、粕屋町住宅新築資金等貸付事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため、昭和56年4月1日から施行し、特別会計を設置しております。粕屋町住宅新築資金等貸付事業は、貸付事務を平成8年度に終了しており、令和3年度には、現年度分の償還事務が完了し、現在は、滞納繰越分の償還事務のみとなっております。つきましては、予算を特別会計から一般会計に

移行し、条例を廃止するものでございます。

続いて、議案第100号は「令和5年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億232万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を222億614万3,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を4億3,879万7,000円、県支出金を6,624万7,000円、町債を5,970万円増額するものでございます。また、財源不足を補うため、財政調整基金から1億8,076万9,000円の繰入れを計上しております。一方、歳出の主なものといたしましては、障がい福祉サービス事業費を2億4,828万9,000円、価格高騰緊急支援給付金給付事業費を3億485万4,000円、子ども医療費助成事業費を3,269万3,000円、小学校施設整備事業費を7,990万円、ふるさとづくり基金積立金を3,141万4,000円増額するものでございます。

続いて、議案第101号は「令和5年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億2,399万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億7,616万9,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、県支出金を4億2,000万円、繰入金を79万9,000円、収支均衡を図るため歳入欠陥補填収入を390万円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、保険給付費を4億2,000万円増額するものでございます。

続いて、議案第102号は「令和5年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3,564万4,000円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金を28万円、広域連合納付金返納金を32万6,000円増額するものでございます。一方、歳出につきましては、総務費を28万円、一般会計繰出金として32万6,000円増額するものでございます。

続いて、議案第103号は「令和5年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、保険事業勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ277万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億134万8,000円とするものでございます。歳入といたしましては、国庫支出金を118万8,000円、繰入金を158万8,000円増額するものでございます。一方、歳出といたしましては、総務費を277万6,000円増額するものでございます。

続きまして、議案第104号は「令和5年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容といたしましては、昨今の物価上昇を受け、令和6年度薬品購入費の債務負担行為限度額を増額するものでございます。

続いて、議案第105号は「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容としましては、給与改定に伴い、人件費を増額するものでございます。収益的支出につきまして、営業費用を70万円増額し、12億4,876万6,000円とするものでございます。

続きまして、議案第106号は「工事請負契約の変更について」でございます。

この工事は、仲原川河川改修工事でございます。変更内容の主なものは、工事にて生じる発生土の一部を、町内の区画整理事業組合で引き受けていただくことで、その残土処分費が不要となったものでございます。今回の変更により、657万1,400円の減額となり、変更後の契約金額を1億1,462万4,400円とするもので、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第107号は「工事請負契約の変更について」でございます。

この工事は、粕屋町総合体育館大規模改造工事でございます。変更内容の主なものは、外壁補修工事の変更、消防設備の法令適合の変更、照明設備の増設等を行うものでございます。今回の変更により、646万9,100円の増額となり、変更後の契約金額を7億9,438万8,100円とするもので、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第108号は「工事請負契約の変更について」でございます。

この工事は、町立中央保育所建替工事でございます。変更内容の主なものは、急激な物価変動による建築資材の高騰措置として、建築資材費を変更するものでございます。今回の変更により、605万円の増額となり、変更後の契約金額を7億8,914万円とするもので、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、加えて、提案させていただきます議案について、提案理由を御説明申し上げます。

議案第109号は「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。

国民健康保険の制度改正により、出産被保険者に係る保険税について、産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額の減額措置が令和6年1月1日から実施されることに伴い、粕屋町国民健康保険税条例について、改正を行うものでございます。

国の条例改正案に基づき、当町の条例改正を議案第97号として上程予定としておりましたが、当初、国から示されていた改正案に、誤りが確認され、正しい改正案の発出が未定であるとの通知を受けたことから、議案第97号について取下げ、欠番としておりました。今般、正式な条例改正案が示されたため、上程するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

日程第6．「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。なお、議案第92号、副町長の選任議案につきましては、委員会に付託することなく、この「議案等に対する質疑」を経た後、最終日に質疑・討論を省略し、採決を行います。よって、議案第92号に対する質疑の場面は、ここでのみとなりますことを申し添えます。

一括、議案番号順に、質疑のある方はお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

では、ないようですので、質疑をこれにて終結いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

◎議長（小池弘基君）

日程第7．「議案等の委員会付託」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日上程されました、欠番となりました議案第97号を除き、93号議案から99号議案、106号議案から109号議案につきましては、付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

次に、議案第100号から議105号議案については、地方自治法第109条第1項及び

粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に末若憲治議員、副委員長に井上正宏議員となっております。

本来、議会開会日に上程された議案につきましては、付託された委員会審査を経て、議会最終日に採決を行うのが常であります。本日上程されました議案第93号から第96号までにつきましては、急ぎの案件及び関連であるため、ただ今から委員会審査を行いますので、ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時55分)

(再開 午前10時50分)

◎議長（小池弘基君）

それでは、再開いたします。

議案第93号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、

議案第94号「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、以上2議案を一括して議題いたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第93号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第94号「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。

まずは、議案第93号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」です。

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に準じて一般職の職員給与を改定するものです。委員会の審査におきまして、政府方針は、若年層に重点を置いている

とのことだが、年配の職員についても適用しているのかという質疑に対し、全職員が対象である。ただし、若年層に重きを置いている旨の答弁がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第94号「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」。

議案第94号も人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の引き上げ改定を行うものです。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第93号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第93号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって議案第93号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

これより、議案第94号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。
(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第94号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。
(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。
よって、議案第94号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第95号「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
本案に関し委員長の報告を求めます。
山脇議会運営委員会委員長。
(議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎14番（山脇秀隆君）

議案第95号「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました議会運営委員会の審査の内容と結果について御報告いたします。
議案第94号と同じでありまして、人事院勧告に基づき、国の特別職国家公務員の給与改定に準じまして、期末手当の支給月数を年間3.3月分から3.4月分へ0.1月分の引き上げ改定を行うものでございます。物価高騰の折、民間の給与が引き上げられる中、議員報酬等の賃金格差を是正するための改正と考えております。
委員会で慎重に審査した結果、全員の賛成をもって可決すべきことと決しましたので、御報告いたします。
(議会運営委員会委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第95号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎11番（福永善之君）

議案95号に反対します。

反対の理由は、現状、一部の大企業を除き、多くの中小企業の賃上げは厳しい状況です。昨年から続く、食料品をはじめ、物価の上昇に対し、賃金の上昇が追いついていません。賃金から税金や社会保障費を差し引いた自由に使えるお金、町民の可処分所得が減少しています。国民負担率は50%に迫ろうとしています。また、今後、少子化対策の財源、防衛費増の財源の問題があり、財源として、増税も想定されます。そのような社会情勢の現状において、公務員の賃上げ、及び公務員や議員のボーナスを上げることは、町民の賃上げがなされるまで待つべきです。

以上の観点からこの議案に反対です。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

杉野議員。

◎3番（杉野公彦君）

議案第95号に賛成の立場で討論させていただきます。

現状、粕屋町議会議員の議員報酬に関しましては、人口等で比較した他の市町村と比べて、非常に低いと言わざるを得ません。全国的に議員の成り手がいない、定員を割り込むと無投票当選などが続いている情勢の中で、本来、もうすぐ市になるかという人口を迎える粕屋町が、郡内最低レベルのいわゆる報酬水準であつていいとは思っておりません。今後、より若い方の議員としての参加を求めていくのであれば、報酬を上げる議論をすればこそ、下げるとか、据え置くとかという考え方は持つべきではないと考えております。

以上をもって賛成討論とさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第95号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第95号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第96号「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第96号「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

会計年度任用職員の給与についても人事院勧告に基づき、一般職の職員に準じ、期末手当の引き上げ改定を行うものです。また、令和5年5月8日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」により、令和6年度より、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、所要の規定の整備を行うものです。委員会の審査の内容に関しまして、会計年度任用職員の勤勉手当が新設されているが、財政的にどれぐらいの負担になるのかという質疑に対し、勤勉手当に関しては、国の予算措置がある予定である旨の答弁がありました。次に、改定はフルタイム勤務の会計年度任用職員のみかという質疑に対し、パートタイムについては、週15時間半以下を除くとなっている旨の答弁がありました。施行は令和6年からになっているが、遡及改定はできないのか。国は遡及改定を行うように言われているが、扶養の範囲もあるので、来年度以降検討していきたい旨の答弁がございました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決

すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第96号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第96号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第96号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45号の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前11時04分)

令和5年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和5年12月4日（月）

令和5年第4回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月4日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|-----|-------|----|
| 1番 | 議席番号 | 4番 | 宮崎 広子 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 10番 | 田川 正治 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 11番 | 福永 善之 | 議員 |

2. 出席議員（15名）

- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 古 家 昌 和 | 10番 | 田 川 正 治 |
| 2番 | 田 代 勘 | 11番 | 福 永 善 之 |
| 3番 | 杉 野 公 彦 | 12番 | 久 我 純 治 |
| 4番 | 宮 崎 広 子 | 13番 | 本 田 芳 枝 |
| 5番 | 末 若 憲 治 | 14番 | 山 脇 秀 隆 |
| 6番 | 井 上 正 宏 | 15番 | 安 藤 和 寿 |
| 8番 | 鞭 馬 直 澄 | 16番 | 小 池 弘 基 |
| 9番 | 川 口 晃 | | |

3. 欠席議員（1名）

- 7番 案 浦 兼 敏

4. 出席した事務局職員（2名）

- 議会事務局長 藤 川 真 美 議会事務局係長 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（13名）

- | | | | |
|-------------|---------|---------------|---------|
| 町 長 | 箱 田 彰 | 副 町 長 | 吉 武 信 一 |
| 教 育 長 | 西 村 久 朝 | 住 民 福 祉 部 長 | 神 近 秀 敏 |
| 都 市 政 策 部 長 | 新 宅 信 久 | 教 育 委 員 会 次 長 | 堺 哲 弘 |
| 総 務 課 長 | 豊 福 健 司 | 経 営 政 策 課 長 | 吉 田 勉 |
| 協働のまちづくり課長 | 高 榎 元 | 子 ども 未 来 課 長 | 渡 辺 剛 |

道路環境整備課長 吉 村 健 二
給食センター所長 井 手 正 治

社会教育課長 白 井 賢太郎

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

新型コロナウイルスが少し落ちつきを見せてる中、インフルエンザ等で、幾つかの小学校が学級閉鎖を実施されてるほどに、感染が拡大しております。各自、体調を万全に整え、感染症対策を十分に、実りある12月定例会が実施できますようお願いいたします。

なお、本日は、案浦議員が体調不良のため欠席届が出ております。急きよ、議長において、一般質問を1番、宮崎広子議員。2番、田川正治議員。3番、福永善之議員に変更いたしましたのでお知らせいたします。本日、7番案浦兼敏議員から体調不良のため欠席届が出されております。また、執行部部長級におかれましては、古賀総務部長が体調不良のため欠席されています。

ただ今の出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

◎議長（小池弘基君）

それではただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに、文書通告の趣旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

また、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるように、声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、一般質問順に従い、質問を許します。

議席番号4番、宮崎広子議員。

(4番 宮崎広子君 登壇)

◎4番（宮崎広子君）

おはようございます。議席番号4番、宮崎広子です。通告書に従い、進めてまいります。

通告書の1番目は、不登校児童生徒の安心できる居場所づくりについてです。不登校支援についてですが、本年10月の文部科学省の調査では、不登校児童生徒は30万人に迫る数でした。年々その数は増え、粕屋町でも増加しているようです。私が3年前に質問したときも、粕屋町では、様々な手が打たれていました。スクールソーシャルワーカーであるとか、スクールカウンセラーであるとかです。でも、今、なかなかその手立てに追い付かない状態と思われま。私の今回の不登校支援に関する質問は、今ある支援の確認と、さらに、町がこれからどんな支援をしてい

くのかということをお聞きしながら進めていきます。

現在、中学校には、校内に適応指導教室があります。ここでは、クラスの授業をネットでつないで、タブレットでオンラインで視聴することができるという話もお聞きしました。なお、ここに通っている子どもは、不登校という扱いではありません。コロナ禍を体験し、現在、アフターコロナになって、子どもたちの移動や交流にも自由に活動できるようになってきましたが、現在の校内にある適応指導教室の実態について問います。

現在、利用している生徒数や学年、また、担当する教師の立場やその仕事内容、それから、昔は保健室登校とか校長室を開放しているとかあったんですが、現在はどんな教室を使っていますか、まずこの3問をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

堺教育次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

お答えをさせていただきます。

まず、校内適応指導教室に通われております、生徒さんの数ということでございますけれども、中学校2校、合計で、今25名いらっしゃいます。学年別あるいは学校別という形の内訳につきましては、ちょっと人数が少なくなってまいりまして、個人の特定につながることを心配いたしますので、必要でございましたら、後ほど別途でお答えをさせていただければというふうに考えております。

また、担当の先生方、その仕事内容ということでございますけれども、担当しておりますのは、児童生徒支援加配という名称になります。それで配置をされていません、県費の先生ということです。生徒の相談を受けましたり、また、学習の支援のほか、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーをはじめ、関係機関との連携などを仕事内容として行っております。

教室の環境まででよろしいですかね。はい。教室の環境につきましては、通常教室と同様の広さがあります設備の学校もございますし、また、通常教室は半分に仕切った形で使用しておりますし、電子黒板等の一部の設備も使用していたり使用しなかったり、学校の状況、また、教室の状況によって異なる部分がございます。各学校の教室の空き状況ですとか、生徒の状況もありますので、それぞれに従って、適当な教室を準備して使用しているという形でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

はい。生徒数は分かりましたが、そしたらその、1中学校につき一人の加配教員がずっと関わってるってことですよ。学年はもう混ざって参加してるってことになりますか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

はい、そうですね。1教室に複数の学年が混ざって受けております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

そしたら、教員の立場分かりました。加配ということですね。その先生同士の交流や研修についてお聞きしたいんですけども、それと、ですから2名おられるということですね。その先生同士の交流があるのかということや、ほかの自治体との研修があるのかということや、また、こういう指導マニュアルがあるのかということ。そして、すみません。先ほど聞き忘れましたが、事業内容ですね。

以前は、タブレットで自分のクラスの授業があつてのものを、オンラインでつないで視聴できるっていうことを、やっていますよっていうことでしたが、私たち文教厚生常任委員会で、福岡市に行きましたときに、いろんな授業の形をとってあつて。例えば、何かものを作るとか調理をするとか、それから外の校外学習に出かけていくとか。そういうこともやってあるようでしたので、そういう授業形態があるのかということと、先ほど言った研修があるのかということ伺います。

◎議長（小池弘基君）

堺教育次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

はい、すみません。研修のほうからちょっと先にお答えをさせていただきたいと思います。

学校間教員同士の交流研修といたしましては、その加配教員のほうに、人数が少ないのもございまして、限定をして、そこに特化したものというのはちょっと行っておりません。毎月開催をされております、町立小中学校の教頭会というのがあるんですけども、こちらにおきまして不登校等の数ですとか事例等をそれぞれ情報共有しまして、相互に参考として持ち帰って共有しているというようなことをしておりますほか、この教頭会、町外の学校との間でも開催をされておりますので、そちらでも情報共有とか研修が行われておるといような状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

授業の形をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

授業の形態ですけど、校内支援センターって、これ言うんですけど、教育相談室を支援センターという名前に変えてくれというのも文科省から指示がございましたので、今、校内、教育相談室じゃなくて、サポートルームとかそんな言い方をしている学校もございますが、中身については、授業をそこでやりますと、やっぱりそれが教室に入って授業を受けきれないという子たちですので、どちらかというと自学が中心になります。自学実習ですね。

そしてその中で、例えば、教室の授業風景みたいという子については、タブレットで教室の授業風景を見ながら、一緒に授業を受ける。ただし、双方向ではございませんので、先生方もやっぱりそこに向かって、どこどこにおる、何々君どうですかというような発言はないです。一方通行で聞きっぱなしの授業になります。

また、福岡市では何かこう外に出て行ったりとか、実習とかっていうことでございましたが、実は、そういった交わりができない子たちがそこにおりますので、粕屋町においては、そこまでの対応はできておりません。

それから、ちょっと研修のことについて、今、次長が申し上げましたが、支援加配教員というのは県費ですので、これ支援加配は、支援加配だけの研修会が、県のほうでも持っていておりますので、そちらのほうでの研修はあります。ただ、これは非常に特別な加配であって、進路指導、受験指導、それから生活指導、それと不登校対応、そういったものについて授業を持たないで、その業務に特化した加配でございますので、非常に特殊な先生方でございます。これ、小学校にはおりません。配置は手を挙げてるんですけど、なかなか配置してもらえないんですが。そういった意味で、今、不登校のほうに全力を挙げていただいて、あと、奨学金のほうの手伝いをやっていただいたりとかいう、対応の先生方になります。あと、生徒指導担当教員が別にごございますので、そちらの情報交換もあります。先ほど言った教頭会の情報交換もあります。非常に、不登校については、いろんな担当者の情報共有がなされているというのが正直なところではないかと思えます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎ 4 番（宮崎広子君）

分かりました。それから、非常に保護者の困り感につながるんですけども、中学3年生になると、次へ進む進路っていうのをものすごく不安に感じてありまして、主に、お家にずっとおられる、学校に行くことができない子どもたちの保護者が、次の進む道を探すのに、自分でインターネットなどで探して、専門性、通信制の高校をいくつか選んで、そこに見学に行ったりして、子どもと相談しながら次の進路を選んでいるっていう実態があります。中学校のほうが、なかなかその、通信制の高校を提示するっていうことが具体的に難しいようなんですけども、実際どうなのかということ、例えば、通信制の高校を選んでみてはいるけれども、自分には、本当は大学まで進みたいくて、そのためには、今の高校で、通信制でいいのだろうかとか、いろいろなそういう悩みを受け止める中学校の先生たちがいらっしゃるのかということ。また、すごく今、通信制もいろんな形で増えてると思うんですけども、その先生が相談できるような場所が、どんな通信制があるのかとかいうことで、相談ができるような場所がありますか。

◎議長（小池弘基君）

堺教育次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

進路指導につきましては、議員の言われます通信制の高校、こちらを初めとした複数の種類の学校につきまして行っております。家庭訪問ですとか、説明会を実施しましたり、教室のほうにパンフレットも、当然、掲示しておるんですけども、こういった周知をするとともに、子どもさんの御希望、家庭の御希望等を踏まえて、こういった進路を進むのが適切なのかといった相談を当然行っております。また、御希望に応じて体験入学等、そういったものの御案内もしております。また、先生とそういった、通信制の学校などとの情報のやりとりなんですけれども、これパンフレット等の掲示に、当然御希望があって持って来られたりをするときがありますんで、そういうときに学校の状況をいろいろお伺いをしたりとか、場合によっては見に行ったりとかいうこともされながら、その確認はされてあるというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎ 4 番（宮崎広子君）

そうするとそれは、今年アクション3っていうのが始まりでしたがけれども、その前の方たちよりも、今の中学3年生のほうが、それは、より担当が一步踏み出して、紹介しているっていうことで理解していいですか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

通信制、これも一つの進学になります。学校は、進学させるために親と面談するわけじゃなくて、例えば、中学校卒業後、どういう進路を考えてありますかっていうことを、まず、親と相談していきますね。担任が中心となってやっていくわけですが、不登校になりますと、「ぽると」のほうのSSWは、親と直接話をしたりする機会もごさいます。それは相談機関が学校だけじゃなくて「ぽると」というところもごさいますので、そちらのほうとの相談もごさいます。学校は、どの先生もその情報を持ってるとは限りませんが、基本的には担任のほうには、全ての情報が大体行くようにシステム的にはなっております。通信の先生方も学校回りをされながら、学校紹介されているわけですね。そこでパンフレットを置いていかれますので、ある程度の情報は学校内でも共有できておりますので、やはり親のほうの立場から言うと、子どもと話をしたらこういうふうに言ってるので、こういう情報はありますとかかですね。こういうふうな道っていうのはどうなんだろうとかかですね。そういったことは大体、窓口が担任となって、担当の先生、先ほど言った支援加配の先生とかにつないだりしながら、大体卒業後の進路については、誰一人取り残さないような形で、アドバイスはできてるかと思えます。

ただ、誤解があってはいけないのは、全て行き先を決めて卒業させるということではございません。しばらく家のほうで様子見るので、ちょっと4月からは、どこの学校もどこの就職も今考えてないと。もうちょっと時間かかるかもしれないが、今後も相談に乗れますかという話については、また中学校のほうでは、いつでもおいでくださいというな、間口は広げておりますので、全てを進学とか就職のほうの道を決めるということではないということを御理解いただきたいと思えます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

それでは、教育相談室「ぽると」について伺います。こちらも、こちらに通えば不登校という形ではありません。出席扱いですね。私たち文教厚生常任委員会は、民生委員さんと話し合いをしたときに、「ぽると」が狭いですということをお聞きしました。それで、私も放課後、子どもたちが来ていない時間に見学させていただきました。本当に狭かったです。ここの子どもたちが使ってる部屋のお隣に相談室があります。ここソファーがある部屋なんですけれども、ここ多分、保護者とか相談者がみえて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーですか、違いま

すね、相談員の先生とお話をされるんだろうと思います。その部屋も子どもたちに開放してありました。

だから、利用する子どもたちは増えているということです。反対に、私はそのあと、こども館を見学させていただきました。4時を過ぎておりましたので子どもの数も少なく、ただ2階の自習室に二人ほど中学生か高校生か分かりませんが、学習しておりました。とてもすごい場所だなあと同時に、何かもったいないなあっていうか、何かほかに利用できないものかなあとも思いました。ここの時間帯、ここを何とか、反面狭いっていう、不登校の子たちが通っている「ぼると」がある場所が狭いんで、ここを何とか、この人が少ない時間帯に、こども館のほかの部屋を使えないものかなとも考えました。ここについて、一つ質問。

そして、今、町が雇用してあるスクールソーシャルワーカーは、現在、一人が非常勤、もう一人は会計年度任用職員ということです。スクールソーシャルワーカーは、もう保護者との信頼関係がすごく強くて、伺ったときも、これ前、西村教育長もおっしゃいましたが、本当に家庭訪問されて、そして何とか学校へつながってということで、すごい取組をされてるっていうことも伺いました。私たちが行ったときも、何とかこれ、来てる子どもたちが、給食時間だけ行ってみようよって言って、ふれあいバスに乗って、学校まで一緒に行くことがありますっていうことも伺いました。本当に地道な、すごい取組をしてあるスクールソーシャルワーカーの先生と言いますかね、方だなと思いました。

この年々増える不登校の児童生徒に対応する仕事量が増えていると思うんですけども、増員するという考えはないかということと、この会計年度任用職員を正式採用できないものかと思いますが、どうお考えでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

堺事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

まず、「ぼると」のほう、大変狭いということで御心配いただきまして、本当にありがとうございます。こども館の部屋の使用についてなんですけれども、現状、通常、こども館が開館しております日に、「ぼると」に来ております子どもたちが、こども館を使用するということは実際しております。学習スペースでテスト勉強を先ほどしているということで言われました。そのとおりでございますし、また、動こうスペース等を使いまして運動するといったようなこともしております。また、屋外、こども館の駐車場に出ると危のうございますんで、相談員とかがついて、駐車場からちょっと入り込んだ、こども館の横のところのスペースを使いまして、いろいろな活動をするというようなことも、実際、行っておるところでござい

ます。

また、スクールソーシャルワーカー、こちらに増員のお話なんですけども、スクールソーシャルワーカー専門的な知見を持ちまして、児童や生徒、保護者、教職員のほうも支援をしていただいております。非常に重要な役割を担っていただいておりますので、こういう増員をできれば本当に心強いというところではございます。

しかしながら、現状、外部のスクールソーシャルワーカーのほうにもお願いを委託という形でしております。忙しいながらも、何とか対応ができております。というような状況もございます。不登校の児童生徒が増加傾向にあることなど、業務負担は今後も増加するという可能性は十分ございますので、財政的な面も勘案しながらにはなりますが、連携する教育相談室の相談員ですとか、あるいは不登校対応教員の増強なども併せまして、検討してまいりたいというところではございます。また、今現状、会計年度任用職員という形で雇用しております。これを、非常に何ですかね、正職員そのままスライドするということはちょっと、そういうやり方自体に問題がございますので、それはちょっとできかねるかと思っておりますけれども、また、正職員での雇用というところも含めて、これはもう今後の検討課題になるかなというふうに思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

分かりました。不登校児童生徒にとっては、今みたいな居場所をたくさん増やすことが大切になってきます。それで、町長に伺いたいんですけども、この前、町長が第2こども館を造りたいとおっしゃったときに、私の考えの中にはなかったので、非常に驚きまして、すごいことだなあと思っております。町長が今、お持ちになっている第2こども館の構想で、今の進捗状況について伺いたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

御質問ありがとうございます。今、学校教育課、教育委員会と、いろんな質疑をされてるのを、私、お聞きしまして、まさに子育て支援にプラスして、この学校に行けない子どもたちの対応というのは、今の時代、本当に大事な問題だろうと思っております。それに向けての解決を行うための、様々な知見とかが必要なんですけど、やはり場所ですよね。この場所がないと駄目だということで、第2こども館についても、この今の第1こども館以上に、こういった学校に行けないような子どもたちに

対する支援をする大きな場として、つくりたいと思っております。場所についてはちょっと、今、言明は、はっきり言うことは避けたいんですけども、大体の選定はしております。あとそれについての財政的な問題とか、それを今研究しているところでございますので、早々に私も、具体的な内容についても表明をしていきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

期待しております。

では次に、不登校生徒へのオンライン配信について伺います。以前、質問した内容では、家庭と学校の環境を整えば配信できるということで、現在、不登校児童生徒に配信している割合、どのくらい配信できているかということと、それから、これも福岡市で視察に行ったとき伺いましたが、文部科学省がライブ配信を受けてる側が見ているというふうなことが確認できれば、出席簿には、出席って書けないですけども、要録には、出席扱いというふうに明記できると伺いました。この点、町はどう対応しているかということと、子どもが見ているところの確認は、どうやって行っていますかっていうこと。

これも保護者からのお願いなんですけれども、出席っていうことが、高校に進学っていうふうに左右するんだったら、もうそこはいいですと。ただ、一緒に見て学習していますよっていうことで、出席扱いですよって一言あれば、見ている子どもにも、とても励みになりますと。見ていることが励みになりますって。だから、何かそういう関わりが欲しいですねっていうことでした。

それともう一つは、これももう何か入ってるって聞いたような気がしますが、タブレット端末の中に相談アプリが入っているかっていうことと、入っているとしたらこれ使っておりますかっていうことをお聞きしたいです。

◎議長（小池弘基君）

堺事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

まず、不登校児童生徒のほうのオンラインでの授業ということでございます。通常学級とオンラインでつなぎまして、授業を受けるなど、実際はしておりますけども、家庭におります不登校児童生徒につきましては、家庭環境のほかに、生徒自身の状況、希望等、様々ございます。登校圧力ですとか、そういった学校のほうの雰囲気を感じることで自体がプレッシャーになってしまったりする子どもさんもいらっしゃいますので、オンライン配信、実施はしておりますんですけど

れども、パーセンテージが高いかというところでもありません。ちょっと数字上は低く見えるかもしれませんが、数字で申し上げますと、11月現在で5.5%に配信しておるといような形でございます。

それから、このオンライン配信の出席扱いという形なんですけれども、令和元年に、文部科学省のほうから通知が出ております。いわゆる出席扱い制度というもののことかと思っております。対面指導が適切に行われることや、当該の児童生徒が、学校外の公的機関や民間施設において、相談や指導をちゃんと受けられるような場合に、行う教育活動であることなど、一定の要件を満たした上で行われます、ICTを活用した学習活動、こちらは指導要録上、出席扱いとすることができることとなっております。議員言われるとおりでございます。

しかしながら、同じ通知の留意事項のほうにもございますように、ICTを活用した学習活動を出席扱いとすることによりまして、不登校が、必要な程度を超えて長期化するというような懸念もございます。不登校を助長する恐れがあるということから、粕屋町におきましても現在のところ、オンライン配信による授業について、出席扱いをするということには行っていないところでございます。

それから、相談アプリについてでございます。こちら、例えば、NPO等の民間機関などが提供されておりますアプリのことかなと思っております。チャットですとか通話による相談ができるというものかと思っております。現状、学校に配布をしておりますタブレット等の端末には、こちらは導入されておられません。県の相談窓口等をインターネットのブラウザのお気に入り登録、あちらのほうに入れまして、相談窓口にアクセスをしやすいというような環境は、整えておるところでございます。近年、公共機関において、ICTを活用した相談環境の充実は進んできております。福岡県におきましても、今年の8月から、孤独感や生きづらさを抱える若者が交流できるスペースというのを、メタバース、インターネット上の仮想空間上に設置をするという取組が始まっております。自分の分身であるアバターを操作して、悩み相談や共有ができる取組というのが、始まっておるところです。現状これは、主に自殺予防の取組という形になっておりますけれども、今後、不登校等についても、同様の環境整備が進んでくると考えられますので、うまく活用できるものがないか、アンテナを張ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

なかなか難しいところですね。次に、保護者支援について問います。昨年行われ

た、NPO法人「登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク」のアンケート調査では、精神的経済的な負担が、保護者にのしかかっていることが分かります。不登校の原因が自分にあるかもと、自分を責めた親が66%。孤独感、孤立感を抱いた親が53.1%。そして、充実してほしい支援が、子どもが学校以外で安心できる居場所、人とつながれることが80.5%。経済的な支援が68%を占めています。実際、粕屋町でも、親同士のつながりができれば、安心できることや一時期、仕事を辞めたり減らしたり、給食がないわけですから、食費や通院カウンセリング代など、家計の支出が増えています。現在のところ、そこには何の支援もあっておりません。

それで、親の会というか、親を支援することってというのが、やっぱり粕屋町の弱いところではないかなと思います。まずは、悩みを共有できる場、孤立せずに子どもを育てられる場づくりとして、不登校に関わる研修会を保護者向けに開催してはどうかと思いますが、その計画はありませんか。いかがでしょう。

◎議長（小池弘基君）

堺事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

保護者向けの研修会、あるいは講演会につきましては、学校への開催案内というのが来るものがございます。こちらについて周知を行う場合はございますけれども、粕屋町独自で開催ということは、今現在行っておりません。不登校の児童生徒につきましては、先ほども申しましたように、子どもさん自身の心身の状況ですとか、学校や家庭の環境、保護者の考え方でですとか、それぞれ異なっております。それぞれが違う課題を抱えておりますので、教員が一人一人の状況に応じて、個別に対応を行っております。保護者のほうへも、同じように個別に面談等を行っております。不登校への対応ということで申しますと、この個別対応、それぞれに応じた対応というものに勝るものはないと思っておりますので、まずはこれを優先をしながら、保護者への研修会、あるいは講演会等の開催に関しましては、孤立の防止ですとか、議員の言われますとおり、相談先の周知も含めまして、自治体、民間等で開催をされているものを活用も視野に、今後、ちょっと研究をしてみたいというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

ちょっと残念です。私たちが、文教厚生常任委員会で福岡市に視察に行ったところ、非常に好評な研修会が行われるということを聞いております。NPO団体と「不登校よりそいネット」として、相談室との協働事業の研修会が行われています。実

際、親の会がない自治体として、粕屋町はまだその状態なんですけれども、まだ、保護者支援については、フリースクールも粕屋町にはないと思うんですが、そこはもう今現在、自分で、フリースクールに行く費用も親が出して通ってあるというところもありまして、なかなか支援をするところが行き届いてないと思いますので、これから、また、そういうところも力を入れていただけたらと思っております。

では、次に進みたいと思います。2番目の質問は、子どもたちの健康な体づくりや地球温暖化を防ぐ食品ロス活動についてです。大分、給食時間も黙食がなくなって、自由におかわりができるとかいうことも聞いておりますが、残菜、食べ残しですね。給食の食べ残しが、コロナ禍も終わってもなかなかそんなに変わらないというふうなことも聞いています。給食センターでは、限られた費用も本当に給食費を抑えて、それでも豊かな給食、栄養のバランスを考えた給食も取り組んでおられると思いますし、食材も地産地消の粕屋町で取れる野菜を使ったりとか、だしも原料から、かつおぶしとかいりこであるとか昆布であるとか、原料からだしを取ったりとか、そういうことも取り組んでおられて、

また、家庭ではあまり取り入れていないメニュー、お魚料理を使う工夫なども重ねてあります。その努力はまた、栄養士の先生方二人おられますけれども、メニュー表なども学校に配布してあると思いますが、そのメニュー表などにも、レシピを載せたりとか、工夫を凝らしてあると思います。そのほかに、この残菜、食べ残しを減らしていこうという工夫はありますか。

◎議長（小池弘基君）

井手給食センター所長。

◎給食センター所長（井手正治君）

給食センターで取り組んでいる、残菜を減らす工夫なんですけど、まず、宮崎議員が今おっしゃったように、まず、取り組んでるのは献立です。重なるところがありますが、説明いたします。献立は、まず、文部科学省の学校給食設置基準に基づいて、栄養士が作成をしております。この摂取基準は、児童生徒の健康増進と食育推進を図るために望ましい容量を算出いたしまして、家庭での食事で不足している要素を、可能な範囲で給食で補う内容になってます。不足最低要ります栄養素は、カルシウムや鉄、ビタミンB1、B2など、そして食物繊維などなんですけど、そういったものは大豆など豆類とか、小松菜などの野菜類、そして鰯などの魚介類などで補えるものです。必然的にこれらの食材を献立で使用するわけなんですけど、食べてもらえるように、いろいろ工夫をします。例えば、人気あるカレーライスなんですけど、そこに豆とかきのこ、そして、レンコン、ゴボウなど、季節に応じて、いろい

るな野菜を入れております。そして、外国とか日本各地の料理をアレンジいたしまして、文化とか、いろいろ興味を持たせて、食べてもらう工夫もやってます。そしてまた、献立ではないのですが、各学校のほうで給食週間とか、そういったものを設けまして、残さず食べる日とかもあります。そういったところで健康と体力作りのためにきちんと食事をとるということを意識づけをさせていただいて、取組をしてもらってます。以上になります。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

それで、学校の時制のことでちょっと伺いたいっていうか、結局、時制の中で、準備から片付けまでが給食時間、12時45分から13時10分って聞いております。その中で、食べている時間が10分だそうです。私も10分で、うちで昼ご飯やってみただけど、ちょっと厳しいなあって思っております。何か急かされて食べてる感じがします。私が過去勤務したときは20分ありました。それは学校は自校方式なので、そこら辺の融通がきいたのかなとも思います。食材を味わう、もう少し時間が欲しいところですが、あと5分延ばせないかということで、食べ残しが、ちょっと時間が増えれば減るっていう、何て言うんですか、情報もありますので、ここ5分、増やすことはできませんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

井手給食センター所長。

◎給食センター所長（井手正治君）

まず、小学校の給食時間なんですけど、配膳と片付けを含めて45分あります。小学校、学年が上がるにつれまして、配膳、喫食及び片付けが上達をしていきます。児童だけで配膳や片づけをできるようになるのですが、低学年では教職員が支援することで、時間内に終わるように工夫をされています。

次に、中学校の給食時間は、20分から25分になってます。中学校は、生徒が全て配膳から片付けまでを行えるのですが、小学校に比べ、短めになってます。そういったことで、給食の時間の後が昼休みになってますので、片付けは昼休みの一部を利用して調整することで、喫食時間を確保しているということです。学校の給食時間は、授業時間の確保と教職員の勤務時間や休憩時間の兼ね合いもありまして、調整は難しいと考えてます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

そしたら、その10分間の給食時間は、学校内で工夫してくださいっていうことを理解しとっていいですか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

学校の校時というのは、7時間45分、これにつきましては学校長の裁量になりますので、私たち教育委員会のほうから、給食時間を30分取れ、40分取れとかっていうことは、なかなか指導ができにくいところがございます。また、議員もおっしゃるように、小学校と中学校の給食時間が違うということなんですが、いずれも給食時間としての設定は、小学校は、ちょっと学校によっては少し差があるんですが、25分から30分。中学校は20分ぐらいが大体校時として、給食時間として当てはめられています。準備時間と後片づけの時間が別でございます。そういうふうによくいきますと、小学校は、準備から片づけまで、食べる時間も含めて45分間という時間帯が給食時間の設定になっています。中学校の場合は大体30分程度になっています。

そこに少し差がございますが、これは、議員、ちょっと給食についてあったということで思い出していただきたいっていうか、考えていただきたいんですが、私も中学校ですのでちょっと気が付かなかった部分があったんですが、小学校は、1年生から6年生まで同じ時制で動くんですね、ずっとね。1年生だからここは何分でチャイムが鳴ります。6年生は、ここでチャイム鳴らしますはできないんですよ。だから、1年生も6年生も同じ給食時間帯で食べたり片付けたり、いろんなことをやるわけです。だから、1年生は時間を短くすると、とてもじゃないけどその時間内には終わらない。しかし、6年生にしてみると、その時間は少し余ってでも、チャイムがなるまでは片付けができない、そのままちょっと食べた人は待ちなさいって感じですよ。

ところが、中学になりますと少しそのチャイム、早めになりますので、何か短く感じられる部分は確かにあると思います。ですから、毎年、4月5月については、給食時間が短いというのはよく学校のほうに父兄から連絡がございます。ところが、子どもたちは大体1か月すると、もう慣れてきますので、その声はもう上がりません。

なので、やはり、小学校1年生と小学校6年生でも、かなりの差がございますが、その時制で慣れてきているので、ちょっと中学校と一概に比較というのはできないと思います。それともう一つは、やはり昼休みの時間帯をものすごく楽しみにしているので、早く片付けて、早く遊びに行きたいというのがどうしてもございますので、高学年の子たちについては。なので、やっぱ中学校でも、この時制につい

ては、私は、もう無理からざるを得ないかな。じゃんけん取りしてあと残ったおかずを取り合いっこしたりとか、そういったことはやっていますので。やっぱり、食べないで云々ということじゃなくて、やっぱ食べながらやってるっていうのは、分かってると思います。時間だけの問題じゃないような気がいたします。今、非常にセンター方式なんで一品増えましたけども、本当に給食がおいしいということで、以前もおいしかったんでしょうけど、今は、残菜は、前の給食センターから比べると、僕は、今は減ってるように、相対的にですよ。若干ですがっていうふうに聞いております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

では、次に参ります。子どもが参加する食育教育の取組についてです。子どもたちが自分の考えを発信できるというのは、これから子どもの意見を言う機会を作るということで、重要になってくると思いますが、粕屋町特産の野菜を使って、児童生徒に調理をさせ、その調理している様子を動画に撮って、給食時間に流して啓発活動したり、また、そのアイデアがいいものは給食のメニューに取り入れたり。これは、宗像市で夏休みにやっているようです。もし、よかったら、その町のスーパーなんかの粕屋町特産の野菜のところで紹介してはどうかと思います。子どもが参加する食育の取組をどう考えてありますか。

◎議長（小池弘基君）

井手給食センター所長。

◎給食センター所長（井手正治君）

学校給食センターで行っている食育の取組について御説明します。

まず、献立放送原稿や給食だよりを作成してまして、学校給食センターの見学、そして親子料理教室というのをやっています。毎日の献立につきましては、栄養、食文化、食事作法、地産地消などの観点から紹介文を作成して、各学校の放送時間に放送してもらってます。また、給食だよりとしては、給食レシピの紹介、家庭での食事の際の注意点などを掲載して配布をしています。また、学校給食センターの見学を希望される学校については、調理の状況を直接見てもらって、どのように給食が作られるか興味を持つことで、食への関心への向上につなげてます。また、新型コロナウイルスの感染症で、見学会を実施できない時期は、インターネットを使いまして、リモートで見学会を開催したりしました。そして、夏休みの期間ではありませんが、給食センターで親子料理教室をこちらのほうでも開催してまして、親子で給

食献立の調理をしてもらって、食や調理への関心を持ってもらっています。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

給食センターと、また、学校教育っていうのは、関わりが難しいところがあると思うんですね。食育が給食センターの仕事って考えるのはどうかな。学校教育の中でも、食育教育っていうのはやってあると思うんですよね。その中で、子どもが発信できるようなことを考えてはないでしょうか。これ、ちょっと調べたら、給食週間がもうすぐやってきますね。年明けたら1月が給食週間ですね。そこに子どもたちがお手紙書いたり、絵を描いたりして、給食の先生ありがとうということで取り組んだり。それはもう学校の時間の中でやりますよね。ほかの自治体では、このパンおいしいよ。食べ残さないで食べようね。みたいなシールを作って、絵を描いたものを簡単なシールにして、それを給食の時間にみんなに配るとか、そういう取組をしている自治体もあります。

だから、どうしても、何て言いますか、食育っていうのはセンターだけじゃなくて、学校教育の中でも、やっていかないといけないんじゃないかなと思います。そういう食育の取組で、子どもが参加できる場所の取組っていうのは、何かお考えはないでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

井手給食センター所長。

◎給食センター所長（井手正治君）

子どものほうが主体的にされているということで、給食センターやつながりがあるのは、やはり残食を減らそうということで、子どもたちが取り組んでいるという情報はこちらのほうにも入ってきております。

それで、最近された事例としましては、要は学校の子どもたちの給食委員会のほうで、そういった取組をしようということで話し合ったそうなんです。学校のほうで食に関するクイズを作られるそうです。そのクイズを作られて、例えば、食缶を一つでも空にしたら、答えのカードがもらえるということで、そういったことで、食育に関して答え合わせをしようというのと、残食を減らそうという取組で一緒になって、自主的にされている事例は聞いております。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

補足説明いたしますが、子どもたちの食育に関しましては、一番は、私はこれ、

ほかの町もやってるかと思いますが、弁当の日っていうのを作って、そこは給食ではなくて子どもたちが自分で弁当を作って学校に持ってきて、そして、それをみんなと見せ合うじゃないけども披露し合うということで、食に対するの関心を持たせるということ。

それから、粕屋町はセンター方式ですので、町に二人の栄養教諭を配置していただいております。勤務場所はセンターのほうに配置してるわけですが、学校は大川小学校と東中学校にそれぞれ配置という形に、県のほうはなっております。この二人が計画的に学校のほうを訪問して、例えば、中学校だったら、家庭科の時間をするとか、小学校だったら、生活か家庭科の時間に、先生たちと協力して、今、所長が言いましたように、クイズ形式で、栄養素についてとか、例えば、食品の一つ一つの説明、魚とか肉とかいろんな説明を、子どもたちとクイズ形式でやるとか。そういった本当に身近な形で、学校教育とセンターが協力しながらやっているというのはあります。

もう一つは、センターの方に対するお礼の手紙とか、センターに行ったらそれ貼ってありますけど、そういった感謝の心もやっぱ育てるっていうのは、学校教育っていうか、学校現場もやっていただいているかと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

是非、子ども参加型の食育教育を進めていただきたいと思います。

では、次の質問に参ります。コロナ禍で、摂食障害で健康な体を損なっているということが、発育測定や健康診断で判明しているということです。養護教諭が早期に対応して、病院を勧めることもあると聞いています。これは、今年6月のニュースでした。食の大切さや体づくりの指導を、学校の中で行われていますか。

◎議長（小池弘基君）

井手給食センター所長。

◎給食センター所長（井手正治君）

食の大切さと体づくりの指導については、栄養教諭による給食訪問で行ってます。対象は、小学校の1年、4年及び6年生で、給食の時間に各学校の学級に伺いまして、食事による栄養取得と、成長期の体づくりの重要性について、説明をしてもらっています。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎ 4 番（宮崎広子君）

そしたら、発育測定とかで急激にもう、何ですかね、体重が減ってるとか、そういうことは見受けられなかったと理解していいですか。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

ないとはちょっと断言できませんけど、ちょっと私のほうに情報は入ってきておりませんので、深刻なものは、ないんじゃないかというふうに思っています。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎ 4 番（宮崎広子君）

来年明けたら、給食週間も始まりますので、是非、子どもたちの体と、食べる給食のいろいろな取組を、またこれからも進めていっていただきたいと思います。

それでは、時間もだんだん押しておりますが、今度は町の取組について伺います。フードロスの取組についてです。スーパーとかコンビニでは、フードドライブを行ったり、賞味期限の迫った食品を値引きしたり、手前に置いて取りやすくしたり、ロスをなくす取組を行っておりますが、町独自の取組があるかということと、消費期限が迫った防災備品は、今年はどういうふうに使われたかということをお伺いします。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

備蓄品の件につきまして、回答させていただきたいと思います。町が災害備蓄品としまして保管しております食料品のうち、賞味期限が近い食品につきましては、宮崎議員さんが御指摘されておりますように、フードロスの観点から、学校教育課を通じまして、ソーシャルワーカーの方に、貧困等の理由で十分に食事が摂れない世帯へ提供していただいております。令和5年のちょっと実績はないんですけども、令和4年度の実績につきましては、合計で212食提供してございまして、今後も引き続きフードロスに配慮しながら、対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎ 4 番（宮崎広子君）

あと、私、近所を通りかかった時に、ちょうど消費期限が迫ったものを、工場が持って行ってくださいって、段ボールの山のように積んで渡してあったんですけど、そこを通る人ってすごく少ない場所なんですよね。そういう工場に対して、町がそういう消費期限が迫ったものを、何かありませんかという、そういうつながりですね。町と工場の。そういうつながりがあるかということと、それから、これから長期休業に入り、子どもたち冬休みに入っていくんですけども、この子ども世帯に対して、何か食料品を支援するという考えがないかどうかということのを伺いたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私のほうから、まず、このゼロカーボン対策といいたいでしょうか、カーボンニュートラルに関しての対策の一つとして、やっぱり官民の協働が、非常にこれから先、重要になってまいります。今、宮崎議員がおっしゃったように、食品工場、要するに企業ですね。企業との連携によって食品ロスを無くしていくという取組を、今後、計画を練ってますので、その中の一つとして取り組んでまいりたいと思います。あと、子ども世帯に関する食料品の支援というのは、直接的な食料品の支援はございません。「親の学び舎」とか、そういったNPOの方々との連携を通じながら、間接的には支援を行っている状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

◎4番（宮崎広子君）

冬休みに入るときに、各区でも餅つき大会が行われたりして、行事が始まっている。そういうところで、とても賑わうといいますか、子どもにとっては嬉しい行事ではないかと思います。また、そういうところにも、何か町が支援していただければなあと思いながら、これからも、支援をお願いしたいと思います。また、地方創生臨時交付金も入ってくるようですので、何かそういう、非常に困るところに行き届くように、進めていただけたらなと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

（4番 宮崎広子君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今、宮崎議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩としたいと思います。

再開を10時40分といたします。

(休憩 午前10時29分)

(再開 午前10時40分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号10番、田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

◎10番（田川正治君）

おはようございます。議席番号10番、日本共産党田川正治です。通告書に基づき質問いたします。

イスラエルの大規模攻撃、パレスチナガザ地区の人道状況が非常に極めて深刻な危機に直面しております。ユニセフが、子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄になっていると厳しく警告しました。まさにジェノサイド、集団殺害の重大で危険な事態になってきております。パレスチナガザ地区の深刻な人道危機を打開するために、日本共産党は、各国政府と国際機関に、イスラエルにガザ攻撃、即時中止すること。そして、イスラエルと、パレスチナ双方が、即時停戦のための交渉のテーブルにつくこと。この2点の実現のために、世界の国々が一致して、緊急に行動を強めることを要請しました。

ロシアとイスラエルによる、核使用の脅迫が行われるもとの、核兵器廃絶を目指す核兵器禁止条約第2回締約国会議が開催されました。核兵器禁止条約の国際法としての実効性を一層強化し、核兵器のない世界への大きな希望を示し、閉幕いたしました。日本政府は世界唯一の戦争被爆国でありながら、被爆者の願いを裏切り、前回に引き続きオブザーバー参加すらせず、対話や議論を拒否した恥ずべき態度です。ロシアのウクライナ侵略、イスラエルのガザ地区大規模攻撃と、世界で戦争状態が拡大される中、岸田首相は、敵基地攻撃能力の保有を軸とした大軍拡に国家予算をつぎ込み、今年から5年間、総額で43兆円、軍事費をつぎ込み、軍事力と軍事施設を増強するため、教育福祉予算を削減する政治を推し進めています。

今、日本は、失われた30年について、どのようにこの日本を建て直すかということがあります。長きにわたる、日本経済を停滞させて、物価高の下、暮らしが疲弊し、経済の先行きの展望が持てない日本になっております。失われた30年は、財界大企業のためのコストカットを応援し続けた自民党政治にもたらされたものであります。その第1が人件費コストカットです。目先の利益のために、コスト削減に走る財界の要求に応え、労働法制の規制緩和の雇用を図り、非正規雇用を労働者の4割まで広げる、低賃金構造を拡大固定化すると共に、正職員の長期労働、長時間労働を蔓延させてきました。地方自治体には、行財政改革で、人件費削減や民営化な

ど、地方自治、住民自治が切り捨てられてきました。

そこで質問いたします。中央幼稚園と仲原幼稚園の廃園を中止することについて質問いたします。児童福祉法第24条第1項、市町村の保育実施義務、教育基本法第11条、乳児期の教育の公的機関の果たす役割として、現在の各小学校区にある町立幼稚園の果たしている役割は重要です。中央幼稚園と仲原幼稚園の廃園を中止して、町立幼稚園として存続、継続すべきではありませんか。町長並びに教育長の答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この問題につきましては、在り方検討会議の中でも十分な議論がされ、その答申を受けまして、内部的にも様々な協議も行っております。その内容について、そしてまた今後の方向性については、担当所管のほうから申し述べます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いや、私が求めているのはその中身の問題であって、また聞きますが、この児童福祉法と教育基本法との関係で、小学校区にある中央幼稚園と仲原幼稚園を廃園することについて、どのように町長また教育長として、考えてるのかというのを聞きたいわけです。そのことについて答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ですから、様々な総合的な検討によって、自身の考え、もちろん、これはございますが、総合的な協議の中で今後の方向性について今決めておるところでございます。その内容について、中身は様々ありますので、お答えしたいということでございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

また、担当所管課からは、具体的に幾つか聞いていくようにしたいと思います。まず、この町立幼稚園と存続するという点で、自治体の役割について、町長がどのように考えてるのかということなんです。私は、今まで小学校区に幼稚園、保育園設置して、地域の人たちが、子どもが歩いて安全な通園できるそういうような

状況、また、小学校と設置した幼稚園との関係において、非常にこの教育的な立場からも、大事な役割を果たしてきたというふうに考えるんですね。そのことについて、後でまた聞きますけど、行政改革とか、経費削減とか人件費削減、このような立場で、この問題についてを取り上げるということで、実施しようとしているのではないかというのが、一番私は問題として、はっきりさせておかなきゃいけない問題だと。ということで町長の立場を、はっきり確認をしたいということなんです。その点についてどういうふうに思いますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、御質問の中身は、実際の現実的な問題として、町長はどう対応するかということに尽きると思うんですね。その理念的なこと、法律的なことは確かにございます。実際、教育基本法、そしてまた、児童福祉法によって、幼児の健やかな成長に資する良好な環境整備に努めなければならない。そしてまた、在り方検討会議でもありましたけども、隣接するための優位性がございます。一方で、幼児期の教育につきましては、保育所等においても、平成30年の保育所保育指針の改定によりまして、保育所の保育における幼児教育の積極的な位置付け、保育所でも幼児教育をするんだよと、そういったような、指針の改定によりまして、幼児教育の一翼を担う施設として、幼児教育要領との整合性が図られ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として明確化し、取り決めが、今まさに進んでいるところでございます。

そういった中で、幼児教育保育の無償化、この影響が非常に多ございます。この影響によりまして、町立幼稚園の在園者数は急激に減少し、定員割れが続いています。核家族化や、保護者の就労形態の近年の多様化によりまして、保育に対する需要が増えている状況であるため、保育を必要とする未就学児に適切に保育を提供していくためにも、再編整備を現実の形に考えながら行う必要があるというふうに私は思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

町長も、方向性としては、今言われた点で言えば、幼稚園のいわゆる必要性のほう、薄れてきてると。いわゆる働く保護者の人たちが保育所を必要としたという立場、これははっきりしてるんです。現状は、全国的にそういう傾向です。それは働く保護者が増えてきてる、これはいいことですけどね。そういう状況の中での保育所が受皿として、作っていくというのをもっと充実させないかんというのは、当

然だと思ふ。

ただ、幼稚園を統廃合することによって、今まで幼稚園を必要とした、言わば働くことでなくて、働いていても、その条件がなくて幼稚園に通わせなきゃならないとか、私は保育園じゃなくて、幼稚園のほうが、保護者の考え方としては、そういうふうに、お兄ちゃんとかお姉ちゃんが、そのあとの弟、妹も含めて同じように通わせていきたいと。そこにいろいろな幼稚園の良さがあるんです。それは、パブリックコメントでも出されてるんですけど、私も今まで、幼稚園の入園式、卒園式、発表会とかいろいろ行きました。やっぱり、時代と共に、障がいを持つ、発達障がいを含めた子どもたちが多くなると、増えてきたなというのは思います。幼稚園に行ってますよ。幼稚園で、それが必要としてるといふ人たちがいるんですよ。

そういう点が、私は、町長はどういうふうに、教育の保育料の無償化の問題とか、働いてる人たちが言う、保育所を充実していくというようなこと。そういうことを、実際、自分たちが、今後どういうふうに保護者の人たちのためにやっていくかというところを、やっぱ大事にしていく必要があると思うんですよ。それが、どうもはっきり見えてこないんです。もうただ、人件費削減、経費削減、そのためには幼稚園減らせばいい。そういう方向にしか見えてこないんです。それはパブリックコメントでもそうですし、私が、相談があった人、保護者の人たちも含めてあるんです。行かせたいのに、何でこう今まで幼稚園を大事にして、自分たちも、子どもたちがそこに通うことによって、小学校に行けることも含めて育ててくるということがあるのに、何でそういうふうにするのかという意見があるんですよ。

それに対して、今までのパブリックコメントで示した3名の人が出した、あれが出てます。私も見ました。担当課の課長のほうからの資料ももらって見ました。その中では共通してるのは、残してほしいということなんですよ。そしたら、どういうふうに残していくか、廃園じゃなくて、残していくためには、縮小することも含めて、残せることがある。残せる。その方向を何で追求しないのかというのがあるんです。

それは、後で具体的に幾つかそういう、はっきり、今から質問する中でしていかないといけない問題としてあります。ただ、町長が、私はそういう立場で、考えておるならば、このパブリックコメントで出された意見。全く、取り入れないという状態になりかねないというふうに思います。そういう点で、私は、この点について、はっきり町長の見解を確認したいということもあって、再度質問をしたわけですね。

もう一つは、教育長のほうにも聞きたいんですね。後でまた小学校の教室の不足の分で、仲原小学校は、駐車場が必要だからということで、この幼稚園が廃園されることによって、有効利用したいというようなこともありましたから、そういう点

から見ても、教育長はこの幼稚園を廃園していく方向によって、小学校の施設整備を行ってほしいという考え方があってのことで、このいわゆる在り方会議の中で出された方向というのを捉えられてるのか、どういうふうな、この点について、小学校の施設を拡充する、そして駐車場に使いたいというふうなことについて、どうい
う見解があってこの内容について、学校教育課としての、教育長としての見解を持ってあるのか、その点について説明をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

まず、幼稚園の統廃合といいますか、廃園についてのお話を先にさせていただき
ますが、議員が先ほどからずっとおっしゃってますように、各小学校校区に置いて
いる幼稚園の存在の価値がどうこうっていう話もされてましたが、実際問題、各小
学校の附属の幼稚園でもないわけですよ。一つの校区にそれぞれ幼稚園というもの
を置いた、町立の幼稚園を置いた、保育園も置いた、そういった過去のやっぱり必
要性に応じて、設置されてきたものだと思います。

ところが、今回、厚労省でしたか、保育園の無償化、いわゆる就学前の3歳以上
の無償化、園児の無償化というのがございましたが、あれによって、大きくやっぱ
り世の中の価値感が変わったと思います。やっぱり、できるだけ長く子どもを預け
たいとか、そういったことで子どもを預けやすい雰囲気、社会を作ってくれたの
で、そちらのほうに預けたいということ。それから、幼稚園教育があったもの、保
育があった部分、これが限りなく、今引っ付いてきてる状態がございます。それ
によって、やはりこども家庭庁というのができた背景がそれだろうと思うんです
が、だから、幼稚園だ、保育園だっていう考え方は、私自身、就学前教育の中につ
いては一緒でもあるし、これを区別するものではないというふうに私は思っておりま
す。

今、需要として、町立幼稚園の希望者が少なくなってくれば、当然やはり、そこ
に存続させるのか、縮小するのかわろんな議論が出てくるのは、僕は当たり前だ
というに思ってます。今、質問されてる部分については、このことをどう思うかとい
うよりも、後の問題、学校の駐車場として使いたいからこうなのかという質問に
対しては、後の使い方については、何も決まってないと思います。一つの提案として
出されてる部分だと思いますので、私自身としては、小学校が足りないから、幼
稚園を潰してくれという意見を言ったこともございませんし、そういった考えもござ
いません。

ただ、今回この2園については、議員、今までいろんな場面を通じて、私たちは

お知らせしとったかと思うんです。こういう方向で今進めてますよとかですね。それを一気にもう一番最初の状態に持ってこられますと、いや、今まで説明していたのは何なんだろうかという気がいたします。僕は、「幼稚園を潰したから子どもたちに行き場がないですよ。親御さんたちは本当に路頭に迷われますよ。」じゃなくて、やはりそこには、「いや、こういうふうに変えますので、じゃあこういうふうな道がありますよ。こういうふうなやり方でご協力いただけないか。」ということで、パブリックコメントとかをいろいろとる中で、情報を提供したんだろうと思いますので、私は問題ないかと思いますが。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

教育長の捉え方はそうでしょう。今、報告ではね。しかし、実際は違うんですよ。私たちが委員会でこの問題について出された時には、もう方向性として、その在り方検討会議も含めて素案が出される、そういう運びになるころまで来てる状況なんですよ。そこまでの話は、何も統廃合の中身の具体的な内容というのはないんです。今の教育長の話では、もう何年も前からその話があつてということ積み上げてきてるということと言われると、私たちは、文教厚生常任委員会の時もそうですけど、今度の文教厚生常任委員会の中でもそのことを聞いたのはつい先ですよ。

だから、この議会ではっきりさせんといかんと。委員会では、その話は子ども未来課長とか来てから説明はありましたよ。しかし、それ意見を出してくださいとか、こういう話ですよということだけであつて、何も方向性として決まった内容はないんです。それにもかかわらず、今、教育長が言われるような形であれば、全くその別の教育、小学校の問題も含めて、幼稚園が関連した問題としてあるのにもかかわらず、全然、教育長はそれをどう維持できる問題でもあるのかどうかということを確認しなければ、もう教育長も一緒になって、学校関係も含めて、一緒になってこの方向を目指してやろうとしてるんだということになるんですよ。私はそうじゃないと、今の話はもう全く違うような話ですからね。私が一番今問題になってくるというのは、そういう小学校に隣接した幼稚園が今まであったことについて、やっぱり、正しく評価せないかん問題としてあると思うんですよ。幼稚園の果たしてる役割が大事なんですよ。

幼稚園を必要とする人たちは、当然、保育所が入れる条件があれば入れた人もおるでしょう。しかし、入れない人、また幼稚園に、今までのように就学前教育を含

めてやってもらう、そういうのを積み重ねとしてある。そこに通わしたい。いろいろ保護者の人たちの考えというのはあるんです。そういう点を、本当にいわゆる、今まで幼稚園を管轄する教育委員会の下での幼稚園に対する捉え方が、教育長はどのようなかというのを、ちょっと確認をしたかったわけですね。そういう点で言えば、何か話で言えば、保育所のほうが必要になってきとるけん、そっちのほうに行けばいいでしょうから、幼稚園なくなってもいいんですよってというのは、そういうふうな捉え方にしか、私は、教育長のさっきの発言には無かったというふうに思うんですけど、そういうことですかね。もう一度確認しときたい。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

枝葉を落とされますとそういうことになるんだろうと思いますけど、やはり、幼稚園教育と保育はやっぱ根本的に違うわけですよ。やっぱり、選ばれるのは保護者であって、やはり、町立幼稚園、現在4園ございますが、希望者が減ってきて今後どうするのかっていう話は、昨年とか、その前から出た話じゃなくて、以前からこれずっと話が、私は委員会でもあったと思いますよ。私は、この一般質問でも何回か受けてきたと思います。なので、この結果が出たから今初めて土壤に乗ったようなおっしゃり方されますが、今後、幼稚園のほうでこんなに減ってくるんだたらどう考えてありますとか、保育園のほうの大事さもあるんじゃないとか、いろんなやりとりをしていく中で、今、社会がそういうふうなもの見方に変わってきてるのかなとか、いろんなことを私思ったので、先ほどの答えのように、幼稚園は幼稚園にこだわる必要はないんじゃないかと。働き方としては、やっぱり預けやすいところ、それから、安心して預けられるところを町としてしっかり確認をしていくということじゃないかなというふうに思っております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いずれにしてもあれでしょう。今の幼稚園は、二つは廃園していいという考え方の基本に立っての話でしょ。今、言われた、そうでしょう。私はそうでなくて、残すべきだということも含めて提案してるんです。

しかし、教育長はそういう考え方で前からずっときてましたよと。二つは廃園するということでしょ。そんなことは、教育長はそうだったかもしれんけど、私たちはそういうふうに聞いてないです。それは、はっきり今後していきたいと思いません。その問題はね。はい。

それで次に行きます。2番目の問題で、中央幼稚園と仲原幼稚園の廃園は、行革のいわゆる人件費削減と位置づけて、それを町立幼稚園保育所在り方検討会議が、町立幼稚園、廃園ありきの基本方針で審議されたんじゃないかというふうに思うんですけど。その方針、町長は、あり方会議の検討も含めて、いろいろやってもらう中で決めていきたいということですけど、もともとそれを、私はその方針の下で、人件費、いわゆる廃園ありきの方針の下で、在り方会議のほうに提案されたんじゃないですか。それについて確認します。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

全くの誤解です。白紙の状態、この在り方検討会議に諮問をしております。

今、言われたように、行財政改革の人件費とか保育施設の削減が目的、私は、人件費の削減、一言も就任以来言ってません。逆に、職員を増加したい。人件費が増加しても、議員の皆さんのご理解を得ながら、この粕屋町が市制に向けての様々な行政分野での充実を図るために、人件費の高騰はあるけども、職員の増加をお願いしたいと、反対のことを言ってきたと思うんですね。そういったことで行財政改革の一環で諮問したかのような、今、ご質問ですけども、全くそれは誤解でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

結局、町長はそういうことでしょうか、在り方会議の内容、子ども未来課のほうから、所管課のほうから提案される、説明される内容については、まさにもう廃園ありきの中身なんです。それは、町長はそういうふうなことで、その捉え方をしなないということです。

しかし、実際は、現場のほうで私たちが聞くのはそういうことです。だから、資料も幾らももらいました。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

現場の担当のほうに、その辺については回答させます。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

今回の町立幼稚園保育所の在り方検討会議におきまして、全くそういったことは、白紙の状態ということではあるんですけども、現状の町立の幼稚園と保育所、これについて、課題となっている部分にしては、提示させていただいた上で、子どもたちにとって、今後の子どもたちにとって、よりよい幼児教育保育、これを提供していくためには、どうしたらよいかというの観点から、有識者の方を含めた委員の皆さまに、忌たんのない意見を出していただいて、検討していただいたもので、それをまとめて提言という形で出させていただいたものになっております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

素案に書かれてる、この在り方会議の中で説明されてるのは、こういうふうに小学校区ごとに設置されていた幼稚園の閉園を含む再編整備ということで、園児の小学校へのスムーズなつながりからすれば、環境面での後退と捉えられます。

しかし、妥当な行政の判断になるということを理解した上で提案しております。こういう方向ですよ。これはまさに、提案する中身について、廃園ありきのことで、この素案で回答されてるんですよ。全く白紙の状態で、このメンバーの人たちが話をし、どういう方向でまとめていくということとかじゃなくて、もうそういうことがあったから、廃園ありきの方向で考えた上、二つの幼稚園は廃園する。そして、その上に、ここに二つの保育園での職員の人たちは、大川と西の残ったところに配置しますという、そこまで載しとるんですよ。人員の差。余った分については、中央と仲原の分、ここにも問題があるんですよ。もともと、2つの職場で働いてる正職員の人は、町の職員として働くところあるでしょ。会計年度任用職員なんか、倍以上おるんですよ。この人たちは、全く行き場を失うような状態になりかねない。そういうことも含めて、この素案の中での報告はあるんです。だから、そこも含めてあるから、行財政改革の下で、もう二つの園を廃園するんだという立場で、示しとるからこそ、こういう報告になつとるんじゃないんですか。その点についてどうですか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

保育所の保育士の配置につきましては、現状でも、保育士自体が足りておりません。今、会計年度任用職員のほうの行き場が無くなるというお話でしたけれども、実際に足りてない現状がありますので、会計年度任用職員のほうが減るとかいう話ではなくて、現在の保育所自体が、職員、全く足りていないというところがあるの

で、そちらのほうに動くということで、検討したところでございます。当然、職員
のほうも中に入ってる部分ありますので、こういった形がいいかという話をしたと
きに、私は事務局のほうで入っておりますけども、その中で、現状、幼稚園の人員
が減ってきてるところがありますので、そういった話が出てくるものはあると思う
んです。あっております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

そこまで踏み込んだ話が、在り方会議で出されてるっていうことは認めるんでし
よ。そこまでされてるんですよ。ということは、廃園するという方向が示されてお
らん限りは、新しい職員をどうするかというところまでは、ここの中で審議する必
要ないでしょう。だから、全く私が今から質問しようとして幾つかの問題もあるん
やけど、例えば、次の質問で、これも前回一般質問でやりましたけど、来年度の入
園の時に、7年度の年中者、4歳児入園は停止ということで、保護者の人たちか
ら、私も苦情がありました。何なんですかっていう話。聞いてない話を唐突に言わ
れて、そしてもう自分の子どもを幼稚園、またそこに、発達障がいとかいろんな障
がいを持つ子どもが、弟がおるから、何とかまたここにお世話になって、今までよ
く指導して教育していただいたから、中央幼稚園に入れたいという人がおるんで
す。このパブリックコメント載っとるんですよ、これ。この人たちの行き場が無く
なるんですよ。

そして、これをそこまで示しとるということは、もう廃園ありきという方向で示
してるということであって、これ、ここでパブリックコメントをこれからとって
も、保護者の人たちはこれを見て、もう決まったことを私たちに言われてるだけ
のことであって、今からどうなりますかっていう話も諦める人もおります。そうい
う形の流れの中で、今の二つの幼稚園の廃園問題というのは出てきてるんですよ。
それは何でかっていうと、教育長が言うように前から決まってることで、みんな知
とるはずですよって、知らない問題がいっぱい回りよるんです。知らないからこそ
こういう意見が出てくるんですよ。そういう点から見て、この要望・苦情が出たこ
とについてどういうふうにされたのか、ちょっと3番目の質問について回答お願い
します。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

まず、在り方検討会議で廃園するという方向で検討していくことになった場合

に、考えられる影響については、当然その会議の中で示していく形になりますので、そこでその会議の中で更に検討を加えた結果のほうを提案書として出しておりますので、人員等につきましては、そういった話で出てきております。先ほど教育長も答えていただきましたけど、閉園後の跡地利用についても、そこについても課題として出てくる問題でありますので、提案につきましては、あくまで提案として行ったものであって、結論づけたものではなくて、はい。まだ続けますがいいですか。

◎議長（小池弘基君）

進めてください。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

来年度の入園停止の関係なんですけども、町立幼稚園保育所未来プロジェクトの提言書のパブリックコメントにつきましては、確かに存続の要望というのもありましたが、一方で、ほかの2園を充実させて地域の幼児教育モデルとして発信することへの賛成意見ということも上がっております。こちらについては、住民の方も賛否両論あるのかなというところで考えております。10月に、令和6年度幼稚園の入園児の募集のほうを行っております。現在、年中児、4歳児の入園申込み状況は、中央幼稚園が9名、仲原幼稚園が4名となっております。現在、この申込みの際に令和7年度は1学年のみになることをちゃんと説明して、ご理解していただいた上で入園申込みのほうもしていただいております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

パブリックコメントに載ってる3人の人は、賛否両論よりも、むしろ、存続させてほしい。今の幼稚園の必要性を認めてるんですよ。それが基本ですよ。あなたたちが出してくれたのを見ても。もともとこれ、こういう問題っていうのは、「賛成します。」とか「分かりました。」とか「大いに促進してください。」っていう人たちの意見はあまり出ません。大体これに対する意見、こうしてほしい、ああしてほしいという意見が大体多いんですよ。当然ですよ。パブリックコメントはそういう意見を出す人は。もうこのままでいいって言ったら、何もわざわざ、そういうことを出して、自分の意見を出すことを必要としません。そういう点で言えば、もっと私は、初めからこの問題で保護者の人たちも含めて、もっと広くアンケートをとって、それを基にやりなさいと、パブリックコメントで今までやっても、3人とか5人ですよ。今までずっとあるいろんなことのパブリックコメントに対する意見は。だから、ほとんど少ないんですよ。だから、保護者の人たちみんなから意見聞

いて、そして方向性を決めていけばいいことですよ。もっと。そしたら、存続してほしいということが当然多くなります。何でかと言うと、今までの中央幼稚園、仲原幼稚園の存在というのが、必要として、そこに親は子どもを育ててきて、そして、入園させてきてというのがあるわけですね、歴史が。だからそこを、もう少し、しっかりつかんで方向性を出すべきなんです。

それともう一つ、4番目。4番目ですね。この前も質問しました。小規模保育所を開園すると。仲原幼稚園とか仲原保育所とか、どこの跡地とかいうのはどっちかなんか定まらないですけど、いずれにしても、二つとも、仲原幼稚園、仲原保育所なくなったら、小規模保育所ができるんだなと。小規模保育所というのは、今までも何度も民間の人たちが、この小規模保育所を作ることが、国ができるようになったときに、3歳以上の子どもが受け入れられるところの施設が欲しい。町立幼稚園に入れてほしい。そして、ほかの幼稚園にも入れてほしいということで相談もあって、委員会にも本人が来て、このことについて何とかしてほしいと言われました。結局、何もできなかったんです。小規模保育所というのは、3歳以上どうなるかっていうのが、受皿がない限り、それは、0、1、2歳児の待機児童が多いところの解消にはなりません。それから、後の方向が示されていない限り、保障されない限り、何の、この小規模保育所として利用する人たちも必要性ってということにはならないと思います。これについて、どういうふうな体制を取ろうとしているのか、町長に答弁を求めます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

内容については検討しておりますので、所管のほうから申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

新しい町立の小規模保育事業所の連携施設といたしましては、町立の保育所3園のほうを想定しておりまして、各園の2歳児と3歳児以上の定員数のほうから、受け入れは可能であると考えております。もし、3歳児以上の待機児童が増大したという場合には、保育所の定員増とかのほうも検討してまいることとしております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

まず無理なんです。仲原幼稚園と仲原保育所が無くなるでしょ。あの周辺に今

まで預けた近場の人たちどこに行きますか。西幼稚園と大川幼稚園に行きますか。3歳以上。保育所といっても、保育所どこに行きますか、その近くは。民間のところもいっぱいですよ。仲原保育所が無くなって、3歳以上の幼稚園も無くなれば、それが全部そこに行ってしまうと、それ以上受入れられんでしょう、小規模保育所ができて。いや、そこは全く、仲原保育所が残るとか、仲原幼稚園が残ってるといふことであれば、小規模ができて、そして仲原幼稚園にというのはいりうるですよ。無くなるんでしょ。保育所に入れるだけでは、それは、今、0歳から入れたった保育所のところはみんなそこに入れておりますからね。当然でしょ。どこに行きますか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

9月28日の文教厚生常任委員会、町長のほうにも出ていただいた委員会だったと思うんですけども、そのときに、当面仲原保育所は存続するというお話になっておりまして、それに基づいて、今回、町立幼稚園保育所の再編整備計画のほうも出して、今現在、パブリックコメントを行っております。仲原保育所、閉園という話をされてましたが、当面、まだ閉園はしないということになっておりますので、訂正させていただきます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

しかし、パブリックコメントも含めて、出した資料には仲原幼稚園は閉園になるところでしょうが、幼稚園も保育所も。今までそれを出してきてるんですよ。ただ、町長とか出たときにはそういう話になったけど、その前のパブリックコメントで出したときは、その資料は閉園になってますよ。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。残り時間、21分ほどですので、あと残り3問あります。時間調整をしていただいて、質問していただくようお願いいたします。

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

田川議員が言われているのは、先に提出した「町立幼稚園保育所未来プロジェクト提言書」、こちらの在り方検討会議において、こうしたほうではいいのではないかという提言書になっております。それを受けて、町としてどうしていくかという形で、今回、町立幼稚園保育所の再編整備計画というものを作りまして、その分につ

いて、今現在、パブリックコメントを行っているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いずれにしても、そう簡単に、一つ幼稚園をなくして、仲原幼稚園。小規模保育所の後の受皿ってのは、なかなか大変だというのは、今までの実例だって、今説明しましたように、もっと検討して、小規模保育所でなくても、今までの状態で、仲原幼稚園での人数を受け入れるだけでやっていくだけでも、その小規模保育所を作る必要が無くなっていくというふうに、私はそういうふうに思います。

次に行きます。5番目か。中央小学校の先ほど教育長に質問した内容です。閉園する中央幼稚園は小学校教室を移設する。仲原保育所は、小学校の駐車場と結論づけておりますが、これについて、教育長に先ほどお話も聞きましたけど、これについて、どうしてもその必要性があるというふうに、今、認識してあるのかどうか。中央幼稚園に対して、小学校の教室にすると。そして、仲原保育所がなくなった場合は、そこを駐車場として活用するという考え方は、教育長。教育委員会のほうで考えとしてあるんですか。それについてです。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

現在は、駐車スペースが足りないのは確かでございます。ただ、それを工夫しながら今やっていたらいいんですが、それがあからここを閉園してくれということは、そういったことは申し上げたこともございませぬし、大体、在り方検討委員会ってというのは、いろいろ議員さんたちの質問の中とか、委員会の中で、幼稚園の希望者が減っているが、この先ほどお金のこととかいろいろ言われてましたけど、私は、幼稚園の園長さんたちから聞いたのは、「こんなに数が減ってくると、やっぱり集団教育ができないですよ。」「幼稚園教育本来の目的がなかなか達成できないので、このままやっぱり継続というのはいいいんですかね。」という相談を受けておったのは確かでございます。また、それが議員さんたちの耳に入ったんだろうと思いますが、少し町立幼稚園の在り方については、何か検討の必要があるんじゃないかということも言っていたらいい、今回、在り方検討委員会というのを、これ立ち上げたわけですよ。これがここ1年で立ち上がったわけじゃないんですよ、これ。もう何年もなります。これは議員さん知ってあると思います。その中で今回、廃園ということをして2園ちょっと提案してきた中で、やはり跡地の問題もやはり少し検討していただいて、それで出てきたのはこれであって、私も、これも一つあるな

ということなのですが、これは決定ではないと私聞いております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

分かりました。ただ、教育長が言っている、幼稚園の先生が、子どもの人数も含めて、減った中でどうするかという問題について、これは、町のほうで担当所管課でいろいろ幼稚園の先生から聞いた話などもまとめたのがあるんですが、そこでは、子どもの発達障がいを含めた、そういういろいろと、子どものいわゆる指導っというんですかね、保育していくに当たって、人数が少なくなることによって、それを対応できる条件がよくなるので、是非、それも、減っていく中でも維持していくようにできたらいいという話もあるんですよ。それは何でかって、先ほど私も言ったように、幼稚園の中で発達障がいの人たちを含めて増えてきてるようです。全国的にそうです。そういう人たちが少なければ25人でも20人でもして定数を減らしてやっていけば済むことなんですよ。そういう方向は何も考えなくて、ただ、必要とする問題だけを、実際その減ってるからもう無くてもいいんじゃないかという、短絡的にそういうふうな方向で結びつける問題ではないというふうに思います。

次に、いやもういいです。次に仲原保育所の建て替えについて質問いたします。仲原保育所の建て替えについては、町長はこれまで、敷地が今の保育所では難しいということなどで言われてました。しかし、今まで説明があつたけど、議会で提出しました提言書には、提言書を提出した時期に2年という期限も設けて、早くとにかく建て替えを仲原保育所もやってほしい、やるようにという提言になってます。それから後、経過してどういうふうになるのか、それはなかなか見つかっておりませんという話だけなんですけど、ただ、この中で先ほど言いましたように、仲原保育所の問題が、この幼稚園の問題と併せていろいろ問題に出されてることについて、保護者の人たちがどうなるのかという心配も出ております。町長は、この保育所の問題について、仲原保育所。先ほど説明されただけでなく、本当に急いで決めていくべき内容だというふうに思うんですけど、改めて町長お願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

提言書が独り歩きするような状況でございますが、あくまで提言であって、それを受けて、町としての総合的な判断によりまして、今後の方針を決めるということでございます。全然、結論ではございません。それをまず前提にお話を進めますと、この仲原保育所、確かに老朽化して、私が就任した直後にすぐ改修を行って、

何とか今、運営を行っているところでございます。将来的には、保育園児の動向を考えながら、建て替えも含めたところの選択肢の中で、立地条件、これ非常に今の保育所の周りが、仲原保育所の周りが浸水地域でもございます。そういった危険な地域には設置できないようなこともございますし、適当な空地はございませんので、まずは、その場所が大事でございますので、その空き地、建て替え地も含めたところ、そしてまた、保育園児の今後の動向を見ながら総合的に考えていく方針でございます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いずれにしても、保護者の人たちも含めて、どういうふうにするのかと。それこそ、閉園とか、廃園とかいうことじゃなくて、建て替えをどうするかというのが一番の関心事なんです。そういう点で、是非急いで方向性を示してほしいということです。

それと次に、中央保育所を建て替えのときに、保育子育てセンターの部屋を確保して、その運営に当たっていくということがあったわけです。それが、新しく中央保育所を建てられ、多目的ホール、多目的室なども含めて、確保されてるところがあるように思いますが、実際、この保育子育てセンターを設置していくことについての状況について説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

議会からいただきました「老朽化した町立保育所の建て替えについて」の提言書においては、保育子育て支援センターの構築の視点から、新たな町立保育所の役割として、公的機関、行政との連携拠点としての役割や保育士確保や人材育成の拠点、また、要支援や子育て世代への支援など、様々な提案をいただいております。その中で町立保育所の連携の要となるよう、私立保育園を含めた会議を定例化し、協議を進めていくことや、中央保育所建て替えに伴う保育所研修拠点の設置と医療的ケア児が受入れ可能な医務スペース、緊急時災害時でも受入れ可能となる太陽光発電、防災倉庫の設置計画を進めてきたところでございます。

また、現在、令和5年4月に創設されたこども家庭庁において、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に向けた検討が行われており、こども家庭センターを含めた新たな事業についても検討されており、状況は常に変化しているところでございます。町におきましても、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへの一体的な相談支

援を行えるこども家庭センターの設置に向けて整備を行っており、それぞれの役割についても、今後検討していく必要がありますので、方向性や役割が整理された後に決定していくものと考えております。今後も、粕屋町の保育所の中心的な役割を果たす拠点として、どのような機能が必要となるか、その機能を推進していくための人材確保も行いながら、今後、国の通知、議会からの提言、他の自治体の事例等を考えまして、私立認可保育所も含めて更なる取組を行ってまいりたいと考えております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

この点について、提言書の中にも載せてるんですが、例えば、川崎市とか東京の板橋区とか大阪の和泉市などについて、その当時に、子育て支援センターがあることも含めて、参考にということを示してたと思うんですね。そういうことについて、何か具体的に資料を取り寄せて研究するということは行われましたか。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

提言書の中にも、他の自治体のところを書いていただいていたと思います。その分に関しましては、一応ネット等で調べまして、ほかの自治体の場合は、児相とか、ああいうところまで含めたところでの子育て支援センターみたいところを書かれておったのが現実だったと思います。ですが、当町におきましては、そこまでの機能を持たせるっていうふうな、ちょっとスペースも厳しゅうございましたので、それ以外の部分でも拠点となるようなところっていうところで、研修とかそういうところを、やはり充実させていく必要があると思いますので、その分で行っていきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

是非、今の状況に応じてというのは、こども館の問題もありますし、そういうことを併せて、この施設、このセンター的役割を果たすところを検討していく必要があると思いますので、よろしくお願いします。

最後に太陽光、町の脱炭素施策の取組について、今までも質問をしてみました。ただ、この支援制度などを含めて、協議会で検討するということと言われておりまして、具体的に、この再エネ設備、省エネの助成制度の内容について、それと

一番大事なのは、2030年までの削減目標、2013年比で何%に目標を示しておるのかということについて説明を求めたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

今年度中に、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定するため、協議会を計3回実施しており、その中で、家庭部門や運輸産業部門といった、部門別に施策を検討中です。施策策定後に改めてご報告させていただきます。なお、省エネ助成施策の実施は、政策的判断が必要であるため、現段階では、公共施設への太陽光発電設備等の導入を進めているところです。住民向けの施策につきましては、今後、検討してまいります。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

2030年までの削減目標について確認していきたいんですが、今まで町長が、国の基準と変わらない内容で言われておりました。これは世界的に言えば、もう60%70%というのが、フランスとか含めて東欧のほうではあるんですね。こういう中で、ヨーロッパのほうであるわけですけど、日本は、その基準でいえば42%と言われる、2010年比があるんですけど、これでは低いということで指摘されてるんですよ。こういう点について、検討されてその方向を目標として決めたのかについて説明を求めます。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

2030年度の削減目標は、2013年度比の50%を削減目標としております。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

いずれにしても、それでも低いんですよ。これは、今、ドバイで、地球環境の問題について、COP28が行われてるんですが、その中でも、これに向けて、外国、日本以外のところは、先進国でも6割7割を掲げるという方向でやってるんですよ。ですから、日本の今基準だけでは、とても今、求められる削減目標にはならないという点で、私は、前、長野県の60%目標を持ってやってるっていうところも、説明をして、お話もしたんですけど、そういうことで、各市町自治体で、そう

いう目標を高く持って取り組むということも、私は必要だというふうに思いますね。そういう点で、是非取り組んでいてもらいたいということです。それともう一つは、公共施設の脱炭素化施策、年度内の策定ということでしたけど、具体的にどういうふうなことが決まっているのか。先日、西幼稚園に行った時に、近く、太陽光の設置などが行われるということも言われてましたけど、そのほかも含めて説明できる場所はお願いします。

◎議長（小池弘基君）

吉村道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（吉村健二君）

今年度の町全体の実行計画である、区域施策編の策定、公共施設等への太陽光発電設備導入可能性調査の実施、公共施設や自治体の事務事業に関する実行計画である、事務事業編の更新を予定しております。いずれも現在策定中の状況であります。具体的な計画と取組につきましては、策定後に改めてご報告させていただきます。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

今、福岡県内で、この省エネ・再エネの補助制度をやってるわけですが、先日、吉村課長のほうから資料をいただきましたけど、全県で17市9町が省エネ・再エネの補助策を行ってるんです。やってる内容は10業種あります。この中で大木町は8業種の補助金を出してるんですね。ここは、御存じのように、分別収集をして28種類の分別を行うというようなことなどを含め、取り組んでる町なんですけど、そういう点では、この福岡県内でも、町レベルで、粕屋町よりも予算規模は少ないところでも、太陽熱の関係の工事とかいろんなことで、出してるわけです。そういう点では、粕屋町でも、まだこの点について具体的に補助制度を決めておらないんですけど、例えば、私は前から言ってるんですが、住宅用の太陽光発電設備、それとか蓄電設備、こういうのも含めて補助するよというのを提案してきておるわけですが、具体的に、町長にこの取組を今後その施策の中に盛り込む、協議会の中の、いうことについての考えはありますか。それについて質問します。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まずは、公共施設等への、企業も含めて、脱炭素化の施策についての推進を図ります。一番難しいのは、やっぱり、民間といいたましようか、住民の方への協力です

ね。脱炭素化の協力が必要です。そのために、やはり、今、議員がおっしゃるように、補助金化、助成制度というのが重要になります。ただ、これは莫大な資金が必要になりますので、これは、次の最後のご質問にも関連すると思いますが、国、県の助成制度も含めた要望をしながら、積極的に町の助成制度についても進めてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

国が10年間で20兆円ですかね。何か、昨日テレビで、朝のNHKの討論会の中にそういうことが言われておりましたけど、その規模では足りないということで、問題になってるってことも言われてました。それこそ、ヨーロッパなどを含めて、もっと大きな規模での予算化もしているということなのですが、いずれにしても、国のほうに、補助金も含めて、補助制度を作っていくための取組として、町の計画を早く決めて、そして、それに対して、国に対して県に対しても補助制度を求めていくというそういう方向が、全国的にやっぱり起きていくという中で、国のほうの施策に対して、予算規模も変わっていくというふうに思うんです。一つは、世界的に地球的規模での問題ですから、世界各国の国の予算規模なども含めて、在り方が日本の国の政府の予算に関係してくるといふ、そういう大きな流れというのはあると思いますけど、いずれも地方レベルで、もっと積極的にそれを提案していつてもらいたいというふうに思いますが、最後にちょっと一言。町長。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

実は、今議会の冒頭、ご挨拶の中で申し上げました、全国町村長会。この重要な政府への要求事項の中に、このカーボンがあります。これ、それぞれの地域だけじゃなくて、日本全国の問題として、共通する最優先課題として位置づけて、政府にも要求をしております。これは継続して今後も我々首長が要望してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田川議員。

◎10番（田川正治君）

では、以上で終わります。どうもありがとうございました。

（10番 田川正治君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

田川議員の一般質問が終わりました。

ただ今から暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

(休憩 午前11時42分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号11番、福永善之議員。

(11番 福永善之君 登壇)

◎11番（福永善之君）

議席番号11番、福永善之です。質問通告書に基づき、質問します。

今定例会は二問予定しております。一点目は、福岡県の事業から紐づいている、移住支援事業について。それからもう一点は、MOA美術館粕屋児童作品展ということについて、というふうに質問します。

まず一点目、財務省が2022年国民負担率を公表しております。47.5%で、2023年度は、若干落ちるだろうという予想はありますが、大体、今後の社会保障費の増大ですね。そういうのを鑑みると、もうほぼ50%に近づくんじゃないかというふうに私は見ております。また、可処分所得ですね。これは、賃金から税金とか社会保障費を引いた額、自由に使えるお金がどのくらいになるのかということが、可処分所得ということになるんですけど。2022年の12月4日の日経新聞の記事があります。その記事の中で、これはヨーロッパとアメリカ、それから日本を比較した調査が、欧州委員会というところがなされております。2000年を軸にしたところ、2000年を例えば100としたところ、日本は今22年ですよ、22年間たっても、可処分所得は全く変わらない。つまり、自由に使えるお金は全く22年間変わってないということです。ヨーロッパに至っては、2000年から1.6倍、可処分所得が増えている。アメリカに至っては、2.6倍、可処分所得が増えているということになります。この資料は2000年を起点にしてますが、日本に至っては、1995年から2022年まで全く可処分所得が、もうほぼ一定の水準で動いているということでもあります。

これは何を意味するかというと、例えば、1995年、私がバックパッカーとして、海外に初めて行った時ですね。1995年は、アメリカ米ドル、1ドル当たり大体90円台で購入できたということです。今現在、2023年、アメリカ米ドル当たり、大体150円を推移しております。ということは、以前は90円で購入できたものが、今は150円必要になりますよと。日本は資源国家ではありませんから、ほぼ輸入に頼っております。ということは、輸入品に関しては、かなり多く、円が弱くなったせいで

払わないといけないという状況です。可処分所得は、20年から30年の間、一向に変わらない。しかし物価が上がってる。という現状であります。

この現状の中で、エンゲル係数というのがございます。消費支出に占める食費の割合ということですね。このエンゲル係数がかなり上がっていると。このエンゲル係数が上がるということは、国民の食品以外に購買する能力がやっぱり下がるということになりますので、これ、エンゲル係数が上がるということは、貧しくなっていくということになると思います。

このような現状を打開するために、私が思うに、まず、2点あります。賃上げ。それから、税金、今既存の税ですね。税金の支払いを緩和するための歳出削減。これが大事じゃないかなというふうに考えております。

では、移住支援事業について質問をいたします。この事業は三大都市圏、東京圏、名古屋圏、大阪圏から粕屋町に移住した者に対する支援金制度です。令和2年4月1日より制度化され、現在も継続事業となっております。今回の補正予算でも、県から600万円が入る計画があります。町の支出として400万円、違う、申し訳ございません。県から400万円、それから町から600万円という支出の予算計画案が提出されておりますが。

まず一つ目ですね。過去3か年、令和2年、令和3年、令和4年度の受け入れ実績、及び支援金の総額はということでお答えください。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

この事業につきましては、福永議員が今言われましたとおり、三大都市圏からの移住者に対しまして支援金を支給するもので、福岡県が実施する事業となります。移住定住の促進や中小企業等における人手不足の解消を目的としております。過去3年間の実績に関しましては、例年、9月議会の決算特別委員会でも御報告をさせていただいているところですが、まず、令和2年度と3年度につきましては、支給実績はゼロ件でございます。令和4年度の支給実績につきましては、6件ということで、決算額といたしましては、歳出額が630万円。歳入の県補助金が472万5,000円ということになっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

2番から4番までは一括でお答えください。これは事業評価、PDCA、これを基

に、次年度に事業継続するのか、それとも見直していくのかやめるのかっていうのが、評価していく基準というふうになるとは思いますが、令和2年度、令和3年度、令和4年度の事業評価をお答えください。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

令和2年度から4年度までの事業評価ということでございますが、2年度と3年度につきましては、そもそも支給実績がございませんので、評価と言えるのか分かりませんが、まず、令和2年度4月から移住支援金の受付を開始いたしまして、移住支援金に関する問い合わせに対応しましたが、申請には至っておりません。また、令和2年度の県全体での支援金の交付実績も1件と、非常に少ない状況でございます。交付に必要な要件を満たさず、申請まで至らなかったというケースが多くありましたので、その当時の課題といたしましては、交付要件の厳しさというのがありましたので、その辺りの拡充が課題ということで評価をさせてもらっております。

令和3年度の評価でございますが、令和3年度から移住元要件の拡充を行っております。これまで東京圏だったのを、三大都市圏まで広げたというような移住元要件の拡充とか、あと、就業先要件の拡充のほうを行った結果、相談件数のほうが大幅に増加しておりました。ただ、本町の支給実績といたしましては、0件ということでございまして、ただ、県全体での交付実績は11件ということですが、令和3年度中に、町内に移住しまして、令和4年度に申請予定とされているものが、2件ございましたので、交付要件の拡充の成果が徐々に出てきているのではないかと評価をしております。

最後に、令和4年度の評価でございますが、先ほど申し上げましたとおり、交付実績は6件、県内の自治体では、北九州市に次いで二番目に多い件数ということになっております。ちなみに県全体の交付実績は56件でございます。よって、評価できるものというふうに考えているところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

私の評価と、全く逆なんですよね。この事業、福岡県内、福岡県のホームページから拾い上げてます。令和5年の10月1日現在で、60市町村、福岡県にありますね。その中で参画してる市町村は30市町村。全部参画してるわけではない。福岡市

に至っては、もちろん、人口が流れてきますから、参画する必要性、必然性はないですね。これは、粕屋町のホームページから私拾ってますね。人口の推移ということで、平成2年から平成7年、平成12年、平成17年、平成22年、平成27、28、29、30、令和1、2、3、4というふうに、年間の人口推移、これ総人口と世帯数が載せられておりますが、どの年も人口が減ってない。右肩上がり。どの年も世帯数も減ってない、右肩上がりという状況なんですね、粕屋町は。その粕屋町において、なぜ、税金からお金を払って、例えば、18歳未満の子どもさんが、もし、それに帯同してくれば100万円とか払って、どうして、人口移住支援をしないとイケないのかっていう疑問があると思うんですよ。粕屋町にお住まいの方たちからするとですね。その辺はどのように考えておられますか。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

人口が増えているのに、こういった施策をする必要ないんじゃないかというふうな御質問だと思うんですけども、粕屋町が策定しております、総合計画、総合戦略におきまして、移住定住施策の推進というものを掲げております。それに沿った施策ということで、当然、必要な取組というふうに考えておりますし、今後、市を目指すということで市制対策室も作っておりますので、そのためには、人口5万人というのは当然必要になってきますので、そういった意味からも、必要な施策であるというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

粕屋町移住支援金交付要綱を作られてますね。その中で、第10条返還請求という項目があります。どういう条件だったら、支援したお金を返還しないとイケないのかっていうところが明文化されております。その中で二点ありますね。ちょっと疑問に思うのが。移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受領した、粕屋町から転出した場合、要するにお金を受け取ってから、3年未満に出ていきますよという意思表示をした人ですね。もう一点が、移住支援を申請日から1年以内に働くことが目的化してますので、その職を辞めた場合というふうになっております。ものすごくこれ、もう軽い。

先ほど申しましたように、平成2年から人口は右肩上がり、一度も下がったことはない。世帯数も右肩上がり、一度も下がったことはないという要件の粕屋町において、お金を払って移住してくださいってということが、果たして求められる施策な

のかつていうところがあると思うんですよ。例えば、山間部とか、人口減少はして
るような自治体におきましては、確かに産業を活性化させるとか、そういう名目は
あると思うので、そういう施策は考えられるかもしれませんが、人口は右肩上がり
で伸びている粕屋町において、わざわざ税金を使って来てくださいということが、
税の使い方として正しいのかということ、いかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

必要性に関しましては、もう先ほどお答えしたとおりですので、いろんな考えが
あるでしょうけれども、担当としては、必要な政策であるというふうに考えており
ます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員、

◎11番（福永善之君）

では、五番目。令和6年度以降の事業の継続はというところで、私のほうから
も、今の答えを聞けば、継続するというところでよろしいですか。はい。冒頭に私申
しましたように、今、町民の可処分所得、これかなり厳しい状況があります。自由
に使えるお金がかなり減っているという面があります。役所は、決められた税を確
実にもらいますよというスタンスですね。ただ、決まった税金を安くするとか、そ
ういう発想を今後持ってもらいたいと思うんですよ。税金があるから、これを全
部使おうとかいう、そういう発想ではなくて、本当にこの税金、この事業が必要
なのかとかですね。この事業は、誰のためにあるのかとか、この事業に対して、例
えば、ある人は、俺全然この事業には全く恩恵を受けようと思ってないという方が
いらっしゃるんですよ。ただ、そういう方たちにとっては、例えば、行政サー
ビスを無料にしますとか、そういうことを言われると、やっぱり負担というのが最終
的にはかかってきますので、ある程度、やっぱり受益者負担とかそういうことを考
えていかないと。

やっぱり、先ほど申しましたように、行政サービスを受けなくていいという層も
いらっしゃるんですよ。そういう方たちからすると、税負担ってのはやっぱりすご
く重い。自分が使いたいお金が税金として取られていく、そういう感じになって
いるんですよ。だから、行政としては、決められた税を取る。その決められた税を
全部使うという発想ではなくて、余らせていく、還元していくという発想を求め
たいというふうに思って、私の一つ目の質問を終わります。

では、二つ目ですね。MOA美術館粕屋児童作品展についてというふうに質問しま

す。これは、私、冒頭に申しましたように、1995年に日本を出国しました。21歳の時ですね。降り立った国はメキシコという国ですね。その中で、入国の際に、あなたの宗教は何ですかという感じの問い合わせがありました。21年間生きてた中で、宗教とか全く考えたこともなかったので、自分仏教やろなっという感じで、そういう感じで書いた記憶があります。中南米という諸国に、私、合計30数か国、ちょっと6年かけて旅をしてきましたが、中南米という国は、かなりカトリックのお国柄で、宗教を持ってないほうがおかしいという感じのそういうお国柄でした。どんなに小さな村に行っても、教会だけは立派に建ってるという、そういうお国柄が、中南米という当時でした。今回、だから、宗教を私否定するわけではないです。日本を出れば、宗教を信仰するというのは、当たり前という認識は恐らく強いと思いますので、日本が、異常に宗教というのにちょっと拒否感があるのかなっというふうには考えてますが、宗教を否定するわけではないの前提に、この質問を投げかけていきます。

作品展の主催者は、公益財団法人「岡田茂吉美術文化財団」であり、インターネットですねこれ、ウィキペディアによると、世界救世教、1935年に岡田茂吉氏により設立された、の関連団体とあります。応募の対象者は、小学生の1年生から6年生であり、同作品展は2022年度に1回目、2023年度に2回目、これ粕屋町において開催であります。まず一つ目、2か年の作品展の応募数をお答えください。

◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

応募数についての御質問でございます。教育委員会では、応募を实际された数については把握をされておられません。御報告もあっておりません。後援名義許可申請の添付書類によりますと、この企画書の中に、募集目標数というのが書いてありまして、本年も昨年も、絵画300点となっておりますので、このような数字の応募数なのかなというふうには想像しております。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

このMOA美術館児童作品展っていうのは、公式のホームページを持っております。ちょっと参照しました。この事業に参画している地方自治体の数をちょっと調べてみました。全部が全部ですね、参画はしてない。かつ、福岡県は結構多いほうなんですけど、九州の県においては、もうほぼないぐらいの参画数であります。粕屋町がこの事業に参画する理由は何でしょうか。

◎議長（小池弘基君）

堺事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

この申請者、実行委員会のほうから提出されました、後援の申請書のほうに同作品展の目的が記載をしております。令和4年度で申しますと、「創作活動を奨励することで、子どもの健全なる成長を願い、社会教育並びに情操教育の一端を担う。」、5年度で申しますと、「子どもたちが自然、環境、社会、他者との関わりを通し、興味や関心を持ったことを感性を働かせながら、絵画や書写によって表現することで情操を養い豊かな心を育てる。」と記載をされております。また、ホームページのほうにも、この作品展の趣旨が記載されております。これはもう議員も見られてることと思いますので、読み上げませんが、このような趣旨に賛同しまして町の教育委員会としましても、名義後援を認めておるものでございます。また、学校に対しましては、開催団体でありますところから、直接、コンクール応募の案内があつておりました、各学校の判断で参加をしておるところでございますけれども、あくまで子どもたちの文化活動、芸術振興として、教育活動の一環として行っておるものでございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

MOAのホームページから参照すると、粕屋町は、単独で2022年から始まってますよね。2022年以前は、MOA美術館福岡児童作品展という中の一角として参画をしております。なぜ、22年度から単独ということになったんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

堺事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

単独開催を判断されたのは、MOAのほうかと思しますので、町は、そのような単独事業でやりたいという後援申請が出てきたので認めたというものでございます。開催のほうに、どうしてそういう趣旨でやってるのかということ携わってるわけではございません。なぜ、単独でしたかというのは、推測する以外にはございませんけれども、単独でも、応募数その他の形で、事業として成り立つというふうに判断をされたのではないかなというふう思うところでございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

答弁の中で、MOAのほうから学校のほうへ直接応募の依頼があつて、学校のほうの判断で作品の応募がなされたというふうに、今答弁ありましたね。今、社会情勢として、旧統一協会の問題がクローズアップされております。その中で、旧統一協会、かなりの関連団体を持っております。例えば、団体の名前から判断、ものすごくしにくいような、例えば、一例を挙げますと、ピースロード。ピースロードというのは、これは自転車のイベントですね。趣旨といたしましては、世界平和をうたい文句に近づいていると。ほとんどの人は、世界平和を否定しませんよね。世界平和をうたいながら、入り込んでいくというような感じです。ピースロードのホームページによると、人の心と心をつなぎ、世界平和の実現に貢献することを目的に、全国を自転車で走るイベントとされているというふうにはですね。これも、全く趣旨は全然否定できないですね。否定できない。ただ、この旧統一教会の問題が明るみになってから、これ、かなりの自治体が、全国で62のルートでこの自転車のイベントがなされてたようです。かなりの自治体が、名義後援をされていたと。例えば、九州圏内ですと、熊本県と熊本市は、この問題が明るみになってから名義後援を取消したというふうになっております。

先ほど、教育次長のほうから答弁ありました、「創作活動を推奨することで子どもの健全な成長を願い、社会教育並びに情操教育の一端を担うことを目的とする。」と。全く否定できないですね。こういうの否定できない。ただ、今回の旧統一教会のやつも全く否定できない。何か問題があつたときに、やっぱりこうやって明るみに出てくるというのがあるんですよね。最近でいうと、エホバの証人の件が、国会の中でも議論が始まったというふうに聞いております。内容的には、信者の、未成年の児童、子どもさんたちに対する虐待。これが、数として上がったということで、こども担当大臣のほうからコメントがありまして、「宗教の信仰が背景にあつたとしても、児童虐待は決して許されない。宗教を背景とする児童虐待事案の相談の受理や対応状況など、今年度中にまとめ対応を検討したい。」というふうに、やはり、何かしらの問題がやっぱり上がってきたときに、こうやって事後対応というふうになっていると思うんですよね。

今回、町のほうとしては、名義後援については出しました。応募する判断については、学校独自にしてくださいというふうに投げてますね。これで私はいいのかなというふうには考えていますが、まあこれいいでしょう。

次、3番目ですね。情報開示請求の資料によると、作品展の実行委員会が出した企画書案には、収入として、協賛金が22年度に4万円。23年度に3万円が計上されております。協賛金の出資者は誰ですか。

◎議長（小池弘基君）

堺事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

これも、議員言われますとおり、企画書の中に金額は書いてございますけれども、その出資者名は記載をしておりませんので、直接把握することはできません。言われましたその作品展の公式ホームページによりますと、全国の市町村単位で行われている児童作品展、いわゆる地方展というものですけれども、こちらの運営は全て、地元の個人、企業の皆さまからの協賛金で賄ってあるという趣旨が書いてございます。各年度において、協賛金を出資された個人、企業の名称は個人企業でございますので、個人でございますので、伏せてあるのかなと思いますので、町のほうでは把握をしておりません。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

最低限でも、この組織の運営資金源は、確認しないといけないと思うんですよ。母体は宗教団体ですよ。宗教団体がやってるやつを、町が名義後援しますよというときに、そのときに、金の原資が、誰が出したのかというところをやっぱり確認しないといけないんじゃないかなというふうに私は思います。

じゃあ次ですね。憲法第20条第2項、これは、公立学校の宗教的中立性をうたっております。また、同じような第3項、これは、学校教育法第9条とダブっておりますが、公立の学校が、特定の宗教教育とか特定の宗教活動を禁止しております。主催者団体の名称は違うが、母体が宗教団体と考えられる団体の美術展が、公教育の中にうまく入り込んだと考える町民の声がありますが、教育委員会の考えはいかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

堺事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

はい、ちょっとお答えします。先に一点。学校教育法の9条ということで、今、言われましたけれども、恐らく、教育基本法のほうの以前9条、今、改正がありまして15条ではないかなというふうに思いますので、ちょっとそのつもりで、答弁をさせていただきたいと思います。先ほどの答弁ともちょっと一部かぶるんですけれども、学校におけます子どもたちの絵画等の作成、また、コンクールへの応募というのは、教育活動として行っておるものでございます。宗教的な意義というのは、一切持っておりません。ですので、学校教育法第15条で禁止をされております、宗教活動には当たらないものと考えております。

また、主催団体でありますMOA美術館の運営、先ほど申されましたとおり、公益財団法人でございますけれども、公益財団法人は、国の認定の分と県の認定の分がございます。恐らく、内閣府、国の認定を受けたものではないかというふうに思いますが、宗教法人であります世界救世教とは法的に別人格でございますので、ここは当然、区別をして考える必要があるのかなというふうに考えております。町の教育委員会といたしましては、あくまで後援を申請をされましたMOA美術館児童作品展の事業内容と、その主催団体でありますMOA美術館、その実行委員会について、営利目的であるとか、特定の政党、あるいは宗教を支持、支援しているものではないというふうに判断をしまして、町の要綱に基づいて、後援名義申請を許可しているものでございます。

なお、ちょっと追加ですけれども、今年の作品展、毎年の作品展ですけれども、文部科学省、外務省、厚生労働省、農林水産省、環境省も後援をしておられます。また、審査員としても参加をされており、それぞれの大臣表彰もされているという形で、国からも支援を受けておる事業ということでございますので、その観点でも、町が後援を行うことに不適當なところはないかというふうに考えております。以上です。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

今の答弁からすると、文科省等々、国のお役所が後援してるから、粕屋町としても後援しても問題ないというところですね。ということは、国が許可したやつは、粕屋町もおおのずと許可しますと。ただ、問題が上がったときには、問題ですねというスタンスということですよ。粕屋町独自で、後援名義を許可したということではなくて、あくまでも、粕屋町の上部団体のほうで、後援されてるから、粕屋町もしましたということによろしいんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

堺事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

上部団体といいますか、県でありますとか国、あるいは周辺のほかの自治体、こういったところが後援をしているかいないかというのは、あるいはまた過去に後援をしているか遡ってということは、判断材料の一つとしては大変重要であろうかというふうに考えております。ただ、議員の言われますように、問題がある、例えば、宗教会議がこの事業の中でなされているとか、先ほども出ましたけれども、趣旨としては賛同できるんだけれども、その団体が、もともとの宗教団体が非常に問

題があって、別人格でありますけれども、公益財団法人のほうも、ほぼ同一の団体であると、社会通念上認められて、そういった問題のあることに加担をしていると。そういった事実が明らかであれば、当然、ほかのところが後援を認めているかどうかにかかわらず、判断は変わってくるかなというふうに思います。ただ、別の宗教でそういうことがあっているだろう、そういうこともありうるんじゃないかという推測。この段階で、地方公共団体である粕屋町が、認定を認めないというのは、あまりに乱暴かなというふうに考えてるところでございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

ちょっと、私の認識とは違うんですね。いろいろな宗教団体あります。その中で、内部から声が上がるといのは、なかなか難しい状況。今、現代社会においては、SNSが普及したおかげで、かなり内部の声が起きてきているという状況ではないかと思います。旧統一教会の問題も、これはものすごく政治力を使ってますね。お金を信者の方たちから集めて、お金を政界の人に配ったりですね。かなり政治的な強みがあります。ただ、声が上がったのが、やっぱり信者の方たちが自分の家庭の、例えば、資産がマインドコントロールされたことによって、宗教団体のほうに流れていくというのが常態化していたということで、声が上がってこのような問題になったと思うんですけど、今は、問題が明るみにないから後援を否定することは無いというふうに、今答弁ありましたが、これは、公教育とやっぱり宗教の関わりというところを、やっぱり考えないといけないと思うんですよ。今の発想だと、宗教団体というのはかなりの数ありますんで、かなりの数の宗教団体から後援依頼があがったときに、はい、じゃあ目的が、誰も否定できないような立派な内容ですねってということで、後援しましょう、後援名義を差上げましょうという感じにとられますよね。その要件でよろしいんでしょうか。ほかの宗教団体が、粕屋町に対して、公教育の中で、例えば、こういう目的を持った事業をやりたいので、後援名義をお願いしますといったときに、それを引き受けるということよろしいんでしょうか。今、問題がないということをお前提にですね。

◎議長（小池弘基君）

堺事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

町の要綱の中では、特定の政治、あるいは宗教に支援するものは、認められないというふうに書いてあります。宗教団体が、直接、後援申請をして参られたということは今までありませんけれども、もしあれば、まさにその宗教団体、宗教するた

めの活動されてある訳でしょうから、これは後援を認めにくいのではないかなというふうに思います。今現在、この問題となっておりますのは、あくまで先ほど申しましたように公益財団法人、宗教とは別人格でございますので、そこは区別して考えているものでございます。

◎議長（小池弘基君）

福永議員。

◎11番（福永善之君）

別団体ということは、名称を見れば別団体でしょう。ただ、母体は宗教団体。設立者は同じ人なので、世間がどう思うかですね。行政的には、「名称は違います、別団体です。」というふうに答弁されますが、同じ人間が、宗教団体を設立した人が違う組織を設立したということで、これを別団体と呼べるのかというところは、これは世間が判断すると思いますが、私は、違うと思います。

では、最後ですね。同団体は、教育委員会に対し、後援名義許可申請をしています。これ先ほど答弁されましたね。作品展の場所は三か所、サンレイク、図書館、こども館です。昨今、宗教団体とその信者、特に家族の間で、金銭的な問題が世間の関心と呼んでおります。税制上の優遇を受ける宗教団体に対し、行政側が後援することが、団体の活動を補助していると考える町民の声があります。宗教団体と関連がある団体を後援することに対する、教育委員会の考えはということで、もう答弁されましたよね。

これ、昨年、私のことなんすけど、次女が親元を離れて大学に行きました。大学のほうで、最初に案内があったのがサークル活動。サークルの勧誘には気をつけてくださいよということの案内がありました。これ、NHKの解説員の方が、2023年4月12日にネット投稿してるやつです。その中で、大学の生協が、全国の大学生、これおよそ9,000人を対象に行ったアンケート調査があったようです。入学後に遭遇したトラブルは、何ですかということで、五つ挙げられております。まず第1位が、バイト先での金銭、労働環境ですね。2番目が、SNSのやりとり。3番目が、訪問販売契約。4番目に、宗教団体からのしつこい勧誘。5番目には、自転車による交通事故というふうに、これが多かったということです。この勧誘について、高校、ほとんどの子どもさんたちは、高校生までは親元、親と一緒に共同で住まれているのがほとんどだと思います。大学に至ると、一部もう親元から離れるという方が増えてきますので、そのときに初めて、宗教というところにぶつかってくるのかなということで、私は考えています。

その中で、親公認の下に、このような宗教に自分の子どもがのめり込むっていうのは、許容範囲かなと思いますが、親の公認ではない状況で宗教にのめり込んでい

った子どもさんが、もし、いるとしたら、親としては、これはものすごく心配事かなというふうに、ではないでしょうか。私はそう思います。例えば、これ、統一教会の問題で、これですね、高額な寄附をしてしまった信者の本人に代わって、家族は寄附をしたというところで、結構問題になっておるようですが、マインドコントロールの下にある信者の方っていうのは、自ら進んで寄附をするそうです。その寄附することが悪いことじゃないというふうに、もうそのような感じの認識でいるそうです。ただ、それが親の同意の下であれば、私は問題ないと思いますが、親の同意じゃない範囲で、自分の子どもがそのようなところで資金を出していくということに対しては、やはり問題じゃないかなっていう。私は、もし、自分の子どもがそうであれば問題だと思います。ただ私は、入学する前にも徹底的にこういう宗教の在り方っていうのを話していきました。

何を申したいかという、まだ、今回のMOAの関係に関しましては、小学生1年から6年生ですよ。冒頭に私申しましたように、私、21歳のときに初めて自分の宗教で何だろうっていうのが、直面したのが入管のときです。入管のときにそれを求められましたので。1年生から6年生のときは、やっぱりそういう宗教団体が母体となるとこからの入り口というふうに考えないといけないと思うんですよ。その入り口に、宗教団体がいろいろな方法で入り口入り込んでくる。それが積み重なってそういう、例えば、成人に近い頃になって、確かに、ああいうMOAだったのかな、そういうところになってきて、宗教に入会したりとかしていくのではないかなというふうに考えております。その入り口に、学校、教育委員会が名義後援をするというところは、ちょっとまだ考えないといけないんじゃないかなというふうに、私は考えております。よろしいですか。この入り口というのは、いろいろな方法でやっぱり入り込んでいきますので、何らかの問題があった時に、問題があって対処するのではなくて、やっぱり、問題が未然に防いでいかないといけないんじゃないかな。それが、公教育じゃないかなというふうに考えて、私の一般質問を終わります。ちょっと、まとまりがなかったですね。回答しますか。

◎議長（小池弘基君）

堺事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

最高裁の判例にあるところなんですけれども、宗教活動というのが、何かというところの判例が出ておまして、一つには、宗教的な意義があるということ。そして、プラスだったりマイナス勧奨とか圧迫でもいいんですけれども、何らかの効果をもたらしているということが、宗教活動だそうでございます。議員が先ほど言われましたような、勧誘をしたり、マインドコントロールをしたりする、未成年に対

してということの活動があれば、当然問題であろうかと思いますが、そのような実
際的な問題が美術展、あるいはその主催団体のほうにないにも関わらず、特定の宗
教この場であれば、世界救世教ということで見定めて、関連があるからというこ
とで後援を認めないということであれば、まさにこの宗教的な意義を持って、圧迫勸
奨しているという宗教活動に当たるのではないかと思います。また、公共団体とし
て、逆に問題ではなかろうかというところが一点ございます。

それと、議員が言われましたような問題行動が、当然あるのであれば、先ほども
答弁しましたがけれども、後援するしないの判断には大きく関わってまいります。当
然、後援することが不適當であるという判断になるかと思えます。申請団体のほう
が、そういった問題のある宗教団体と密接不可分の組織であって、その問題行動を
実際に行っているというものであれば不適當でございます。今のところ、そういっ
た後援をされているということは、一切私たちの耳には聞こえてきませんので、も
し、議員がそのような不適切な事実を御承知であれば、まず、お知らせいただき
たいと思えますし、そういった事実がないにも関わらず、そういう可能性があるだろ
うということで、宗教だからということで、拒否をするというのは、言ってみれ
ば、そうですね、例えば、不適切か適切か分かりませんが、外国人である、だ
から、犯罪を起こすんじゃないかということで、いろんなことで弾圧する。まさに
これ差別問題ではなかろうかと思えます。宗教差別に当たるんじゃないかと思いま
すので、地方自治体としては、そういったことをすることは、大変不適切ではない
かなというふうに考えるところでございます。

(11番 福永善之君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

福永議員の一般質問が終わりました。

これにて、本日の「一般質問」を終わります。

本日は3名をもって終了いたします。明日6日及びあさって7日にも一般質問を
予定しておりますので、傍聴にお越しいただけるか、ネット中継を御覧いただきま
すよう、御案内申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後1時48分)

令和5年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和5年12月5日（火）

令和5年第4回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和5年12月5日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

4番	議席番号	14番	山脇	秀隆	議員
5番	議席番号	9番	川口	晃	議員
6番	議席番号	8番	鞭馬	直澄	議員
7番	議席番号	2番	田代	勘	議員

2. 出席議員（15名）

1番	古家	昌和	10番	田川	正治
2番	田代	勘	11番	福永	善之
3番	杉野	公彦	12番	久我	純治
4番	宮崎	広子	13番	本田	芳枝
5番	末若	憲治	14番	山脇	秀隆
6番	井上	正宏	15番	安藤	和寿
8番	鞭馬	直澄	16番	小池	弘基
9番	川口	晃			

3. 欠席議員（1名）

7番 案浦 兼敏

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤川 真美 議会事務局係長 松永 泰治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（16名）

町長	箱田	彰	副町長	吉武	信一
教育長	西村	久朝	住民福祉部長	神近	秀敏
都市政策部長	新宅	信久	教育委員会次長	堺	哲弘
総務課長	豊福	健司	経営政策課長	吉田	勉

協働のまちづくり課長	高 榎 元	総合窓口課長	大内田 亜 紀
子ども未来課長	渡 辺 剛	介護福祉課長	古 賀 みづほ
健康づくり課長	石 川 弘 一	都市計画課長	田 代 久 嗣
道路環境整備課長	吉 村 健 二	社会教育課長	臼 井 賢太郎

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

本日は、一般質問2日目で、4名の議員を予定しております。

本日、7番、案浦兼敏議員から体調不良のため欠席届が提出されております。また、執行部部長級におかれましては、古賀総務部長が体調不良のため欠席されております。

ただ今の出席議員数は、15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに、文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手をされますよう、併せてお願いいたします。

それでは質問順に従い、質問を許します。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

(11番 山脇秀隆君 登壇)

◎14番（山脇秀隆君）

皆さんおはようございます。2日目の1番目ということで、2日目の1番目、やるのは初めてじゃないかなと思いますんで、緊張しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、14番、山脇秀隆でございます。通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

今回の質問につきましては、まちづくり活動の推進におけるボランティア活動の現状と課題について、2番目には、コミュニティバスの導入についてを質問してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。令和3年度から令和7年度の計画であります、第5次総合計画の基本計画に沿って、その進捗と課題を見据え、粕屋町の将来像をイメージしながら質問したいと思います。

まず、ボランティアの定義は、簡単に解釈すると、仕事、学校とは別に、地域や社会のために時間や技術などを提供する活動と言われております。協働のまちづくりの担い手となるボランティアは、高齢化などにより、減少傾向にあると前期の計

画からの課題として取上げられております。まちづくり活動の推進におけるボランティア活動の現状と課題をどういうふうに捉えているのかお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ボランティア活動の今の現状、そしてまた、推移につきましては、詳細は担当のほうから後ほど説明をいたしますが、確かに議員が御指摘のとおり、社会情勢、特に経済情勢によりまして、ボランティア活動が若干減少ぎみになっているという事実はございます。総合計画の中にも、こういったことを克服して、ボランティア活動を推進するという旨の計画も出しておるところでございます。それでは、具体的なものを、詳細を説明いたします。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

粕屋町では、町民と行政とが協働して行うまちづくり活動を支援するため、平成29年6月にサンレイクかすや内に、粕屋町まちづくり活動支援室を設置しており、町民との協働によるまちづくりについて、協働のまちづくり課のほうで所管をしております。

まちづくり活動支援室に登録しておりますボランティアの状況でございますが、団体個人それぞれございまして、過去5年間としましては、平成30年度が39団体、個人ボランティアが11人。令和元年度が43団体、個人ボランティア17人。令和2年度が42団体、個人ボランティア20人。令和3年度が47団体、個人ボランティア23人。令和4年度が51団体、個人ボランティア24人と、ほぼ右肩上がりに増加をしております。

しかし、今、町長のほうも申し上げましたが、協働のまちづくりの担い手となるボランティアの方は、高齢化などにより、減少傾向により、ボランティアやまちづくり活動が、活性化するためのネットワークづくりに取り組む必要があると認識をしております。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止による活動の制限が、ボランティア活動に大きな影響を与えていると考えており、適切なフォロー等をどのように行うかが新たな課題となっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

少しは増加傾向にあるというお話でした。後期基本計画では、今言われたように、ボランティア活動が活性化するためのネットワークづくりが必要とするっていうことで、ボランティア団体やNPO法人などの団体同士の交流機会を作ることで、多様な地域課題に柔軟に対応できる仕組みづくりをすると明記しております。どういった仕組みが作られたのかを聞きたいということと、また、高齢者などが自らの知識や経験、技能を生かし、学校や地域、社会教育施設、子育て支援施設で、学習支援や技術指導を行う機会を広げるとしてしております。こうした取組の、また現状をお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

仕組みづくりのほうについて、協働のまちづくり課のほうで答弁をさせていただきたいと思います。これまで、交流会を何度も計画はしておったんですけども、なかなかコロナの関係で、実施ができないというところがありました。そこで、令和4年度、令和5年の3月25日に、このまちづくり活動支援室に登録されてます団体及び個人の方を対象に、まちづくり活動団体交流会というのを実施しております。それまでは、なかなか活動ができずに横のつながりがなかったものが、これで新たにこういう団体があるということが認識できて、参加していただいた方からしては、かなり好評な結果をいただいたところです。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

介護福祉課のほうから、高齢者に関するところで申し上げます。介護福祉課では、介護保険法による地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業の一つとして、ボランティアの育成をしております。当町では、粕屋町サポーターの愛称というか、「かすサポ」という名称で、高齢者の介護予防支えるボランティアを募っております。毎年、育成教室を開催しております。かすサポ部員になるには、養成講座の受講が必要で、今年度は50代の受講者もおられまして、活躍が期待される場所ですけども、受講者の実人数は、令和3年度が4名、4年度が8名、5年度が6名と横ばい状態です。また一方で、「ゆうゆうサロン」ですが、住民主体の地域サロンになりますが、こちらのボランティアは、70代が中心となっております。ボランティアの高齢化とか、かすサポと同様に、人数の横ばい状態といった課題が上がっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

それでは、子ども未来課のほうから子育て関連施設の関係であります。こども館におけるボランティア活動といたしまして、粕屋町子育て応援団があり、読み聞かせや託児、公民館の活用など、チームに分かれての活動と、あとは11月のほうに開催させていただきました「わっしょいフェスタ」、こちらのほうでの催し等のほうを行っております。こども館の開館当初から活躍をいただいております。わっしょいフェスタについても認知されてきたところだとは思っておったんですが、新型コロナウイルス感染症による自粛期間を経て、今回やっと、ようやく読み聞かせとか、一部の公民館での活動が再開をされてきたというところになっております。新型コロナウイルス感染症の影響で、活動の場自体が減少したということもありますが、それ以外に社会状況の変化により、各チームの取組に対する環境というのも変化しております。社会状況に合わせて見直していくというところも出てくるのかなというところは、問題点だと考えております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

ボランティアの活動団体っていうのが様々にあるっていうのが、今聞いてて分かりました。仕組みづくりっていう部分では、なかなか、何かいまいち分からなかったっていうか、どういった仕組みでこういうふうやってるかっていうのが、まだ交流会程度っていう、流れの中での、話だったというふうに思いますんで、全体的に、やはり、コロナの影響もあるんでしょうけれども、なかなか進んでないというのが現状だろうというふうに思っております。

次に、計画では、まちづくり活動団体への支援業務及びボランティアコーディネーターを実施するとしております。ボランティアコーディネーターについては、町民のボランティアな活動を支援し、その実際の活動において、ボランティアならではの力を発揮できるよう、町民と町民、または組織をつないだり、組織内での調整を行うスタッフと捉えられております。そのコーディネート役を担っているのは誰なのか、また、コーディネートをした現状についてお聞かせください。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

まちづくり活動支援室では、ボランティアの募集やコーディネート、今言われましたように、ボランティアを必要とする方とそれに応える方をつなぐことになりませんが、こちらを行っております。個人のボランティアへのコーディネートは現状十分に行えておりませんが、音楽等の活動されていらっしゃる文化ボランティアの登録団体の方と、それを希望される高齢者施設等へのコーディネートについては、実績がありますのでそちらを御説明したいと思います。平成30年度は26件、令和元年度は17件の実績がありましたが、その後、コロナ禍になりまして、コーディネートの依頼の受付を中止しましたので、令和2年度については件数がありません。令和3年度には1件、令和4年度には8件という形でとどまっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

なかなか進んでないっていうか、現状ではこれとってすごいなっていう部分が見えない。一部分にとどまっているっていうのが現状っていうふうに、今捉えられました。コーディネートをする役っていうんですか、そういった技術が必要であろうかと思います。全国ボランティア協会では、ある一定のボランティアコーディネーターの資格試験が実施されております。支援室には、配置の職員の資格もあると思いますので、その有無を聞きます。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

設置当初は、協働のまちづくり課の職員も、今、言われました特定非営利活動法人「日本ボランティアコーディネーター協会」のボランティアコーディネーション力3級の資格を有しておりましたが、現在、人事異動によりまして協働のまちづくり課担当職員は、その資格を保有しておりません。ただ、包括業務の委託を行っております職員のほうが、その資格を保有している状態でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

ボランティアに関する支援ということで、今、るる状況を聞いております。この認識を後で町長のほうには振り返っていただいて、見解を述べていただきたいと思っておりますので、これからまた続けていきますので、よく聞いていただきたいと思いま

す。よろしく申し上げます。

資格試験、2名いるうちの1名しか持っていない、正職に関しては、持っていないという状況の中で、やっぱり、今、言ったようなボランティアコーディネートをしていかなきゃいけない、つなげていかなきゃいけないという、部分がある中で、今、お話だったと思いますんで、まだまだ不足してるのではないか、力が入れ込まれてないのではないかという認識をした次第であります。

厚生労働省が行ったアンケート調査では、過去5年間に、ボランティア活動の経験がある人及び今後のボランティア活動参加に興味、関心のある人、823名から回答を得ております。それによりますと、ボランティア活動参加に影響を与えた要因として、ボランティア活動に関する経験や意識については、7割近くの人が「テレビや新聞等のメディアでボランティア活動について、見聞きをし、関心を持った。」としております。また、社会の役に立ちたいと考える人も多い一方で、家族や友人などと社会貢献やボランティア活動について話し合うことがある人は、2割程度と少なかったとして、身近な人からのボランティアに対する働きかけが少ないということでもあります。一方、活動に参加する上で、不安や障壁になると思われることとして、「一旦始めると、いいかげんなことはできない。」が最も多く挙げられており、ボランティア活動に対しハードルの高さを感じている人が、かなりいることが考えられます。その障壁の要因として第1の課題とされております。その他、「時間不足。」「ほかにもしたい余暇活動がある。」「とにかく時間が無い。」や「情報不足。」「自分にどのような活動ができるか分からない。」「どのようなボランティア活動の場があるか分からない。」も多くの人にとって参加の障壁となっているということでもあります。

そこで、学校教育におけるボランティア意識の醸成はどのように行われているのかをお聞きします。

◎議長（小池弘基君）

堺事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

まず、小学校においてでございますけれども、総合的な学習の時間の中でボランティアに関する学習を行っております。時期は、学校にも少しによりましてずれますけれども、おおむね、例年10月から11月頃に、日々、交通誘導などをしていただいております地元のボランティアの方々に、子どもたち自らが話を伺いまして、ボランティアの意義、やりがいなどを学んだ上で、自分たちでできることを考え、例えば、今年度、令和5年度でありましたら、地域の公園や神社等の清掃を行うといったような内容を決めて実施をしておるところでございます。またほかにも、青少

年赤十字活動を行っておりまして、毎年、年度初めのおおむね、これは6月頃になるんですが、加盟式を行っております。その際に、赤十字のほうからボランティアの方を派遣していただきまして、いろいろ活動の説明、そして青少年赤十字活動の基本理念であります、気づき、考え実行するといったようなことを学んでおるところでございます。その後、実際の活動としまして、ペットボトルキャップやプルタブなどを集め、赤十字を通して寄附活動などを行っておるところでございます。

次に、中学校でございますけれども、学校の樹木管理などをしていただいております保護者のサポーターというのがあるんですけれども、その子ども版といたしまして、サポータージュニアという集まりがございます。校内の花壇ですとか、花壇でない土の除草作業ですとか、水やり、球根の植え替えなど、主に植物のお世話という形で活動してくれております。また、赤黄色青などの色の名前をつけましたグループ、これをユニットと呼んでおりますけれども、このユニットを作りまして、そのユニットごとに競争しながら、ペットボトルキャップを集めて寄附をし、開発途上国の子どもたちの命を救うワクチン、これに変えるという「キャップdeワクチン」という取組を行っておるところでございます。

これらの活動を通して、ボランティア意識の醸成に取り組んでおります。さらに、このボランティア意識の醸成がなされている結果の一つであるんじゃないかというふうに考えておるんですけれども、身近で困ってる人を助けたり、環境美化等の活動を独自に自分たちで自ら行っている児童生徒というのがおります、毎年。毎年度、それらの善行に対する表彰を行って、一層の意識醸成へとつなげておるところでございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

先日、人権のつどいがありまして、その作品の中にも、作文の中に、ボランティアという言葉が出てきまして、認識がすごく、やっぱり子どもたちにも入ってるんだなっていう。これは、教育基本法の中で、ボランティアの在り方を探る上での社会奉仕活動をやっていくという流れの中での、今、活動だというふうに認識はしておりますので、当たり前なことをやっていたらいいんだなっていうふうなことでしかないんですけど、いずれにしても、裾野からやっぱり、ボランティア意識を醸成してきてるっていうのは、大事なことだろうというふうに思ってます。学校教育の現場で、子どもの頃からの意識の醸成は、社会貢献活動の自主性、自立性や協働の精神を養い、主体的に社会に参画することに寄与していくと考えられておりま

す。学校現場でのボランティア活動の重要性をますます感じた次第でありますし、これからもやっぱり大事にしていかなければいけないことだろうというふう感じしております。

次に、後期基本計画の施策の取組方針では、まちづくり活動団体を支援し、活動の情報を発信し、町民へのまちづくりの活動の参画を啓発するとしております。行政が考えるまちづくり活動団体の考え方を聞きます。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

まちづくり活動団体の内容ですかね、今の御質問は。社会的役割ということで、ボランティア活動の広がりによって社会貢献福祉活動等への関心が高まり、様々な構成員が、共に支え合い交流することによって地域社会づくりが活性化することというふうに捉えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

そのとおりだと思いますね。個人での無償での社会貢献活動はボランティア、組織として収益を上げての社会貢献活動はNPOというふうに言われております。まちづくり活動団体とは、ボランティア団体とNPOなどの団体を指すと思いますが、つまり、社会貢献活動を行う団体をまちづくり活動団体と捉えることができると思います。多分、今、言ったような、課長が言われたことだろうというふうに思っています。

社会貢献活動を行う団体を支援する、まちづくり活動支援金助成の制度があります。助成金交付の対象は6項目ありまして、それを全て満たさないと団体としては認められないってということで、交付金対象にはならないっていうふうになってます。6項目説明すると時間がかかるので、ここら辺は一応縛りがあるってということで捉えていただければと思います。個人のボランティアは、どこかのボランティア団体に所属しなければ支援を受けられないように感じます。一つでも条件に当てはまらなければ、活動団体と認められず交付対象とはなりません。対象から外れた団体や個人のボランティアに対して、行政が支援できることは何かあるのかを聞きます。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

まちづくり活動支援室のほうでは、先ほど答弁いたしましたように、個人ボランティアの方へのコーディネートが十分に機能してないこともありまして、現状支援というのは行っておりません。ただ、ボランティア全般で申し上げますと、防犯ボランティアっていう形で協働のまちづくり課で所管しているところもあります。そちらについては、ボランティア活動保険の加入を町で行ってございまして、保険料の負担も行ってございますので、一部支援をしているのかなというふうには考えております。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

意外に答弁があっさりしてるんですね。それだけ中身が薄いついていう、多分ことだろうというふうに考えております。社会貢献活動団体として、かすやねこボランティア団体があります。主な活動内容は駕与丁公園を拠点とし、野良猫の繁殖防止などに関わる管理作業をしております。その支援として、道路環境整備課の環境衛生事業があり、地域猫不妊去勢手術業務委託料として55万円、予算計上して猫の去勢手術の全額負担を実施しております。また、都市整備課では、駕与丁公園管理において、場所の提供をして、捨て猫の管理を強化していると思います。これの基になっているのが、令和4年に策定された粕屋町地域猫活動支援事業実施要綱として、必要な事項を定めてあります。

つまり、何が言いたいかという、ボランティア活動は社会貢献に大いに役に立ってるっていうことを訴えたいということでありまして。私もその地域猫の方の要望とか苦情を聞いてると、非常に、こういうことでお金が要るんだとか、高齢化をしてどんどんやめる人がいて、もうボランティア自体が成り立たなくなってきたっていう現状があるんだっていうふうなことを知らされまして、確かに、猫被害っていうのはいろんな面で、猫の糞がどうのこうの、猫がうるさいの、何かいろいろ苦情は、私も20年間やっていますんで、いろんな形で聞くんですけども、そういったことを、ここのボランティア団体がそれを軽減してるんだなというふうな認識をしたわけでありまして。

そういったことで、ボランティア活動が社会全体に、要するに、まちづくりをつくっていく上では、欠かせない部分だっているというふうに思っております。ここで問題になるのが、先ほどからも、支援室の在り方であるとか、各課のボランティアの関わり方であるとかを聞いてきたわけでありまして、各課に分かれて把握されているので、分かりにくいっていうのがあるんですね。

やはりここは、ボランティアを含むまちづくり活動団体を一括して掌握する必要があるのではないかと。ボランティア活動における社会的役割や支援の方法として、後期基本計画に示されるボランティアやまちづくり活動を支援する拠点として、まちづくり活動支援室を作ったわけですが、その拡充、強化がやっぱり求められるのではないかというふうに感じております。

これまで述べてきたように、粕屋町のボランティア活動の実態は、まだまだ成熟しているとまでは言えないように感じます。高齢化や人口減少など、行政だけでは、まちづくりが行えない状況にあり、住民参画のボランティア活動の社会貢献が必要なことが理解できます。ボランティア活動に関わる住民を増やしていくことが、これからのまちづくりに必要不可欠だというふうに思っております。ボランティア活動の意識の向上に力を注ぐべきだというふうに、私は思っておりますので、これまで、ボランティアが、ボランティア認識を私も初めてしたんですけど、今回、やっぱり改めて、町長も認識を新たにして、やはり、将来のまちづくりをつくっていく上では、やっぱりボランティアっていうのがやっぱり必要不可欠な存在であると。ボランティア団体が、必要不可欠な団体であるという部分で、やっぱり捉えなければいけないのではないかって思いますので、最後に、このボランティアに関して、町長の見解をお聞きしたいと思います。何かあれば。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ボランティアについては、行政で手が届かないような部分、そしてまた、行政ではなし得ないような部分を、ボランティア団体、若しくは個人のボランティアも担っていただくその見方と反対に、例えば、今まで生活してきた地域に貢献したい、社会に貢献したいという個人の方の思いを受け入れるような組織、NPOもあります。そしてまた、個人がそういったお気持ちを持ってあるならば、それをつなぐようなコーディネートするような、そういった組織づくりを、私はもうしないといけない時代になったなと思っております。先ほど課長のほうから答弁しましたが、でも、コーディネーションの3級を持つ職員が昔いたということなんですが、確かに、今は若干手薄になっている状況がございます。今も職員の採用を増強しながら、そういった部分にも力を注いでいく必要があるし、反対に、専門的なそのボランティアをコーディネートするような、民間の力も入れる必要があるのかなと思っております。今後、こういった社会貢献地域貢献に対するお気持ちを、粕屋町として受け入れるような体制づくりを行ってまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

是非、実施して、強化して欲しいなというふうに思っております。

続きまして、コミュニティバスの導入について質問をいたします。総合計画の基本施策に利便性の高い交通環境を整備し、公共交通の充実を図るとあります。令和5年度の施政方針では、交通事業者と連携し将来にわたり、安定的な公共交通の体系を目指すとして、当初予算では、コミュニティバスの導入に向けた調査費を計上しております。3点ありますので一括して質問をします。

まず、調査業務委託の内容とこれまでの進捗をお聞きします。

続きまして、令和5年度から導入に至るまでのスケジュールを聞きます。

次に、福祉巡回バスとしてふれあいバスが運行されておりますが、今後、導入が図られているコミュニティバスとの兼ね合いがどういったものになるのか、その方針を聞きます。

以上3点、答弁願います。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

それではまず、1番目の件から答弁いたします。今後の町の環境整備の一つとして、地域公共交通の在り方を検討する時期に入ったと考えまして、地域公共交通の構築を総合的に検討するための費用を今年度計上いたしました。住民の方々の足としての交通手段、交通弱者への支援、今後到来する高齢化など、きめ細やかな対応ができる、更なる交通体系が必要になるものと考えております。今年度進めております粕屋町地域モビリティ検討調査業務は、きめ細やかな交通体系と持続可能な地域公共交通を確保するため、ふれあいバスを取り巻く現状の分析や、利用者ニーズを把握し、課題改善策を検討すると共に、更なる利便性向上となり得る新たなコミュニティ交通の導入に係る検討を進めております。

現在、ふれあいバスの現状分析や利用者ニーズなどの調査が終わり、課題や改善策の抽出、分析を進めているところでございます。今後は、新たなモビリティ導入案、コミュニティバス化やデマンドバス化、ふれあいバスのルート見直しなど複数の案を考え、各案の特徴を整理し、現状との比較を通しながら、実現可能性、効果性が高く、粕屋町にフィットする導入案を抽出いたしまして、運用準備に向けたスキーム案を、今年度作成したいと考えております。

引き続き、2番目の導入に至るまでのスケジュールについて申し上げます。令和5年度に行っております、検討調査業務で抽出した導入案を基に、令和6年度に運

行計画の立案や事業委託準備、事業申請手続、そして、地域公共交通会議など、新たなモビリティ導入に向けた準備を行い、令和7年度に実証運行を図りたいと考えております。

3点目の今後の方針につきましては、今年度進めている検討調査業務では、新たなモビリティ導入案、コミュニティバス化やデマンドバス化、あるいはふれあいバスのルート見直しなど複数の案を考え各案の特徴を整理し、現状との比較を通しながら、実現可能性効果性を高く、粕屋町にフィットする導入案を抽出するようにしております。業務の結果により、コミュニティバス化やデマンドバス化、あるいは既存のふれあいバスを残してバスを補完するデマンドバスの導入などいろいろ考えられますので、粕屋町の地域公共交通を総合的に検討し、今後のふれあいバスについての方針については判断したいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今、お話を聞いてると、このコミュニティバスとはまだ決めておりませんと。ほかに、デマンドであったり、今ふれあいバスのルート見直して対処するとか、ちょっとあるんですけども、これ、私はふれあいバスの運行に関してはもうこれまで様々な要望を受けて、改善が行われてきたというふうに思ってます。それでも、一定のやっぱ地域の住民の方が抱える問題解決には、それでも至ってないと。ただルート変更したところで、これは改善できないというふうに考えますし、デマンドバスにしても、過疎地っていうかへき地っていうのがないので、あまりこの需要というのはないんじゃないか。そういった意味では、もうコミュニティバスが一番の方策だなというふうに、ちょっと思っておりました。今の話では、令和7年度に実現するために、一応、そういった調査をしてどれを取り入れていくかっていう、まだその段階っていうお話でしょうか。これコミュニティバス導入っていう、コミュニティバスっていうのが、もう私の中で先行して、施政方針の中でもコミュニティバスっていう言葉が独り歩きしておりますんで、これがデマンドバスとか、ふれあいバスコースの見直しとか、そういうことは全然ないんですよ。今、そのお話聞いてると、まだそれが生きてるような何かちょっと感覚になるので、ちょっともう1回その辺を明確に。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょっと誤解を招くので私のほうから補足をしたいと思いますが、究極はコミュニティバスです。しかし、コミュニティバスも、例えば、ルートあるいは大きさ、様々な形態があろうと思います。そういった中で、今、このふれあいバスが、年間約5万人ぐらいの利用者があります。シャトルバス、福祉センターからイオンモールのほうに行く、これも2万人の利用があるわけです。そういった良さもあるから、それをいかしながら全体的にはコミュニティバスなんです。形態として、どういうルートで行くのかあるいは、例えば、手が届かないこの部分については、デマンドを走らせたほうがいいのか。そういった総合的な判断をするという、今説明を課長のほうがしたわけです。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

安心しました。もう是非、令和7年度にコミュニティバスが粕屋町を走ってるといふ思いがあれば、本当に助かります。やっぱり交通弱者っていうのは、今もう高齢化の事故が多くて、そういうを見てやっぱり免許返納という方も結構いらっしゃる。だけでも足がないと。交通の足がないということで、交通弱者が、やっぱり今後出てくるけども、免許返納できないとかそういうことがあるんで、これコミュニティバスって本当に、もういいんですね。もう最高の施策だと思いますんで、これ是非、導入をしてやっていただきたいなって思います。

また、今回、副町長の人事を新たに上程されましたけれども、豊かな経歴を持つ方であるというふうに捉えました。この交通事業者との連携があるということだったので、導入に関しては、そういった面では対外的な交渉が多く出てくると思うんですね。そういった中で、やっぱり迅速に進めていくには、町長も言われてるように専門的知見を有した方を、やっぱり必要なんじゃないかなと思ってますんで、ちょうど副町長辺りがいいのではないかなって、ちょっと、私なりに感じておりますので、そういった方を登用したから、それを生かしながらスピード感を持って進めていっていただきたいというふうに思っておりますんで、この辺は是非、力を入れて、令和7年度に開始ということをお願いいたしますんで、それに向けて前進していただきたいと思いますんで、よろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。

(11番 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今、山脇議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を10時20分といたします。

(休憩 午前10時10分)

(再開 午前10時20分)

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号9番、川口晃議員。

(9番 川口 晃君 登壇)

◎9番（川口 晃君）

はい、それでは質問いたします。皆さんおはようございます。議席番号9番、日本共産党の川口晃です。よろしくお願ひします。

戦争は最大の人権侵害です。私たちは、活動の中で、平和的生存権、人権、民主主義の大切さを訴えるとき、標語の一つとして使い続けています。ウクライナの惨状、中東パレスチナガザの破壊の状況を映像で見るたびに言葉を失ってしまいます。憲法で戦争の放棄を掲げている日本は、今こそ、政府の双方の停戦に向けた強力な仲裁の行動が必要ではないかと思ひます。そして、憲法が示す、世界で名誉ある地位を示すべきではないかと、そういうときではないかと思ひています。

また、これは先日もらったものですが、先日、友人から袖須駅で配布されていた、駅利用者ウェブアンケート調査の調査用紙を見せられました。結構なことだと思ひています。駅の利用、使用についてのアンケートです。私もこういう調査をしたかったんです。これは、都市政策課から出されたようです。もうこれ、いっぱい返信があればいいですね。期待しています。

それでは質問に移ります。土地利用規制法についてです。政府は9月11日、この法律に基づく指定候補地として、25都道府県180か所を指定しました。身近なところでは、米軍の活動拠点としては、板付飛行場。空港としては、福岡空港があります。この土地利用規制法に関しては、令和3年の9月議会で一般質問を、私は行いました。しかし、当時はまだ、該当する重要施設等が定まっていなかったんで、具体的な内容での質問には至りませんでした。この法律は、2022年、昨年令和4年9月20日に全面施行されました。今年の9月11日に、2回目の指定が実施されました。福岡県内では、自衛隊基地が15か所、米軍基地が1か所、民間空港が1か所です。粕屋町については、米軍基地の板付飛行場と民間空港の福岡空港に関係しての指定だと思われまひます。

さて、この重要土地規制法は、国が重要とする施設周辺1キロメートルと、国境離島を注視区域に指定し、利用状況を調査します。より重要とされる施設の周辺を特別注視区域に指定し、その区域では、土地や建物を売買する前に利用目的等の届

出が義務づけされます。また、これらの施設への機能阻害行為に対しては、土地利用中止を命令、勧告し、従わなければ刑事罰を科すといふとんでもない法律です。一般的にはこのように説明されていますが、まずは、福岡空港は基地と民間空港の併用ですが、一旦事態が変わると、基地が優先されます。福岡空港の敷地、つまり、滑走路の延長線の南北には広大な広さの敷地、安全带とでも言うべきものがあります。基地、すなわち板付飛行場の範囲は、空港の中のどの部分が該当しているのでしょうか。それとも空港は、全て基地ということでしょうか。範囲についての説明を、まず、箱田町長、答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細は、総務課のほうからお答えしますが、これはなかなか内容の発表がなかったんです、具体的なものが。やっと手に入りましたというか、ホームページにも掲出されましたので、その内容について御報告いたします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

まず、板付飛行場と福岡空港の範囲がどこまでかっていうことですが、第7回土地等利用状況審議会が11月29日に行われておりまして、その情報というのが、その後12月に入ってからだと思いますけど、内閣府のホームページのほうで公表のほうをされております。その中でも区域図案ということで、見出しのほうは出ているんですが、具体的なその区域図ってというのが、まだ非公表というような形で地図等の記載ってというのはございません。一応、以前、9月に指定された時に、町のほうから内閣府等に問い合わせまして、エリアにつきまして、どの程度の範囲になるのかということで、ちょっとお尋ねしましたところ、防衛関係施設及び自衛隊や海上保安庁が使用する施設が重要施設と位置づけられますということで、空港の範囲としましては、空港国内線ターミナル、国際線ターミナルを含み、一般的に飛行場であり、空港の用地と認識されているエリア全て、空港、飛行場の範囲になるのではないかという認識でおります。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

今の段階では基地と空港という、要するに明確な区別がはっきりしていないという

ことですね。はい、分かりました。

それでは次に移ります。私は、柚須区の範囲は仲原川の北側下流域、綿打川にヒンドウ橋が架かっていますが、これは、昔は平仮名のひんどう橋という橋名でした。これは、私の前の議員でありました川口學さんのお父さんが請け負って最初作られた橋だと聞いています。あの付近、つまり、現在はパチンコ店がありますが、あのところまでに、柚須の範囲は至っていたと聞いています。あの地帯には、数名の柚須の耕作者がおり、耕作地でない一面は、葦のはらっぱが、ずっと湿田地がありました。

それはさておいて、60年代から70年代前半はベトナム戦争の真ただ中で、板付基地から米軍のファントムが、ベトナム爆撃に毎日出撃していました。九大に落ちたのもこのファントムです。だから、爆撃機や旅客機の騒音があまりにも大きくひどいし、何回も落下物があるなどの事件があり、基地撤去の運動が起こりました。飛行機の離陸着陸下の区域は、防衛省が購入し、対象住民を移転させてきました。粕屋町にも移転して来られています。その結果、至るところに防衛省管理地、今では福岡空港管理地となっています。そういった土地が広がっています。二又瀬の宇美川の西側、今、下臼井地区ですが、広い範囲が福岡空港管理地になって、はらっぱになっています。特に、柚須区や乙仲原西区の住民に影響があるのは、先ほど申しましたパチンコ店の西側、二又瀬信号の西側50メートルくらいのところに、福岡空港管理地があります。あの敷地も当然該当するものじゃないかと思うんですが、実際はどうなっているんでしょうか。担当課で結構ですので答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

今回の法律のポイントといいますか、要点としましては、空港が所有してるからということではなく、安全保障上の観点から、前述した空港施設飛行場施設が重要施設ということで位置づけられております。空港に隣接する、空港が所有する用地につきましては、空港範囲内という認識ではおりますが、空港から離れた、空港が所有してる土地につきましては、今回の法律の対象には含まれないものと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

理解しました。

それでは次に行きます。2番目です。指定した9月11日に、内閣府が関係地方公共団体等宛での事務連絡という通知を、指定地に発送していると聞いています。粕屋町にも通知があったかどうか、イエスかノーかで答えてください。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

通知につきましてはいただいております。通知の中心になるのが、今回の法改正、法の趣旨を周知してくれという内容の通知を、まず、いただいております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

さてここに、これは築城基地の米軍基地化を許さない、築城地区住民会議が情報公開請求を行いまして、総意取得した築上町に、内閣府から9月11日付けで通知された意見聴取に関する連絡文書というんですが、これを私は入手しました。同じですね。内閣府は次のように言っています。「区域指定が見込まれる区域の実情を把握するため、別案について、当該地域が属する都道府県知事及び市町村から意見を聴取することとしますので、御意見がありましたら、10月13日金曜日までに御解答をいただきますようお願いいたします。」こういう通知です。

二つ質問します。先ほどの通知、質問の内閣府の通知はこれに当たりますね、もう確認しましたからね。また、これに対する回答は10月13日までとなっていますが、粕屋町は、内閣府にこれ提出されましたか。されておるんですかね。それで

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

今回のこちらの法律による業務といいますか、事業範囲につきまして、今現在、総務課と都市計画課と共同で事業のほうを進めております。通知のほうは、都市計画課のほうにいただいておりますが、町のほうから特に今のところ問題はないということで、回答のほうはさせていただいてる状況でございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは通知の内容に入ります。聴取する意見の内容についてというのが、これが何ページ目かな。2ページ目に、3ページ目になるかな、あります。調査内容は次の3点です。一つ、区域の範囲に係る地理的状況、情報。2番目は開発計画。それから、開発行為の情報。3番目はその他区域の外縁設定等の参考となる情報。これが指定されています。通知の2ページ目に説明がありますが、こういう内容があります。「あわせて、区域の案が所在する地域の町字リストを同封しておりますので、別紙2を参照の上、御確認いただき、同日までに修正等をお願いいたします。」との記述になっています。

そこで確認したいんですが、一つは、この区域図案、それから町字リストは内閣府が作ったものですね。それから、この町に修正を入れて報告するという段取りですが、修正はしたんでしょうか。2点。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

まず、リストと地図につきましては、内閣府のほうで作成しております。町のほうは、修正等を行わない旨で、回答のほう、内閣府のほうにさせていただいております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

修正等を行っていないということですね。この通知の趣旨は、意見を述べてくれということですが、こちらから、そんなことをやめてくれとか、法の運用に当たってはこういう配慮をしてくれとかいうような意見の聴取ではありませんね。中身は全然違います。同法を実施するので、国が必要としている情報の提供を求めているんですね、これは。あまりにもこれ、傲慢な態度じゃないかと思います。政府がですよ、あなた方じゃないですよ。

特に、聴取する意見の内容についての3の項目は、区域内だけでなく、区域の外縁近傍において、過去に発生した基本方針4-2-1の例示、これがちょっと探してもなかなかはっきりしないんですが、これは、と思われる行為に関する情報、つまり、これは機能阻害行為を指してるんじゃないかと思います。これらの情報は、個々の個人情報の提供を政府に提供せよとの通知のように聞こえてきます。

区域の外縁近傍の情報といえば、当然、私の区、柚須区は該当しますし、乙仲西区も該当します。柚須区についてはどのような記述をしたのか。私としては、当然

柚須区の住民ですから、聞く権利があります。まず取りあえず、政府が出している対象になる地域の範囲と特定地域内の住民数を回答していただきたいと思います。範囲ですが、例えば、乙仲原西区公民館はこの範囲に入りますか。柚須駅は。それから柚須文化センター、柚須天満宮は注視区域に入るかどうか。そして、地域内の住民数は何名ある、対応するのか。それから、二つ目の質問は外縁の記述で、柚須区についてどのように記述したのか。してなければしないで結構です。担当から答弁してください。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

まず、土地の範囲と対象住民数ということでございますが、昨日も、直接内閣府のほうに電話をしまして、公表といたしますか、一般質問の答弁で内容のほうを伝えていいでしょうかということで内閣府のほうにも確認を取ったんですが、具体的にその地図の公表とか、そういうものは告示、12月を予定されておるそうなんですが、内閣総理大臣告示を経ていないため、具体的なその地域については、公表はしないでくれということで、昨日、内閣府のほうからも回答を受けております。

対象の範囲としましては、先ほど申し上げました、現時点で地図等の公表はされておりませんが、福岡空港の敷地の範囲からおおむね1キロ以内が範囲に含まれますので、議員おっしゃられました大字仲原の一部、大字柚須の一部が該当するものと考えております。具体的にと言いますか、ある程度のところで申し上げさせていただきますと、柚須駅の東側に道路がございますが、柚須駅を含むその西側や、釜屋交差点、四軒屋交差点付近が主な範囲となるものと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

そういうことでしたら、乙仲原西区公民館は入りますよね、区域内。柚須駅の一部も入るってことになるわけですね。いいですかね。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

柚須駅は確実に範囲の中に入ります。四軒屋の交差点、釜屋交差点は入ります。すみません、先ほどお答えしなかったんですが、対象住民数につきましては、まだ、現時点では詳細等は把握していません。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

対象となっている土地と住民にとってのメリットとデメリットの問題です。この法律を概観したところ、地域指定された地域や住民にはデメリットばかりでメリットは全くないように感じます。前の質問で指摘しましたが、区域図案は内閣府が作成しています。

町字名の確認についてという、別紙2ではこのように書かれています。「町字の名称は、デジタル庁において整備を進めている。アドレスベースレジストリーの町字、マスターデータセットを基にしており。」云々と続いて、「リストを確認いただき、地方公共団体で把握されている最新の情報と齟齬。」食い違いですね。「区域内に所在する町字の過不足、誤字や分割総合による新設、消滅などがありましたら、指摘修正いただきますようお願いいたします。」というふうになっています。

こうした内容でしたら、ほぼ何番地の誰その住居や土地が注視区域に入っているのか、政府がつかむことになります。これでは、政府はどこそこの国を国民監視国家とか罵っていますが、日本の政府も他人事じゃありません。まさに国民監視国家になるというふうに考えます。米軍の板付飛行場は、朝鮮半島でいざ有事となったら、たちまち特別注視区域に指定され、監視は更に厳しくなるものと思われま

す。
一定面積以上の土地の売買は、氏名、住所、国籍、利用目的などを、事前に内閣総理大臣に届出なければなりません。調査の対象となり、不動産価格の下落につながると思われま

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

まず、粕屋町のほうが今回指定をされておりますのが、注視区域ということで指定のほうをされております。特別注視区域であれば、先ほど議員おっしゃられたように、所有権移転時の契約時に国への届出等が必要となりますが、粕屋町が指

定されております注視区域においては、機能阻害行為が行われることを防止するため、登記簿や住民票を基本とした所有者等の調査と、機能阻害行為を行う者に対しての中止勧告や命令が行われるものと認識のほうをしております。従いまして、通常の生活や事業活動におきましては、メリットもデメリットも生じないのではないかというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それについては、後ほど反論します。

この法律の第2条に重要施設の定義があります。一つは自衛隊基地、米軍基地。2番目は、海上保安庁の施設。3番目は、国民生活に関連を有する施設であって、その機能を阻害する行為が行われた場合に、国民の生命、身体または財産に重大な被害が生ずる恐れがあると認められるもので、政令で定めるものとするというふうになっています。一方では、「注視区域及び特別注視区域の指定について」との表題で、内閣府政策統括監、重要土地担当が作成している資料があるんですが、それには、これインターネットで取りました。お持ちですか。これによりますと、なお、調査や機能阻害行為に対する勧告、命令を行うという点において、注視区域及び特別注視区域に差はないと記述しています。これ、こういうふうにありますね。

だから、3ページ目か、表題からめくって2ページ目になります。だから、その観点から察しますと、粕屋町の注視区域の住民に対しても、調査や機能阻害行為の調査、判断が行われることは必然です。そういう点では、注視区域の住民は絶えず監視されていることになります。下手すると日常的にスパイ挑発活動が行われる社会が、まかりとおる地域になってしまうんじゃないかと危惧します。

そうした礎を作る危険な法律じゃないかと思うんですが。取りあえずは、住民や土地に対する調査が日常的に行われるのかどうか。例えば、調査としますと、氏名、住所、国籍、思想、信条、所属団体、家族、交友関係、職業、収入、SNSの発信等にも及ぶ可能性が指摘されています。こういうことに質問された議員がいるんですが、政府は「それが土地利用と直接関係がなければ対象にはならない。」と答弁しています。しかし、関係するかどうかこれ政府が決めます。関係すると決めましたら全て調査することになります。また、機能を阻害する行為と言うのはどのような行為なのか。それを誰が認定するのか。これはもちろん、政府になるんだろうと思いますが。政府は、5年後に見直して、範囲は3キロメートル。土地利用の規制だけでなく、収用も検討するとしています。5年後ですね。そうしますと、まさに粕屋町は、ほぼ全部網羅するんじゃないかと思います。まさに、土地のただ取

り、財産権の侵害、これは憲法違反です。調査の内容並びに日常的に行われるかどうか。それからまた、機能阻害行為について分かるんだったら、分かる範囲内でこの2点について答弁してください。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

まず、機能阻害行為につきましては、内閣府のほうが発行しておりますリーフレットを基に答弁のほうをさせていただきます。リーフレットによりますと、法律の目的が、注視区域や特別注視区域内の土地等で機能阻害行為が行われることを防止することとされており、機能阻害行為に該当すると考えられる行為として、自衛隊等の航空機の離着陸や、レーダーの運用の妨げとなる工作物の設置や施設に対する妨害電波の発射等が、一例として例示をされておりますが、個別具体的な事情に応じて適切に判断することとされております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それから調査については、何か回答ができますか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

先ほどお答えさせていただきました、令和5年11月29日に行われました第7回土地等利用状況審議会のホームページのほうに、配付資料ということで、区域の指定の資料と別に、別紙ということで地方公共団体からの意見聴取の結果ということで、別紙で国の考え方が資料として添付のほうされております。その中で、先ほど議員がおっしゃられました、日常生活や思想信条に影響するんじゃないかということもございましたが、一応、国の考え方としましては、重要土地等調査法に基づく措置は、区域内にある土地等が機能阻害行為の用に供されることを防止するために、必要な最小限度のものとなるよう実施することとしており、法及び基本方針にのっとり適切に運用してまいりたいと。土地等利用状況調査に当たっては、土地などの利用者等について、思想、信条等に係る情報を含め、その土地等の利用に関し、利用には関連しない情報を収集することはないと。また、本法の制度は機能阻害行為が確認された場合、その行為をやめるよう勧告、命令するなどの措置を行うものであり、一般的な生活や事業活動に影響はないということで、国の考え方のほ

うが示されております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

そういう表現だと思いますが、戦前の例がありますので、そんな甘い考え、甘いことにはならないんじゃないかと思います。実際、警察もありますし、公安もありますし、自衛隊の中には情報保全隊もありますので、これらは諜報機関です。全て調査します。ちょっと聞き忘れていたんですが、外縁地域の問題で、柚須と乙仲原については記述されたのかどうか。そこをもう1回答弁してください。外縁関係の。それが記述して政府へ報告されたのかどうか、報告してなければいけないで結構です。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

報告のほうは、都市計画課のほうで行っていただいておりますが、なかったというところでお聞きしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

了解しました。それでは最後に、粕屋町、粕屋町民を大いに巻き込む土地規正法ですが、自治体はどのような関わりを結ぶんでしょうか。私は地方政府として、毅然として住民の立場に立ってほしいと思います。最後に箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今回の法律の施行によって、住民の生命財産、あるいはその生活の日常行為に影響するようなものについては、あってはならないということで注視をしてみたいと思います。まだ内容は、今、はっきりし始めている段階ですので、組織的に、例えば、首長を、市長、村長、あるいはその地方自治体での関連的な動きはありませんけども、いずれにせよ、その空港等の重要な防衛施設の関連する首長との情報交換は行ってまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

どうも。その点はありがたく受け、考えておきます。

それでは次に移ります。子ども子育て政策に関してです。それでは1番目です。政府は鳴り物入りでこども家庭庁を作りました。この間、どのような活動をしてきたのか全く見えてきません。先週でしたか、今後のこども家庭庁の重点政策でしょうか、答申が出されました。やっと動き出したのかなと感じる程度です。

それに比べて箱田町長は、令和5年度の施政方針で、私の掲げる四つのまちづくりの1丁目1番地の施策として、「子育てしやすいまちづくり」を加速させ、子育て応援都市「かすや」を実現していく旨を記述されています。確かに、来年4月からの子ども医療費の軽減が、糟屋郡全体でとられるようになったことは、子育て中の親御さんたち、特に、子どもさんの多い家庭ほど大きな喜びとなっています。これは非常に喜ばれています。私たちの党としては、早期に、0歳から18歳までの医療費の完全無償化を掲げて、粕屋医師会と懇談をし、実現を目指しています。糟屋地区では、古賀市が来年4月から実施します。糟屋郡の町段階でも、早期の実現を期待しています。

さて、昨日同僚の議員の質問でもありましたが、第2こども館の建設です。実現に向けて動いているような回答でした。できれば、子どもが多いのは西小学校校区です。是非、粕屋町の西地区に建設を希望するなどはどうでしょうか。箱田町長が考えてあります、子育て政策の重点課題は何なのかということと、第2こども館の構想について、答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

確かに、こども家庭庁が発足した割には、まだ国としての方針が定まってないということは、私も認識をしております。国の動向云々ではなくて、今、地方自治体は非常に元気がいいです。自治体の中で様々な子ども政策を独自に始めているところが、非常に全国的にも多ございます。粕屋町におきましても、私は糟屋郡の中でも先導的には、子ども医療費について、もうちょっと、多い、福岡都市圏の自治体としては、子どもが多く生まれ多く育ってる自治体ばかりですので、これは先導して子ども医療費についての低減化、あるいは無償化を図っていこうということで、一足飛びにはなかなか進展はしませんが、医師会との協議を経て、徐々に進んでおる状況でございます。今、議員が御指摘のとおりでございます。

そういった中に、例えば、産後ケア利用費の助成、これも行いました。そして、屈折検査機器によって、3歳児健診のときに視覚異常を早期に発見して、新生児からまだ小さいときに見つけて、早めに治療、そしてまた検査等を行うというようなことも進めておりますし、子育て応援交付金の支給もしてきたところで、これではまだ不十分とは思いますので、これから先、高校までの無償化についても検討してまいりたいと思います。そういった中であって、こども館、これがこども家庭センターと共に、非常に重要な位置を今後占めてくると思っております。そういった意味では、子どもが多い地域についての第2こども館の設置、これも行いたいと思いますし、昨日の質問でも答弁を行っていますが、「ぼると」。これは、不登校児童の抑制を今後進めなくてはなりません。そういった意味の子育て政策を複合的に行ってまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

是非、第2こども館については、西地区のほうに持ってきてほしいなということ希望します。

続きまして、現在のこども館の利用状況ですけれども、令和5年度9月議会の決算特別委員会資料を見ますと、記述されています。昨年度は2万9,300人で、3年度が1万3,163人ですから、これはもうコロナ禍の中で仕方ないと思いますが、2倍以上の増加です。コロナ禍が解消の兆しがある今年度は、更に増加が期待されているものと思いますが、現状はどうなっているのでしょうか。担当課のほうでも結構ですので、答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

令和5年度10月末までの人数であります。総利用者が2万4,201人となっております。令和4年度が2万9,300人ということですので、もうすぐそれは超えていくというところで、コロナが終わって、やはり少しずつ人の流れが戻ってきたというところで、判断しておるところでございます。ただ、コロナの前と比べるとまだまだそこまで戻ってきてはいる状況でありますので、今後も、こども館利用をしていただくような形で、様々な形で利用していただけるように取り組んでいきたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

はい、次に移ります。

さて、同資料によりますと、定例イベントと不定期イベント一覧が掲示されていますが、本当に多い事業ですね。これだけの種類の違った事業をやられているんですが、専門職としては、幼稚園とか保育士の資格とか、いろんな資格がありますが、職員さんは、大体どんな資格をお持ちでしょうか。そして、職種と何名の配置なのか、分かる範囲内で答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

すみません。今現在、正確な数字はちょっと準備しておりませんが、保育士の方がほとんど。資格としては保育士の方がほとんどです。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

定例のイベントの中に、中学生を対象にした学習支援教室がありますが、この位置づけですが、これは不登校対策という意味ではなく、学習の習慣づけという説明です。来たい人が来るという考え方でいいんですが、現在何名ほどぐらい来ていますか。データがありますか。

◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

すみません。こちらのほうで、今現在、手元に資料がありませんので後ほど、お知らせいたします。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。通告書に沿った内容で、質問をお願いします。

◎9番（川口 晃君）

応用です。

2番目です。小中学校の生徒数が減少し、確実に少子化が進んでいます。一方で、不登校の児童生徒が増えているんですが、そういうふうには報道されているんですが、粕屋町の現状です。令和5年版、町勢要覧資料があります。11ページに小中学校の現況があるんですが、令和4年度に比べ、令和5年度は全ての小中学校で、児童生徒数は若干ですが減少しています。西小学校でも、まさか減るとは思っていなかったんですが、40名ほど減ったんですね。コロナの解消の兆しと共に、子ども

出生数も若干でも増えるんじゃないかという期待もあります。現在の小中学校の現状を報告していただきたいと思います。今年の出生数が、もし分かれば報告してください。お願いします。分からなかったらいいです。

◎議長（小池弘基君）

神近住民福祉部長。

◎住民福祉部長（神近秀敏君）

出生数というところでございますので、こちらの住民福祉部のほうでお答えさせていただきます。令和4年度ですみません、数字になりますけども、570というところで、今の出生数は把握しているところでございます。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

不登校の現状については、次長のほうから申し述べたいと思いますが、今年の小学校1年生の数は、ちょっと例年より少ないんですよ。ただ、来年また元に戻りますので、減っていったという方向ではございません。今年はちょっと少なかつただけで、また来年は、少しまた増えてまいります。不登校のほう、次長のほうからお願いします。

◎議長（小池弘基君）

堺事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

不登校の現状でございますけれども、全国的な傾向と同じで増加傾向にございます。令和3年度と令和4年度比較しますと、令和3年度は全校児童数の1.7%に当たる59人でしたが、令和4年度は2.4%に当たる83人となっておりまして、24名増加をしている状況です。中学校におきましては、令和3年度が4.8%で76名、4年度が5.9%の98名ということで、22名増加をしております。今年度はちょっとまだ年度途中ですので数字はございませんけども、やはり増加傾向にあると感じております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

分かりました。

それでは次に移ります。こども館の「ぼると」の現状ですが、ある民生委員の方から「ぼると」について質問してほしいという依頼がありましたので、私は、教育相談室「ぼると」について質問します。私はほとんど無知でしたので、どういう質

問いたらいいのか検討したんですが。さて、文科省の不登校児童と生徒に対する対応が変わったことは、西村教育長から何度も聞きました。学校に出て来らせることが不登校対策でしたが、そうではなく、出て来なくてもいろいろな対応をしていくことが大事だというふうに説明されました。これは理解しました。昨日の同僚の議員が質問されましたが、簡単に現状について説明してください。

一つは、部屋の面積が私は見た感じ狭いように思います。何名まで部屋に入れるのでしょうか。定数とまでは言えませんが、何名ぐらい予定してるのでしょうか。

それから2番目は、対応している相談員は3名だと聞きました。しかし、昨日、同僚の議員さんのほうの回答は、ソーシャルワーカーが1名と会計年度任用職員が1名だと何かで、2名をおっしゃったんですが、現状は何名で、どのような資格が必要なのでしょうか。現在の問題点がどのようなところにあるのでしょうか、ということです。それについて、簡単に結構ですので説明してください。

◎議長（小池弘基君）

堺事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

まず、面積的なところでございますけれども、ちょっと平米数ではないんですが、教育相談室「ぼると」のほうは6畳ほどの広さがございます。もう一つ、サポートルーム、通室として来られるほう、こちらが10畳ほどの広さ。二部屋で対応しておるという状況でございます。

そちらに配置をしております職員ですけれども、スクールソーシャルワーカーが1名、これは常勤でございます。それと、学校の教員免許を持たれている元教職員の方、こちらが非常勤で2名おられまして、人数としては3名なんですけれども、このうちソーシャルワーカーと相談員1名、2名が常駐をするという体制をとっております。

課題といたしまして、議員が言われましたとおり、非常に手狭になってきておるところでございますけれども、こども館をうまく、学習スペースや運動スペース、それとまた、使っていないときは、会議室やボランティアルームを子どもたちのテスト勉強の部屋という形で使わせていただくような形で、今のところ場所を確保できている状況ですけれども、昨日、ちょっと宮崎議員のほうにもお答えしましたように、これからも増加が見込まれますので、場所の確保を併せて、必要になります人員の拡充、これも今後の検討課題であるというふうに認識をしております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

大体、今何名ぐらいがこっち来てるんでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

堺事務局次長。

◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

特に定数というのはありませんので、これだけしか入れないということはないんですけれども、今、多いときで、全体で15から20名ぐらいの子どもが集まることがあるというふうに聞いております。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

そうですか。じゃあ、次に行きます。

私はこども館に行きまして、「ぼると」の部屋には入れませんでした。外からの様子では静かでした。私が伺ったのは、文教厚生委員の方たちが訪問された数日後でしたから、その後の対応がされたんでしょうが、どのような対応になったのかわかりませんが、今後も、こうした児童や生徒が増えていく可能性があります。部屋数は足りるんでしょうか。今さっき回答がありました、相談員さん、職員数は足りるのでしょうか。増やす必要があるのではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。職員の配置の問題ですが、考えてありますか。その点だけで結構です。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

「ぼると」については、今、次長が申し上げました。多いときで20数名ということですが、昨年の3月の時点で、全体で何名の入室希望があったのかということを集計しましたら、60数名でございました。これが毎日、60数名が来てるかということそうじゃなくて、今日は行くけど明日はちょっと学校に行ってみようとか、明日はちょっと学校に来れない、ここに来れないよということで、居場所づくりとしての場所でもございます。そして、そこでは実際の授業を行ってるわけじゃなくて、自学を大体中心にやっていますので、例えば、1時間して帰るとか、それもありませんよね。ですから、多い時を見られると、うわっと思われるかもしれませんが、昼近くなりますとぐっと減ってはまいります。

職員のほうですけど、本来SSWがあそこにずっと常駐する必要はなくて、こちらの6畳の部屋で、本当は親御さんとの、社会福祉士の資格を持ってございますので家庭的な相談とか、学校教育課、この役場の中におりますけど、カウンセラー二人

雇っていただいているんですが、本来は、そちらも向こうに常駐させたいなぐらいはあります。子どもと常に教育相談をさせたいと思いますので。

しかし、そういった場所がございません。週に1回、二人の会計年度任用職員で教員OG・OBの方を雇っとるんですが、交代交替で来られますので、基本的には1名の方が勤務です。それと、こども館の館長がたまたま小学校の校長先生が、今、館長やっただいておられますので、子どもたちが多いときは手伝いに来ていただくという話も聞いておられますので。総合的に、子どもたちを、今頑張ってるんですが、多いに越したことはない、ということです。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは時間の都合がありますので、次に移ります。須恵川の整備についてです。10月29日午後、柚須区の役員さんたちが、須恵川西側土手の草刈りとごみ拾いをする作業をしましたんで、私も参加しました。竹やカヤの丈が2メートル以上にも伸び、葛などのツタが、木や竹や草に巻きついて、まずは、ツタを草刈り機や鎌で切らなければ作業は進みませんでした。地元の業者のヤマケンさんの職員さんが見かねて、午後1時頃から草刈り機とチェーンソーを持って作業に進められました。町長さんがこのとき見えられて、柚須に来てあったんですけど、残念ながら、私はこっちの作業に行かせてもらって、会うことができませんでしたけど、さすがにプロです。きれいに、カヤや竹を刈り取っていかれました。木を切断するときにチェーンソーの歯が折れたそうで、結構な多くの木が残ってしまいました。

そもそも、西側土手の草刈りとごみの清掃は、昔は柚須区の友人会という組織がありまして、こちらが親睦と社会貢献活動として行ってきましたが、近隣町で作業中に川に落ちて亡くなるという事故が発生したんで、もうやむなく、二の舞は踏みたくないということで、私たちの作業はやめることにしました。

皆さんも御存じのように、私の一般質問で、県土木事務所による土手の草刈りと清掃等の実施を要請してきましたが、もちろん、そのたびに粕屋町の担当課から県に要請されたと伺っています。しかし、不思議なことに、須恵川東側土手の草刈りと清掃が、数年前から実施されてました。3年ほど前に、私と立川県議と、須恵川の浚渫と西側土手の草刈りと清掃の要請に、県土木事務所に行ったんですが、この時は、どこをやったのか聞きましたら、分からないという回答でした。2年前でしたか、突然、阿恵橋東側に工事期間等の掲示板が立てられました。県が行っていることが分かりました。私たち柚須区のほうは、私が区長であった10数年前から作業を要請しているのに、実施せずに要請があったかどうか分からない。東側、土手

のほうの作業がなされたことには、いささか私は腹が立っています。

今年、ヤマケンさんに尋ねましたら、「西側土手道路から下1メートルにコンクリート打ちを行っていくことになっています。」とのことでした。現在、阿恵橋から下100メートルぐらい、コンクリート打ちがあっております。東側土手の作業はもちろん実施されて結構ですが、以前から要請している西側土手の作業はいつから実施されるのか。粕屋町は強く要請していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員、今お話しのように、須恵川の2級河川ということで、福岡県の管理になっております。私も就任以来、これについては最重要課題として、須恵川だけではなくて、多々良川も含めた河川の維持管理については、これは県の仕事ですので、県でやってくれということを毎年のように要望しております。

数年前は、計画的に河川の河床の浚渫、そして、この土手の草刈りについてはやろうということで計画をされましたが、例の九州北部豪雨の関係で、非常に災害対策についてお金が要するというので、どうも中止になったような経緯があるようでございます。これは想像ですけども。

しかしながら、河川はほっとけばほっとくほど、後ほどお金がかかるし、災害の危険度が非常に増してくる。そういったことも訴えながら、今後も県のほうには強く要望してまいります。町でできる範囲は、側道として河川道路があるんですが、町道の管理という観点で、法から1メートルまでの草刈りについては、町のほうで今後も実施してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

強く要請していただきたいと思います。

それでは、最後の質問を進めます。かすやドーム駐車場に関してです。粕屋町は本当に集まりやすいところで、そして、サンレイクの会場が非常に使いやすい造りになっており、非常に人気のある施設です。柚須区には、何人もピアノの先生がいらっしゃるんですが、さくらホールを度々借用され、コンサートや子どもたちの発表会などをしてあります。粕屋町の西側にも手頃な会場があったらいいのにと、しばしば注文されます。かすやドームのほうもよく使われてるようで、土日は全県的なスポーツ団体の大会が行われているようです。また、駕与丁池の周りの散歩の方

も非常に多く、柚須区からも大勢の人が散歩に行かれています。これほど人気のあるスポーツと文化の施設を持っていることは、社会教育の推進と発展に非常に貢献していると思っています。これは誇りにしていいのではないかと思います。

さて、私たちの団体は、夏と秋に大きな事業をさくらホールや多目的室や和室などを借りて行っています。ドーム側でスポーツ団体の事業が行われると、役場の駐車場やサンレイクの駐車場にまで車が押し寄せてき、大変な事態に陥ります。夏の事業の時は、お手挙げの状態でした。健康センターの前は折り重なるように駐車が行われました。秋の事業は幸い、ドーム側の事業が小規模だったんでしょが、朝から車の誘導は楽でした。それでも、役場の駐車場も健康センターも満車で、やむなく20台ほどは駕与丁神社前の駐車場に移しました。

ドーム側の駐車場の増設に関しては、私も含め、他の同僚議員の方々も、幾度も質問されて、昨年でしたかシルバーセンター側に増設がされました。しかし、町のスポーツ大会などが行われて、駐車場はすぐいっぱいになります。引き返して役場側に駐車しなければなりません。そういうことを見れば、根本的には駐車場が足りないんじゃないかと思います。

そこで、私は再度提案します。ドーム東側の駐車場を利用して、立体駐車場を建設建造されてはどうでしょうか。例えば、福岡市東区の区役所は、毎年私は税金を納めに行くんですが、駐車場は30年から40年ぐらい前から鉄板を張られた立体駐車場です。あそこは50台ほどが駐車できるんじゃないかと思います。以前の質問の時の回答では、駕与丁の地質が弱くて無理だとおっしゃっていたんですが、東区の区役所は、土質は砂地です。20メートルほど地下は、10メートルぐらいの泥層っていうんですかね。くい打ちを行うと、ずぼーと落ち込んでいく、そういう層です。無抵抗に落ち込んでいきます。それでも、区役所の駐車場は機能して維持されています。同様に柚須区のマンションにも、鉄板で組み立てた立体駐車場があります。駕与丁の土質はどうでしょうか。赤土ですから、箱崎や柚須区の地質よりもはるかに硬いんじゃないかと思うんですよ。立体駐車場の建設は可能だと私は思います。デザインは駕与丁の景観に見合った形や色を採用していけば、釣り合った景観になるんじゃないかというふうに思いますが、担当課並びに箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

総合的なお答えをしたいと思います。まさに役場、そしてサンレイク、ドームと非常にその町の中心的な施設がここに集約している関係で、設置当時から比べます

と人口ももちろん伸びますし、利用者も増えております。そういった関係で、昨年、今、議員がおっしゃるように、それまで借地していた駐車場については、やっ
と粕屋町の町有化ができました。今後、駕与丁池を中心とした集客の関係もござい
ますので、駕与丁周辺に関わる駐車場の拡大を図ってまいりたいと思っております。

今、議員がお考えを述べられました。立体駐車場も選択肢の一つとして検討さ
せていただきます。ただ、この役場の駐車場については、もう空き地がないんです
ね。非常にそれは私も残念なんですけども、今現在となつては、これは致し方ない
ということで、若干不便にはなるんですけども、駕与丁側のほうに駐車場の拡大
を、今後図ってまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

川口議員。

◎9番（川口 晃君）

それでは時間になりましたので、これで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

（9番 川口 晃君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

川口議員の一般質問が終わりました。

本日は午前中3名の方を予定しておりますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時30分といたします。

（休憩 午前11時20分）

（再開 午前11時30分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号8番、鞭馬直澄議員。

（8番 鞭馬直澄君 登壇）

◎8番（鞭馬直澄君）

議席番号8番、鞭馬直澄です。

早速ですが、質問に移らせていただきます。まず1番目、粕屋町の人口の伸びに
ついて、お尋ねいたします。今年の11月末の人口数は、昨年11月末に比べて、実
数で若干下がってきておりました。この1年を見ても多少凸凹があるんですけど
も、伸びがそんなにないというような状況であります。この人口の伸びが現状横ば
いとなつておることにつきまして、その要因をどのように捉えているでしょうか。
質問いたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、人口と言いましても、転入、転出、死亡、出生という、その四つの要素がございます。そういった中で、結果的に減少してる、横ばいになってるということでございますが、まず、転入につきましては、減少をしております。456人ほど、昨年の10月から今年の9月までの時限で言いますと、456人減少します。なお、転出、これも微増でございます。そして、出生者、死亡者はほぼ横ばいの状態。結果的に、これによりますと、若干の微増若しくは横ばいということでございますが、やはり、例えば、新たな分譲住宅あるいは、特に高層のマンションができるような状態の時は、この粕屋町の歴史を見ますと、非常に人口が伸びておったなあという感覚がございます。今ちょっと、コロナの関係もございまして、人の流れ、物の流れと共に横ばいの状態が、今までこの数年間続いていたということが原因ではないでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

今の様子ですと、2年後の国勢調査、さらには、7年後の国勢調査におきまして、今5万人を通過点としておりますけれども、その5万人の達成については、非常に厳しい状況ではないかと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは、町としての施策の展開によって、それは変化していくものと考えております。実際、今町内には、これ物流が2か所あるんですけども、それ以外でも、住居、そして商業というような計画が別に3か所ございます。合計、五つの開発の計画が進行中でございます。それぞれ、その進捗につきましては、差はございますが、いずれにせよ、これにつきましては、町としても支援をしていき人口の増加に期するような施策として展開してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

様々な条件があると思うんですけども、5万人を仮に通過したとしましても、その後の人口の伸びが大きく伸びていくとは、非常に今の現状では、私は考えにくい

と思っております。その辺について、町長どういうふうに思いますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

多分、議員は国全体の人口減少化、少子化についての影響は、必ず粕屋町にもあるということを指摘されておるとは思いますけども、まさに競争の世界なんですね、地方自治体は。住んでいただけるような、町としての魅力を向上するための施策、この展開にあると思います。数年前に、人口減少社会を捉えて、消滅する市町村なんていうことを、ショッキングな発表をされたところも実際ございますが、それはそれなりに、それぞれの自治体で特色をいかしながら市町村の運営を展開しているところがございますが。同じように粕屋町もこの都市圏にあって、住みやすい町、そして住んでもらえるような町の魅力づくりを図ってまいりたいと思います。そうは言っても、全体的な減少は、これは否定できないというふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

2番に移ります。町政運営の取組についてですけども、先般、国立社会保障人口問題研究所が公表してる日本の将来推計人口によりますと、50年後の総人口は、現在の約7割に減少します。65歳以上の人口はおよそ4割になると。こういう推測をしております。こういう環境の中で将来に向けて、今、粕屋町が取り組むことは、更なる堅実で強い町政運営の基盤を確立することだと思います。そこで、粕屋町を取り巻く環境の変化を先取りし、対応できる強い運営基盤を確立することが重要なことだと思います。町長のお考えをお聞かせください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

強い町政運営の基盤、これ様々な要素がございますが、まずは、歳入の確保、税収の確保、自主財源の確保だろうと思います。そのためには、確かに人口が増えることも大事なんですけども、その社会基盤を成している企業、粕屋町の場合には、非常に物流が多いんですけども、そういった企業の誘致を含めたことによって、財政基盤を確保するということが、非常に大事だろうと思います。そしてまた、重ねて、社会インフラ。これ子育て施設等のインフラも、そして、教育施設のインフラもそうなんですけども、交通インフラももちろんです。そういったものを同時に発展させながら、粕屋町を選んでもらえるような展開を行う必要があると思います。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

私はやはり、うちの町の望むところ目指すところとして、5万人前後、小さい町でありますけども、やはり、強い粕屋町ということを目指すことだろうと思えます。そのためには、体質強化を図ることが必要だと思えますが、その辺についても、併せて町長の考えをお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは、今の社会情勢の変化というのは、本当に変わるんですね。日々変わってるといふふうに、極論してもいいぐらいだと思います。コロナもまさにそうでした。そういったことを予想できるような組織体制を行う必要がある。先取りするような組織体制を作る必要がありますので、職員の増強、そしてまた、それぞれの専門分野でスペシャリストを養成する必要があるとも思います。そのためにも、職員を増強した中で、例えば、外部団体に派遣して民間の知見、あるいはノウハウを粕屋町にフィードバックすることも必要でしょうし、あるいは、東京に出て行って、東京中央圏の状況、そしてまた、様々なコネクションをそこで培うということも、この九州にある粕屋町にとって、将来的に、未来永劫、その存続していくための一つの方策ではないでしょうか。そう思います。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

町長がおっしゃってること、根本的なことやっぱり人材育成だろうと思います。それでは、2番目に税収対策について、に移ります。最初に、少子高齢化の影響についてですが、総務省の資料では、少子高齢化が進むことにより15歳から64歳のいわゆる生産年齢者は、1995年8,716万人をピークに減少しており、2035年度には、6,494万人になるという予想をしております。このままでは、納税者が減少し税収が落ちていく状況が加速していくように私は思えてなりません。町長、この件についてはどういうふうにお考えでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

そのとおりだと思います。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

だから、納税者が減るっちゅうことは、やっぱり、何らかのいろんな対策を講じていかなければならないと思っております。その辺については、我が町だけではなく、全国的なことでもありますし、あるいは近隣では福岡県福岡市、近隣の市町村ということの広域な連携も含めて必要なことだろうと思っております。

次に、自主財源の拡大ということが、その中では、今、非常に重要だろうと思っております。現状、企業誘致等も含めて、自主財源の拡大には大変苦勞されているというふうに思っておりますが、その施策や対策についてお伺いをいたします。その中でやっぱり、企業誘致に法人税増収、税収を拡大することと思っております。福岡都市圏での、我が粕屋町の役割、あるいは利点をどういかしていくかをつかむことが大変重要なことと思っております。まずは、町内町外の企業が事業を発展させる拠点として、粕屋町をどういうふうに見ておられるのか。そういうことを知ることが大事だと思っております。この件について、町長はどうお考えでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

それにつきましても全く異論ございません。人口減少社会によって、これは個人の相対的な所得が、総合的には減ります。そういった意味では、個人の所得税といいましょうか、住民税につきましても伸びは、本当に鈍化していくんだろーと思っております。従いまして、法人税を含む、これは法人が持っております固定資産もそうなんですけども、そういった減ることがないような税の増収についての作戦も練っていく必要があります。そのために、今御指摘のように、企業誘致を今以上に活発に行う必要があるということで、私も認識をしております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

いろいろと、どうやって企業誘致をしていくかということは、非常にやっぱり苦勞されることと思っております。先ほど申し上げましたように、やっぱり取り巻く企業は、どういうふうなことを粕屋町について、思いを持っているのかということは、積極的にやはりつかんでいくことが必要だと思っております。企業は言うまでもなく、会社を存続、発展させ社会貢献をし続けていくことが最大の目標となり、こういうことを社是として抱えている企業はたくさんあります。常に世の中の変化を先取りし、

激しい競争に勝ち抜いていくためのたゆまぬ努力を、企業は、相当な努力をしていると思います。そこで、様々な業界、団体、企業と積極的に交流を図ることで、粕屋町がどう対応できるか、何ができるかなどを分かることと思っております。新たな町内外の様々な業界、団体、企業との交流会を設けて、情報交換を積極的に行い、その収集を行うことでの取組が、私は今、急務だろうと思っております。これについて、町長どういうふうにお考えでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

企業との積極的な情報交換、まさに交流は、非常に大事だろうと思います。粕屋町を知ってもらい、これがまず、第一歩だと思いますが、粕屋町の地理的環境、あるいは交通インフラの利便性、そして、今後の粕屋町の伸びしろ、これを私もトップセールスとして、事あるごとに申し上げておりますが、実際、その手と足になるような職員の養成が必要であると思っておりますが、積極的な、社会的な企業の交流に対して派遣も実際しております。これ地域政策デザインスクールというのが、九経調の関係でございますが、これ福岡を代表するような企業の集合体といいたいまいしょうか、それぞれの企業から選出された方々が、交流会を設けていろんな勉強研究をしてあります。そこにも職員を出しております。私自身が、外に飛び出せ公務員というふうには、常日頃から職員のほうにも申し上げておりますが、自分のスキルを磨くためだけではなくて、それを粕屋町の将来の発展に向けた、フィードバックをするための材料として、まずは、人との交流を図って、それが、今後、知識を得たりいろんな研究をするためのコネクションにもなるし、そういったことを今後も図ってまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

粕屋町は、私が一つ思うのは、身近な交流の場ということでは、今、我が町とアビスパ福岡、協定を結んでおります。年に1回は、粕屋町応援デーも設けて、町長自らそこで挨拶をされておりますが、アビスパ福岡の賛同企業と申しますか、それとか福岡県、特に福岡市も含めて、全国圏の大きな会社もありますし、そこにも様々な企業のトップがお見えになっているようでございます。手短と言えおかしな言い方なんですけども、そういうところからでも積極的に交流を図っていくことが大事ななというふうに、私は思っておるところであります。せつかく、そういうつながりを持っておりますので、アビスパもルヴァンカップで優勝したりしております。

すので、非常に今、明るい材料とっておりますので、是非その辺のことは、積極的に進めていただけたらと思います。今、町長おっしゃいましたように、外に飛び出せ公務員という考えをお持ちであります、町長が更なる力を発揮して、やはりトップセールスを実行することが、全てにおいて攻める。攻めるというのは攻撃の攻、攻めるということを言いますけども、町政運営、強い粕屋町への強力な原動力になると思います。この辺について、町長の、再度、思いをお聞かせください。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

様々な機会を捉えて、私も外に出ております。これ職員に対してゼロということは、私も率先して、それはそういう姿を見せておるわけですが、議員言われるように、やはり今、福岡は非常に元気です。高島市長とも時々会うんですけども、様々な企業が福岡に進出したいということをお願いされてるようです。従いまして、福岡の都市圏、まさに、市内まで10分のこの好適地にあるような粕屋町を、セールスを行っている状況でございますが、具体的に言いますと、今、アビスパ福岡の話がされましたが、アビスパ福岡は非常に弱い時期がありましたけれども、強くなれば強くなるほど、様々なスポンサーが、本当に体感として私も感じるように集まってまいっております。そういったときに、「粕屋町の町長ですか。」というふうには、反対に企業のほうからも交流を呼びかけられることもありますし、私が積極的に企業のトップの方ともお会いして、「粕屋町はこういうところです。」と名刺を配りながら進出を呼びかけておりますが、非常に反応はようございます。様々な分野の方々がおられますけども、少しでも粕屋町に興味を持ってもらえるような、そういったセールスを行ってまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

鞭馬議員。

◎8番（鞭馬直澄君）

我が町の将来、今、何をすべきかというようなことで、いろんな施策あると思いますが、いろんな面において、やはり先行投資というものをしていかなければ、将来は見えてこないだろうと思っております。その中でも、やはり人材育成というのは非常に基本中の基本で、ポイントになることだろうと思います。更なる強い粕屋町を築くためには、思い切った先行投資が必要であると思います。早急に、更なる強い体制を構築し、攻めの町政運営を強力に実行するには、やはり町長の強力なリーダーシップが必要だと思います。町長の更なるリーダーシップを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

(8 番 鞭馬直澄君 降壇)

◎議長 (小池弘基君)

鞭馬議員の一般質問が終わりました。

午前中の一般質問はこれにて終了いたしまして、ただ今から暫時休憩といたします。

再開は、午後 1 時といたします。

(休憩 午前11時51分)

(再開 午後 1 時00分)

◎議長 (小池弘基君)

再開いたします。

議席番号 2 番、田代勘議員。

(2 番 田代 勘君 登壇)

◎ 2 番 (田代 勘君)

議席番号 2 番、田代勘です。通告書に従い、一般質問をします。

初めに、まちの魅力を高める情報発信の推進についての質問です。第 5 次粕屋町総合計画後期基本計画には、まちの魅力を高める情報発信の推進とあります。基本政策の取組として、「広報やメディア、町民や事業者と連携した多面的なシティプロモーションを展開し、町の魅力を町内外に情報発信することで、町の認知度やイメージの向上を図ります。」とあります。現在、広報紙、ホームページ、SNS など様々な広報媒体を通して、各所管においても情報発信やPR活動をされています。

最初に、シティプロモーションについての質問です。シティプロモーションは、主にブランディングによる地域のイメージアップ、移住者・定住者の増加、地域住民の愛着や帰属意識の形成などを目標としており、地域経済や地域の活性化に向けた取組で、将来にわたり、持続可能な自治体にしていくことが主な目的だと言われています。本年 4 月に市制対策室が設置され、その取組の一つとして、市制に向け、プロモーションの準備、プロモーションの実施、プロモーションの拡大とロードマップを作成し、本年度は若者向け魅力発信事業を計画されていますが、今後、どのように展開していくのか。また、新たなプロモーションを考えているのか。既にもう配信はされておりますけど、私も配信しております。反応はいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

◎議長 (小池弘基君)

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長 (吉田 勉君)

今、議員がおっしゃいましたように、令和 5 年度はプロモーションチームのほう

を設置しております、若者向け魅力発信事業のほうを実施しております。既に、インスタグラムのほうでインフルエンサーによる町の紹介や、先日アビスパ福岡の長谷部監督が優勝報告に表敬訪問された際の動画などをアップしております。また、年明けには現在制作を進めております粕屋町を題材にしたショートドラマ動画の公開、また、YouTube内での配信広告、また、移住メディアへの粕屋町の紹介記事の掲載、そういったものを予定しております。また、今後は、今実施しております若者向けのプロモーションの継続は当然のことながら、若者以外をターゲットとしたプロモーションの展開も検討のほうをしております。

そして、動画インスタの反応のほうなんですが、私、実際に見たっていう方とちょっと話を聞いたってことはないんですが、私の感想ですと、いい動画ができたんじゃないかなというふうには思っております。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

PRに関しては、費用対効果が難しいと思いますが、目標値を設定されていますか。ちょっと聞きますと、予算も限られております。大変と思いますが、目標値をお願いします。

◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

◎経営政策課長（吉田 勉君）

目標値ということなんですが、まずプロモーションの効果の測定に関しましては、すぐにちょっと結果が出るようなものではないっていうふうに思っております。ある程度、中長期的に検証する必要があるかなというふうに思っております。先ほど申し上げました若者向け魅力発信事業、今年度実施しております事業につきましては、ターゲットを若者層に絞らして、粕屋町の認知拡大のための土台づくりというふうに考えておりますので、現時点において、具体的な目標値っていうのは設定しておりません。しかしながら、今、実施しておりますプロモーション活動における、マーケティングデータの収集、分析も委託業務の内容に含んでおりますので、今後出てくる報告書をしっかり分析させていただきまして、今後の活動に生かしてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

はい、分かりました。

続きまして、先ほど課長のほうも言われましたように、若者向け魅力発信事業計画プロジェクト会議の中で、動画の制作、YouTubeによる広告配信、インフルエンサーによるプロモーションや、移住メディアへの記事掲載等の手段によるプロモーション事業を実施していく予定となっています。その中で、移住メディアへの掲載記事等がありますが、町の魅力を発信することで、その先にあるのは移住や定住者の増加を期待するものと思っております。町の魅力を町内外に発信することを併せて、その受け皿となる基盤整備も必要になると思います。

町長は、安心して暮らせるまち、住みよいまちを目指し、魅力あるまちに向け、子育て環境、教育環境、福祉環境の整備など、重点かつ積極的に進められております。その一方で、道路や駅周辺の活性化などの課題も多くあります。また、移住・定住しようにも、同時に雇用や住宅といった問題も発生します。移住者・定住者にマッチングするための対策も考えていくことが必要ではないかと思っております。例えば、粕屋町は、市街地は限られますし調整区域も多くあります。最低敷地面積の緩和や企業誘致など、町長の考えを伺いたいと思っております。ちなみに、粕屋町の魅力的なところを尋ねますと、まずは交通アクセスの良さ。それと何よりも、粕屋町はごみの夜間収集が一番素晴らしいと、町外の方は言うておられます。町長、考えをお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ごみの夜間収集というのは、私もちょっと初耳で、確かに福岡市とか他町は、昼間の収集があつて、例えば、猫とかカラスとか、そういった害が多いということの不満は多くあるようには聞いております。まさに今もう答えも言われた部分ありますけども、やはり受け皿といたしましうか、魅力がないと粕屋町に入ってくる方はいらっしやいません。魅力とは何かというと、住みやすさ、働きやすさだろろうと思ひます。また、それに加えて、居心地の良さというのもあると思ひますが、粕屋町は今言われたように、交通インフラも十分にそういった環境は整えておりますし、あと、住みやすさの点では、例えば、商業圏、買物難民にならないような、そういった対策としては、先ほど山脇議員の御質問にもお答えしましたが、コミュニティバスの再検討も行つておる状況でございます。あわせて、住居を建てる際の敷地面積についての再検討も、今行つておるところでございます。今の状況で言ひますと、なかなか建設資材も高くなつて、そしてまた幸いと言ひましようか、粕屋町の地価も非常に人気があるということで高うなつてございます。1戸1戸の戸建ての住宅に対する建設単価も高くなつておりますので、そういった意味でいうと、建て

やすさ、住みやすさを追求するには、若干の緩和が必要かなということも、今検討中でございます。あわせて、調整区域の解除についても、大型開発については、我々も十分な支援をしていきながら、住宅地の展開を今後も進めてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

是非、進めていただいて、人が寄ってくるまちになってほしいと思っております。

続きまして、次の質問に移ります。ちょっと準備がありますのでよろしいですか。

ラッピングバス、ラッピングトラックによるPRについての質問です。天神や博多駅周辺では、ラッピングバスをよく見かけます。また、粕屋町は福岡インターに隣接し、物流拠点でもあり、長距離を走るラッピングトラックもよく見かけます。ラッピングバス、ラッピングトラックの特徴は、高いインパクトを与えることができ、また、エリアターゲティングができ、反復性が高く、公共性も高いと言われています。

長崎県波佐見町では、令和3年度に佐世保と博多を結ぶ高速バスの外装、デザイン広告について、西肥バスからの提案で、また、通学にも利用されている地元の波佐見高校美術工芸科の生徒さんにデザインを依頼。全20作品を役場の玄関口に展示し、町民の皆さんにも選んでもらおうと、投票箱を設置されました。結果、12作品が選ばれ、最終審査の結果、波佐見町のマスコットキャラクター「はちやまる」と、キャッチコピーを入れた作品で、生徒さんは「コンセプトは、波佐見町のことをもっと県外の人に知っていただきたいくて、波佐見町の有名なものを詰め込んだ作品にしました。」と言われたそうです。また、副町長は、是非、このラッピングを福岡市内の皆さんが御覧になって、少しでも波佐見町に興味を持っていただくということ。それから、こういうことができるんだということを、波佐見高校生の一つの意欲になればと話されたそうです。ちなみに、バス会社への政策広告費は300万円。国の地方創生事業交付金を活用し、ラッピングの状態がいいので、毎年158万円の更新料を支出しているそうです。

また、久山町では、西鉄との協議の中で、路線バスの赤字分を赤字補填という形で補助金を出すのではなく、町のPRもでき、交通事業もこれまで西鉄と連携してきたこともあり、西鉄からの提案であります。本年9月4日から福岡市内のメイン通りである博多駅、天神、六本松、片江営業所の区間を運行しています。このラッ

ピングバスは、首羅山遺跡国指定10周年を記念して、首羅山で傳承されている

「虎」をモチーフにフルラッピング。この虎は、平成26年度に、久原・山田小学校の6年生が共同制作した絵本、「わたしたちの首羅山ものがたり～薩摩塔がおしえてくれたこと～」を基にデザイナーに依頼したものです。また、本年10月15日の祭りひさやまでは、ラッピングバスを展示。町民の皆さんにも披露され、首羅山遺跡を通じて町の知名度向上を目的に、一部、宿泊税交付金を活用したそうです。

ちょっとこれ作ってきました。粕屋町も交通対策事業の大川線減便対策バス運行委託として赤字補填されていますが、近年は、全国でも運転手不足、赤字等の理由で路線バスの減便・廃止が相次いでいます。一度廃止になりますと復活するのは困難です。路線バスは、通勤、通学、通院などに利用されており、廃止となれば大きな社会問題となります。また、将来的にまちづくりにも影響出てくると思います。町長は、交通事業者と連携し、将来にわたり安定的な公共交通の確保を図るとおっしゃっております。赤字補填という形で補助金を出すのではなく、町のPRもでき、交通事業者にも収益となり、どちらにもメリットがあるのだと思います。また、粕屋町は半径5キロ圏内に多様な物流モードが集積しており、博多港、JR貨物、福岡空港が福岡都市高速でつながっており、さらに、福岡インターを拠点に関東圏、関西圏を中心に全国各地を結んでおります。バスやトラックにラッピングすることで、全国各地に粕屋町をアピールすることもでき、また、知ってもらうこともでき、我がふるさと感じてもらえることでもあるのではないかと思います。さらに、ふるさと納税による寄附額の増加にも期待できるなどと思いますが、町長の御意見をよろしく申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

デザイン案まで立派なものを作っていただきまして、ありがとうございます。これも、実はこのシティプロモーションの中で、今検討している最中でございます。金額的なものをちょっと申し上げますと、福岡市内でフルラッピングですね。フルラッピング、全面ですね。全ての面でラッピングすると、最初の製作費、1年目要りますけども、これは総額で240万ほど要ります。その後、毎年、広告料としては、130万ぐらひは要るということでございます。久山町は、今、言われたように宿泊税交付金を活用した、首羅山遺跡の10周年記念事業ということで走らせてあります。福岡市内を走っている西鉄バスで、時々見かけることありますが、確かに有用な広告ではなからうかと思ひます。それに加えて、今、検討中なのは、トラックですね。物流のトラック。様々な会社、企業がありますけども、その企業にお願い

して、トラックにフルラッピングをするということも一つの検討材料として、今、考えておるところでございます。あわせて、これはもう本当職員の発案でございますが、バスは外から見て分かるわけですね。乗ったときに吊革を見て、粕屋町があるというような、吊革での広告も必要じゃないかなということも、様々な媒体を使って粕屋町の広告PRを行ってまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勤君）

是非、1台だけじゃなくて、高速バス、東京に行くバスもありますし、JRもありますので。あと、地元商工会も、いろいろ小さい業者から大きな業者までと一緒に連携して、いいものを作っていたきたいと思います。町長がそうしてやっていくという話聞きますと安心しました。よろしくお願いします。

続きまして、魅力ある町を推進すると同時に、人口の増加、新たな企業の進出や雇用の創出に向けた取組を積極的に進めることで、人や物、お金を呼び込み、地域経済や地域の活性化、さらに税収の増加、財政基盤の安定化につながると思います。自治体としての総合力も高まっていくと思います。是非、魅力発信事業、大々的に進めてもらって、粕屋町をアピールしていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。青少年健全育成についての質問です。全国的に人口減少が進む中、粕屋町に至っては少しずつでもあります。人口も増加しており、全国トップクラスの平均年齢の若い自治体です。一方で、社会の多様化、住民意識の変化に伴い、地域や各種団体においては、役員の方々の高齢化、なり手不足が生じており、将来的には、地域活動や団体活動の運営自体、困難な状況になるのではないかと危惧されます。特に若い世代においては、地域を愛し地域を守るという意識がだんだんと薄れていくのだと心配されます。例えば、これまでは、地域社会では行事ごと、お祭り、地域防災など、それぞれ子ども会、消防団、青年団、老人会、婦人会はなくなりましたが、各世代でそれぞれの役割があり、また、住民同士がつながり共に支え合い、地域を築いてきました。地域、また住民の活力なくしては、町の発展はないと思います。今後、持続的な社会を作る上で、地域社会を再構築し共に支え合う社会を築いていくことが求められます。もっと若い世代が地域を学び、地域を知り、愛郷心を育む取組、そして次につなげていくためにも、地域の担い手の育成、リーダー養成が必要ではないかと私は思います。

そこで質問です。青少年の健全育成についてですが、「次の世代を担い、町の発展のために寄与することができる青少年の健全育成に努めます。」とあります。その中の、ときめき体験in沖縄についてですが、町長は、「私が町長である限り、こ

の事業は進めていく。」とおっしゃっております。私も大賛成です。この事業は、これまで少年の船、青少年の翼の理念を継承し、団員として参加した児童生徒が、数年後、スタッフとして参加しており、地域活性化に大きく貢献しているとありますが、どう捉えているのでしょうか。青少年の発起人でもあり、第1回少年の船の団長に伺ったところ、当初、粕屋は一つと言われながらも町内に四つの小学校、二つの中学校があり、成人式で初めて一堂に会すぐらいで、全くと言っていいほど交流する機会もなく、また、地域や人とのつながりを考えていかなければならないと思ひ、子どもたちが地域や学年を超えてできる事業をしたいという思いがあったそうです。また、少年の船を通して、子どもたちとスタッフが関わる中で、家庭や学校だけではなく地域や世代を超えての人とのつながりの大切さを学んでほしい。また、将来的に、スタッフや青年団員として活躍されつつ、次につなげてもらいたいとのことでした。青少年の翼の理念。町長、若しくは、教育長の考えをお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

すみません、私のほうから述べさせていただきます。少年の船の理念につきましては、目的になるんですけども、粕屋町の次代を担う青少年が豊かな心と仲間づくりをテーマに、少年の船での研修を通じて、社会や自然への視野を広げながら青少年相互の連帯・友情を深め、団体生活の楽しさや厳しさ、社会参加への意義を学ぶことです。青少年の翼のほうの理念は、こちらにも目的になりますが、粕屋町の次代を担う青少年が集い、海外における研修及び規律ある団体生活を通じて、青少年相互の連携を深め国際感覚を養い、郷土の発展のために努力する心豊かな粕屋の青少年を育成することです。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

今回、ときめき体験in沖縄の事業の中から、スタッフの中から青年団の加入があったと聞きました。これまでのときめき体験をされてきて、今後、スタッフや団員に対して期待するものを、何かあれば教えていただきたいと思ひます。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

ちょっとこれまでと言いますか、今年度のことをちょっと述べさせていただきますけれども、社会教育関係団体であります青年団の団員数が、令和4年度が3人であったものが、令和5年度は12人に増加しております。それで、今年度の町民運動会や文化祭で、実行委員として協力をしていただいております。また、空と海の会の役員のほうになりますけれども、令和4年度が10人であったものが、令和5年度19人に増加しております。そして、空と海の会の会員のほうになりますけれども、こちらが令和4年度11人であったものが、令和5年度18人。そして、ときめき体験23後は、その後は仮登録になりますけれども、更に50人ほど増加しております。次回、ときめき体験では、その経験をいかして協力をしていただけるのではないかと期待をしているところでございます。

今後、スタッフと団員、団員の子どものもとに期待するものとしたしましては、理念、目的を述べましたけれども、そのほかには、沖縄研修での経験をいかしまして、地域住民一人一人の持つ資質や能力を高め、その力を地域活動にいかす人づくりですね。そういう方々の活動が地域の課題解決や地域の活性化につながる地域づくり。そして、それらの活動を通して、地域住民の間に絆が生まれる絆づくりを、地域のリーダーとなっていただいて、地域活動を盛り上げてほしいと思っております。特に、子どもたちには、人生の選択肢の幅を広げていただいて、人間としての力の土台を作ってほしいと思っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

教育長として、今回のこの事業につきましては、本当、第1回目からの団長さんをはじめ、ずっとこれまで継続していただいたというのは、それなりにやっぱり価値があったり、また、それに参加した子どもたちの活躍が、やっぱり町民にとってプラスに働いている。そのおかげで現在も続いているのかなど。形は変えてもですね。私はやっぱり持続可能というのは、同じものを続けていくのではなくて、その時代に合った、若しくは、その時々合った、子どもたちの実態に合わせながら変えていくのも必要かなという気がいたします。

実際問題、子育て連のほうのジュニアリーダー「WAKABA」ですかね。そちらからも、今回スタッフで参加していただいたり、その後、青年団のほうにつないでいただいたりとか、こういった目に見える形で、町のいろんな組織の中に入ってきてくれるっていうのは、以前にはなかったような形だろうと思います。また、それはやはり、現地で同じ釜の飯を食うといえますか、宿泊を伴いながらやる中で交流を深

めながら、どげんかいな、自分が今こういうところに所属してるんだよというような形と、自分も今度そっちに入ってみたい。また、地元の消防団に入ってみたりとか、よさこいのチームに入ってみたり。いろんなことがそこで情報交換を、やっぱ地域の子だからこそできるのかなと。

町長、この前帰着式の時にちょっと挨拶をしたところ、町長は、是非、これは自分がおる間は続けるという決意までいただいたものなんです。私はやっぱり、地域愛っていいですか、それをしっかり体験していただきたい。議員のところもお聞きしますと、何かお子さんが団員として参加されて、その後スタッフにも参加されて、非常にいい取組だったっていうようなことを直接体感してあるみたいですが、私はそれを今後、行ける方行けない方いろんな事情がございますけど、行けるところは是非参加をしていただいて、今後も続けていきたいなということは考えております。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

今、教育長、また課長の意見聞いて、自分も安心したというより、どんどんまた進めていただきたいと思います。

次に参ります。昭和62年、第1回青少年の翼が始まり、平成4年第1回粕屋町少年の船がスタートしました。平成20年から粕屋町少年の船の名称を改め、ときめき体験in沖縄となり、現在に至っております。それまで、隔年ごとに事業が開催されてきましたが、平成23年東日本大震災の影響で中止となり、それ以降、事業が開催されておられません。青少年の翼に関しては、中学生、高校生、大学生、社会人が対象でしたが、少年の船の理念と同様であり、この事業をきっかけに、先ほど青年団のこともありましたけど、青年団が復活したところや団員の増加、空と海の会の設立、少年の船やときめき体験のスタッフとしての参加などの経緯があります。ある程度の、一定の成果は出ているのではないかと思います。

今回、平成30年以来5年ぶりのときめき体験in沖縄の開催となりましたが、私もいろいろちょっと聞いたんですよね。スタッフの募集や事前研修、事前の準備、研修とか、大変苦慮されたと聞いております。近年は、個人情報などによる募集や、勧誘の難しさ、またコロナの影響により活動が制限され、交流もできない状況で、地域活動や団体活動においては、人員不足やなり手不足が生じており、運営自体が困難な状況なところもあります。地域のつながり、人とのつながり、縦と横のつながりを再認識すると共に、地域の担い手、人材育成にもつながる事業の推進とし

て、中学生、高校生、大学生、社会人を対象とした交流事業として、海外とは限らなくても国内でもいいと思います。再度、青少年の翼事業を考えてはと思いますが、町長並びに教育長、お伺いしたいと思いますけど、よろしくお願いします。

◎議長（小池弘基君）

はい、臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

すみません、自分のほうからお答えさせていただきます。昭和62年から平成23年度まで、青少年の翼事業は、隔年で、アメリカなど海外にて現地交流、ホームステイなどの研修を行ってまいりました。しかし、多額な費用がかかることなどから、平成23年度の段階で青少年の翼事業を凍結し、事業効果のほうを重視しまして、ときめき体験、旧青少年の船になりますが、事業に統合しまして、現在まで継続してきた経緯があります。青少年の翼は、多額の費用がかかりますこと。現在の財政状況や参加者の負担金も高額となること。あと、基金残金が不足していること。あと、ボランティアであるスタッフが、仕事の関係などで休みが取りにくいということで、ときめき体験事業のほうでも3泊4日でやっておったんですけども、スタッフの人員がちょっと集まらないもので、現在、2泊3日としておりまして、青少年の翼事業で海外渡航日数が長くなれば、更にスタッフが集まりにくいことなどから、困難な状況ですので、統合されたときめき体験の事業を継続しまして、団体生活など青少年の連携をそちらのほうで深めていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

いや、私、海外じゃなくて国内でもって言ったんですよ。まだ国内と海外じゃまた変わっていくと思いますけど、そのところちょっと説明できたら。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

国際感覚を養うためには、まず、町で行っていることを述べさせていただきますけど、NPO法人のアジア太平洋こども会議事業に参加しまして、他国の小学生の子どもたちが、粕屋町の小学生がいるホストファミリー宅にホームステイしたり、小学校で交流したりする国際交流事業を実施しております。また、まだ実施には至ってないんですけども、日米の大学生のカウンセラーと共に、グローバルな視点で自分の未来を形づくる、高校生を対象としたグローバルキャンプ。これは、福岡未

来創造キャンプ実行委員会主催、主管が一般社団法人福岡中小企業経営者協会連合会のものになりますけれども、それや、先ほど述べましたアジア太平洋子ども会議事業の小中高生を対象とした、福岡の子どもたちを逆に海外に派遣しまして、引率が大学生とか社会人が務めて、派遣型のホームステイと言われてます「ブリッジチャレンジトリップ」などの参加を周知していきたいと考えております。

それで、国内につきましてですけれども、国内につきましては、地域で通学合宿事業、今回、1件ですけれども、コロナ明けでやっていただいておりますところがございます、あと、子育連の事業でございますけれども、青少年自然の家などでのリーダー研修会を通じまして、団体生活の楽しさや厳しさを学ぶための支援や補助を行っておりましたので、そちらのほうが、今ちょっとストップしておりますけれども、再開されれば、実施したいと考えております。あと、交流につきましては、ときめき体験時には現地の方と交流を深める時間を設けましたり、スタッフにつきましても、大学生・社会人を募集しておりますところがございます。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

ちょっとあんまり、ちょっと分かりにくかったかなと思うんですね。もう、青少年の翼は難しいということですね。ですか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

課長が答えにくいと思いますので。今、課長の答弁の中にありましたように、少年の船ですら、なかなか開催が難しい状況であります。これは、社会情勢、経済情勢が変化していることで、例えば、会社等にお勤めの方々が、なかなかその数日間の休暇はとれないというようなことで、非常に厳しい状況があるということです。

青少年の翼になりますと、先ほど国内でもいいとおっしゃいましたが、1泊か2泊だったら、もう別に翼でなくてもいいんですね。ですから、じゃあ何で翼なのかというと、外国に行って異文化と接する。外国の子どもたちと接する。様々な経験が、非日常の中で経験されることが非常に大きな効果だろうと思います。

しかし、それに伴う費用もかかるし、開催するに当たっては、そういったスタッフの、なかなか人員が整えられないという今の状況があるということがございますので、これは、そういったチャンスがあればと言いましょいか、そういったふうな展開になれば考えてまいりたいと思っています。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

分かりました。チャンスがあればということですね。今のところ難しいかな。

青少年の次の質問に移ります。青少年の翼事業は、今まで青少年健全育成交流基金を積立てて運用されたと聞いています。この事業は、先ほど課長も言われましたように、多額の予算が必要です。財政面的にも原資になるものが必要です。私はふるさとづくり基金をうまく活用することができるんじゃないかと思えます。ふるさと納税者の意向では、ここ数年、未来を担う子どもたちを応援する事業に対しての寄附が最も多く、平成4年度に至っては、7,457件、2億45万2,000円の寄附がっております。現在、未来を担う子どもたちを応援する事業に対しては、子ども未来課所管の事業に充てていますが、青少年育成、また、将来地域を担う子どもたちへの育成、リーダー養成の観点から活用することも可能ではないかと思っております。またそして、将来への先行投資として考えられるのではないかと思っております。是非、こんな基金とか寄附金を利用して、今後また、青少年の翼とかの事業に充ててもいいんじゃないかなと思っております。質問をさせていただきます。ちょっと、いいですか。うまく活用してほしいかなと思っております。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

確かに、こういったふるさと基金、あるいはクラウドファンディング辺りで、資金を用意することは可能と思いますが、一番大きいのはやっぱりスタッフでしょうね。やはり、翼となりますと、これは長期間、長期間といいましょうか、通常の1泊2泊じゃなくて、もうちょっと広がります。そうすると、なかなかリスクが大きいんですよ。また、今、海外とかはテロとか様々な事件、事故がある可能性が高いと。そういったハイリスクなところに向かわせるわけですから、日本国内で、今やっております青少年の船どころのスタッフの数では、到底、危険度が増すということで。そういったスタッフの養成、あるいはその研修も含めたことをちょっと長期的にやっぱ考えないと駄目じゃないかなと思っております。

◎議長（小池弘基君）

田代議員。

◎2番（田代 勸君）

分かりました。最後に、このグローバル社会で活躍する人材育成を進めると共に、地域や町の礎となる、支える力となってくれる人材育成を進めていくことも必

要じゃないかと思います。将来、若い世代が地域活動や団体活動で活躍することで、町や地域の活性化に大きく貢献すると思います。是非、また事業ができるような状態になったら、本当進めていただいて、地域の青少年の育成に努めていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

(2番 田代 勘君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これにて本日の「一般質問」を終わります。

本日は、4名をもって終了いたします。明日6日にも一般質問を予定しておりますので、時間の都合がよろしければ、明日以降も引き続き傍聴にお越しいただくか、ネット中継を御覧いただきますよう、御案内申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後1時42分)

令和5年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和5年12月6日（水）

令和5年第4回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和5年12月6日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

8番 議席番号 15番 安藤和寿議員

9番 議席番号 13番 本田芳枝議員

2. 出席議員（16名）

1番 古家昌和

9番 川口晃

2番 田代勘

10番 田川正治

3番 杉野公彦

11番 福永善之

4番 宮崎広子

12番 久我純治

5番 末若憲治

13番 本田芳枝

6番 井上正宏

14番 山脇秀隆

7番 案浦兼敏

15番 安藤和寿

8番 鞭馬直澄

16番 小池弘基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤川真美

議会事務局係長 松永泰治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（13名）

町長 箱田彰

副町長 吉武信一

教育長 西村久朝

住民福祉部長 神近秀敏

都市政策部長 新宅信久

教育委員会次長 堺哲弘

総務課長 豊福健司

協働のまちづくり課長 高榎元

子ども未来課長 渡辺剛

介護福祉課長 古賀みづほ

健康づくり課長 石川弘一

都市計画課長 田代久嗣

道路環境整備課長 吉村健二

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

本日、一般質問最終日でございますが、午前中に2名の方の質問を予定しております。

本日、執行部部長級におかれましては、古賀総務部長が体調不良のため欠席されております。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

それでは、ただ今より「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに、文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは、質問順に従い、質問を許します。

議席番号15番、安藤和寿議員。

(15番 安藤和寿君 登壇)

◎15番（安藤和寿君）

議席番号15番、安藤和寿です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

一般質問3日目の初日っていうのが初めてのことで、非常にちょっと緊張しておりますけども、昨日からの同僚議員の一般質問には、やっぱり粕屋町をもっともっとやっぱ元気にしたいという思いから、少子化対策や町の魅力を高める情報発信の推進など、そういった一般質問でありました。もっともっとやっぱ元気にしたいという思いから、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回は1問、質問させていただきます。公共交通の現状と課題解決促進についてでございます。まず初めに、質問の要旨について説明をさせていただきます。最初、コロナから始まるんですけども、コロナが落ちついて元気したいという思いで質問したいと思います。コロナ禍が落ち着き、国内はもとより、インバウンド、海外からの入国者も大幅に増えている中、国内の公共交通機関においては、コロナ禍で離職したドライバーの復帰が進まない現状がございます。今回の質問の中にあ

る、特にタクシー業界においては、都市部でもタクシーの車両はあるが乗務員がいない。慢性化しているドライバー不足による需要と供給のミスマッチが起り、多くの人々の移動に支障を来している状況がございます。

国も深刻な社会問題として捉え、打開策として、既に海外で実用化されているライドシェアをめぐる、大阪府の吉村知事は、来年秋から2025年の万博開催期間中にかけて、導入を目指す方針を指示。また、自民党の菅前首相は、「過疎地だけでなく、観光地や市街地でも利用できるように、地域を限定せずに解禁することが望ましい。」と述べるなど、議論が本格化しております。その背景にあるのがドライバー不足で、粕屋町でも例外ではなく、電話をかけてもタクシーがなかなか捕まらない。外に出てみても、タクシー車両が少なく、来たところで手を挙げても予約車が多いため確保が難しいとの声が多く聞かれております。さきに述べた同様な状況と察し、質問をさせていただきます。町は、町民の足となる地域公共交通の現状をどう捉えているか、まず最初に質問したいと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、地域公共交通とは何ぞやということを、まず、定義としてお話をし、それから始めたいと思います。今、議員がおっしゃったようにバス、そしてタクシー、鉄道。それに加えてコミュニティバス、あるいは乗り合いタクシーとかですね。もうちょっと広い意味でいえば、スクールバス、あるいは粕屋町でも行っていますが、福祉バス、これも広い意味での地域公共交通に含まれております。こういった地域公共交通の課題については、今、担当課のほうで研究といましようか、検討を行っております、実際、専門家を交えた検討も開始をしております。その辺を含めまして、担当所管のほうからお答え申し上げます。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

まず、御質問の粕屋町の地域公共交通の現状といたしまして、粕屋町で鉄道が2本の路線に6か所の駅を持っており、篠栗線では、上下線で1日当たり運行回数が144便ございます。香椎線では、89便が運行しています。また、路線バスにおきましては、1日当たりの運行回数が、天神－粕屋町内の往復運行が249便、博多駅－粕屋町内の往復運行が19便、福岡空港－粕屋町内の往復運行が45便というふうになっております。さらに、タクシーでは町の中心部に営業所があり、配車できる車両が5台ほどあるというふうになっております。

このように、鉄道、路線バス、タクシーが福岡市や近隣町へ広域的に運行しておりますので、全国的にも公共交通の充実した町であるというところの一方で、町内の生活圏内での移動手段としては、車や自転車のほか、ふれあいバスが町内の移動を支えている状況でございます。町といたしましても、今後の高齢化とか、そういうところから移動手段を持たない交通弱者の方が、安心して生活できるよう、将来にわたり安定的な公共交通の確保と維持を図っていくことが、非常に重要ではないかというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

はい、ありがとうございます。課長の答弁からして、粕屋町は非常に、6駅があつて充実した公共交通の移動がなされているというふうに、ちょっと捉えさせていただきます。あとは、地元のタクシー会社さんも、5台をもって、町民の方のニーズに答えてらっしゃるという状況ではございます。そういったところで、現在、粕屋町においては、充実した内容だという状況を聞かせていただきました。

次に、2問目に行きたいと思うんですけども、1市7町の議会の議員の皆さまとちょっと共に行動する機会も多ございまして、やはり、粕屋町だけではなく、古賀市、久山町、篠栗町、1市7町のなかの議員の方も、なかなか一緒に行動する際に、集合場所が空港であったりとか博多駅であったりとかするんですけども、そちらの集合場所に来るのになかなかタクシーが捕まらない状態っていうことで、御家族の方に送ってもらったりとか、ちょっと時間がもうちょっと余裕、遅い時間で集合していただけないかなあというふうな声も聞かれております。

そういった中で2番目ですけども、地域公共交通のドライバー不足による、これタクシーをちょっと意味してるんですけども、需要と供給のミスマッチの解消に要する支援など、町を含んだ広域で解消に向けての、町長、町長会も出ておられますので、町長会などでそういった議論があるのか、お聞かせ願えればと思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

町長会として話すというよりも、日本全国、今、議員がおっしゃったように、タクシーの運転手不足、これが非常に顕著な問題として上がっております。特に観光都市、あるいは先ほど言われました、吉村知事が来年の万博に向けて、非常にタクシー不足を今危惧してあるという状況がございます。そういった全国的なタクシーの乗り手不足に対する、大きな意味の全国的な組織として、我々、首長、市長が作

っております、活力ある地方を創る首長の会というのがございます。これは、1市7町の全ての首長が、糟屋地区の場合は入っておりますが、これは、全国組織として今活動を非常に積極的にしておりますが、230ほどの首長が集まっております。全国でいうと1,700以上の地方自治体があるわけですが、これは1,700の自治体に向けての発信も含めて行っております。主要な話としては、やはり、後ほどお話されると思いますが、ライドシェアのを中心に議論をし、国への要望も、今後、今も行っておりますが、今後行うということで、地域的に、糟屋地区のタクシーの不足とか、そういった具体的な問題については、今、もう分かっているという状態でございます。

ですから、地域的個別的なことについての議論は、粕屋地区の協議会の中では行っておりません。ただ、最近、県のほうで地域公共交通の運転手不足の問題検討会議というのが、これ県知事を中心に、県内の様々なバスとタクシーの関係の運転手不足がございます。ちょっと長いんですけども、地域公共交通運転手不足問題検討会議という表題で、実は、会議がスタートしてございまして、これはもう全県的な問題として、今後、協議を深めていこうということにはなっております。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

町長からの答弁で、県のほうも検討会議でいろいろ議論してスタートしているという内容をちょっと答弁いただきました。そういった中で、各地域というかを調べてみると、福岡市なんですけども、福岡市は特区の取組を行ってます。その中で、福岡市の取組として、タクシードライバーに必要なのは、まず、2種免許というのが必要となってまいります。2種免許の規制を緩和して、一定の条件を満たせば普通免許でも乗務ができる。全国でも初めての新たな制度の導入を目指して動いているというところがございます。国に特区の設置を要請する方向で調整を進めていると。

具体的な条件としては、タクシー会社の社員であることが、まず1点。講習や受講することなどから乗務に必要な規制を緩和することで、事業者がドライバーを確保しやすくする狙い。今後、国やタクシー業界などと、具体的な調整を進めていくこととしているということがございます。糟屋郡の中でもやはりタクシー会社さん、ございます。そういった中で、福岡市がこういった、今回、2種免許の規制の緩和とか動いておりますんで、そういった内容で糟屋郡1市7町も、お隣福岡市をまねするっていう形ではないんですけども、そういった緩和が図れば、糟屋郡の中のドライバーさんも徐々に増えてくるんじゃないかと思っておりますので、そういった

ところをちょっとよくお願いしたいなというふうに思っております。

では、次の3番目の質問に行きたいと思います。次の3番目の質問は、ライドシェアという、初めて聞かれる方もおられるかと思えます。先に、ライドシェアとは何ぞやというところで説明から入ってまいります。ライドシェアとは、文字どおり、ライド、乗ること。シェア、共有すること。言わば、同じ車両に相乗りすることにあります。移動したい人とドライバーを結びつけ、車を共有するサービスです。既に、多くの海外においては、ドライバーと同乗者とマッチングさせるプラットフォーム企業として、アメリカではデリバリーでおなじみのウーバーとリフトで、ウーバーでは世界800国以上の都市に進出するなど普及が加速しております。ハワイ州では、さらに、ハワイ初のホロホロというライドシェアサービスがあり、普及の光景には、スマホによる正確な供給のマッチング。運転者と同乗者が総合評価するシステムへの安心感と乗車前にアプリで行き先や所要時間、料金をシェアできる利便性の高さから安価に移動できるなど考えられるとされております。道で拾うタクシーと違い、簡単操作の専用アプリであらかじめ目的地を指定し、事前に所要時間、料金確認した上で配車ができるという内容でございます。料金は手配時に決定するために、渋滞に巻き込まれたり、ドライバーが遠回りをしたとしても、支払い料金は変わることがありません。アプリに登録しているクレジットカードで決済されるので、お金のやり取りがなく安心というところでございます。

しかし、日本では、一般人が自家用車を用いて有償で他人を輸送することは、道路運送法第78条により、原則、白タク行為として禁止されており、海外移住者の声として、「海外事例を参考にライドシェアを進めてほしい。」という意見や、「日本の不便は想像を絶する。」などとまで言われております。普及している国と地域は、ドアツードアの世界で人々の移動がなされている光景。

現在、町内の移動に関しては、福祉バスが活用された移動とタクシーを利用する移動、自身の車両を活用するなど、移動の方法は様々であります。町内の移動状況でよく聞かれるのが、予約した時間の病院への移動。売出し時間に合わせたスーパーへの買物。お昼時、夕飯時での飲食店への食事。金融機関などの外出の用件。希望の時間に応じて活用できていた交通手段の確保が、コロナ禍前よりも非常に厳しいという声が聞かれます。さきに述べた需要と供給のミスマッチの解消。特に、

「タクシーを希望に応じた時間帯で活用する際、確保が一番難しい。」という声が聞かれております。高齢者の免許返納を促すことから、現在、国においても議論され、規制の改革が進みつつあるということでございます。

そこで、質問をさせていただきます。タクシー不足の解消策として、公共交通空白地有償運送として運用を行っている自治体もでございます。現状のドライバー不

足、今後を補う観点から、当町でも現状の対応策として、シルバー人材センターなどの新たなシニア世代の職種としての考えや粕屋町版ライドシェアの実用に向けたお考えはあるかどうか、町長お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ライドシェアの問題、先ほどちょっと、私が首長の会で国との協議を始めたと言っていますが、非常に厚い岩盤です。先ほど言われました、法律的な制約が非常に多い部分とやはり日本になじむのかという観点から、政府、そしてまた与党の中でも議論が大きく分かれているところでございますが、国に対する要望としては、菅前総理、あるいは河野太郎大臣辺り、そしてまた鈴木英敬、元三重県知事なんですが、地方公共団体の首長としての経験がおありということで、その辺の人脈を使いながら国のほうにライドシェアの要望を行っているところでございます。

ただ、今、議員が言われたように、粕屋町だけでっていうことはまず無理です。これはもう国全体の方策というか、方針転換をしないとイケません。そしてまた、もう一方は民業圧迫というのが非常に根強いんですね。タクシー業界辺りの、それぞれの自分のシェアが狭くなるんじゃないかという危惧もございますが、一方では、タクシー運転手の不足が日本の、例えば、インバウンドで外国から来られる方の、地方公共交通の日本の貧困さですね。これが非常に今、外国でも評判になっておりまして、日本は車がないんだという、そういった一定の悪い評価があります。

そういったことを打破するためにも、確かに運転手の増強といいましょうか、これから先の地方公共交通の発展を促す必要ありますが、民業とそういった新たな形での、ライドシェアという形での共存を図る必要があるっていうことは、これはもう一定の理解はみんなしてるわけですが。では、タクシー業界のほうの今運転手不足をどうするかっていうのは、やはりコロナによりまして、雇用調整交付金辺りで、確かに運転手がそのときにもう去ったわけですね。タクシー業界の中で、4割ぐらいは今もう全く車両が動いてないような状態があると思います。そういった運転手を元のタクシー業界のほうに呼び戻すための方策、これも必ず必要でございます。

ですから、並行してライドシェアと今の既存のタクシー業界との共存を図るための政策を、今、国のほうでは考えてあるようでございます。もう一方では、議員が御提案になりました高齢者、シルバー人材センターは高齢者の雇用対策事業でございまして、高齢者の運転手の事故ですね。安全性の問題が非常にクローズアップされておるようでございます。町としましても、運転免許証の返納を推進している状

況もございますので、これは全くイコールになる話ではありません。ある程度、その相反するような政策にもなりますので、これは慎重に考えなくちゃいけないことと思っております。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

はい、御答弁ありがとうございます。厚い岩盤ということで、実際そのとおりだと思うんですね。日本の場合、いろんな規制が行われておりまして、国のほうでも、国会の中でも規制改革委員会だとかそういった形で見直していこうというふうになっておりますけども、その中でも、やはり心配なのは、いろんな事故が起こったときはどうするのかというのが先に来てしまって、なかなか解禁まで行ってないというところだろうと思います。

しかしながら、世界ではもう10年ぐらい前からこのライドシェアというのが普及し始めて、そもそも、先月、利用する機会がありましたんで、ウーバーとリフトっていうのを使って、どんなもんかなあとということで使ってきましたけど、非常にストレスなく車が来ると。あと、お金のやり取りもなく、最終的にドライバーさんの評価をすることによって、評価が悪いドライバーについては、上のリスト陣に上がってこないとか、非常にちょっと安心感があるように感じられました。

そもそも、海外では福祉バスのような施策がございませんので、全てはライドシェアっていう形の部分で運用が行われており、当時使ったところで、たまたま日本からの学生の留学生の方が担当していただきました。大体3時間ぐらいで大体100ドル、日本円にして大体1万5,000円とかそういった短時間でアルバイトができることもあり、非常に1時間あたりいくらという形で、長時間働くよりも非常に率がいいので勉強する時間も確保できるし、そういったところでライドシェアの制度については、非常に感謝してるっていう意見をいただきました。そういった中で、まだまだ普及していない状況でございますので、しかしながら、タクシー不足っていうのは、まだ解消される方向には向かってないのが現状というところでございますので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

まず初めに、質問の前に、福岡空港の6時というのをちょっと通告書に出しておりましたんで、6時というのをチョイスした関係で福岡空港の状況を説明させていただきたいと思います。まず初めに、福岡空港の朝7時に出発する、まず、航空機でございますけども、7時10分発まで入れて9便が離陸し、各航空会社の機材、座席数を調べて合計したところ、1,706席ございます。ちなみに、7時台、7時50分発までに、国際線の出発を含み、全部で21便。座席数としては、3,386席で運行さ

れております。福岡空港の国内線、搭乗開始時刻は朝6時から行っており、この手続に合わせて、町から移動する手段としてタクシーを手配するわけですが、コロナ禍前と比べ、6時に福岡空港到着でタクシーを手配しようとしても、ほぼ見つからないという声があります。

このことは、来年の2024年問題で、タクシードライバーの日勤勤務者の拘束時間が、4月に改正されることから、例えば、6時に乗務をするということになると、時間外労働の上限規則が始まることなどにおいて、粕屋町と福岡空港は近過ぎて、6時に空港にお客さんを送り届けた以降は、到着が2時間後の国際線到着からしかないことから、すぐに仕事がないことも考えられます。

バスの移動では、西鉄後藤寺ー福岡空港経由が、福岡空港ー博多駅行きが2021年9月30日で廃止をされております。現在の公共交通では、例えば、原町駅を5時36分の博多駅行きの始発電車に乗り、博多駅で市営地下鉄に乗換え、福岡空港駅には6時4分、ターミナル到着は6時12分とされておりますが、既に、搭乗手続は行われており、始発電車の5時55分着が先に到着していることから、保安検査場所は、既に混雑の状況だということでございます。搭乗口まで行くのに時間の余裕がないため、乗り遅れることも考えられ、なかなか7時出発の航空機は使いづらいという声もございます。

そんな中で、7時台の航空機に乗れば、比較的、運賃が安くて済むというのがございまして、先日、私も10月29日に利用しましたが、さきに福岡から羽田までが1万4,800円でございます。最終、売り切れて、私は別の便に乗りましたが、既に、ほぼ満席の状態で、日曜日でありながらほぼ満席の状態で出発してるという形でございます。私が乗った航空会社も大体7割程度埋まってる状態で、事前に空港まで行く足として、私も前日に電話しましたが、「当日電話してください。」ということだったので、もし、当日電話してタクシーが捕まらない場合は、乗れないということになるかと思っておりますので、非常に困っている状態でございます。多くの方が、まずタクシーを利用するか、家族の方が送迎するという状態だと思います。家族にとっては負担となっている声も聞かれます。

そこで、町から空港アクセスの提供ができないものかを質問したいと思います。当町から福岡空港国内線ターミナルに朝6時到着で、現在、町内のみを巡回しているふれあいバスを活用し、通常のダイヤ運行前、ふれあいバス8時半から運行をされておりますので、その前に、シャトルバスとして投入することはできないものかという要望でございます。この件につきまして答弁をお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

古賀介護福祉課長。

◎介護福祉課長（古賀みづほ君）

はい、お答えいたします。現在、粕屋町内から福岡空港へ乗り継ぎなしで行くことのできるバスは、イオンモール福岡を経由する西鉄バスがあるのみでございます。そのため、公共交通機関で福岡空港へ行く際には、イオンモールからの西鉄バスの利用や、JRと地下鉄を乗り継ぐ、先ほど議員がおっしゃった方法。それからまたは、タクシー等を利用される方が多いと思われまます。

今回、町のふれあいバスの通常運行前、8時半前の時間を利用して、早朝に福岡空港国内線ターミナルにシャトル運行を投入することができないかという御質問ですが、実際に、ふれあいバスを利用して運行するには、いくつかの要件をクリアしなければならないかと思われまます。まず、福岡空港とどこを結ぶ経路にするのかにもよりますが、地元のバス業者やタクシー協会との協議、それから、運輸支局等との協議、空港が所在する博多区や、空港へのバスの乗り入れについての協議、また、運転手の人数や早朝からの運転を含むシフト等の調整が可能かどうか、そういった様々な要件でございます。

よって、今のような様々な要件のクリアと、本来ふれあいバスの運行目的は、道路交通法に抵触しない形で、無料で公共施設を巡回するバスとして運行しておりますので、現在の形では福岡空港への新たな運行ルートの投入というのは、少し厳しいかなというふうに考えております。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

課長のほうが現状なかなか厳しいと。問題のクリアがならないことのほとんどは、実際に運行することはできないという答弁でありました。そのとおりだと思います、現状。まず難しいんだろう。難しいことは分かってるんですけども、できれば、本当に嬉しいことの要望だと思うんですけども。まずは、乗務員の人員の問題とか、そういったものがあるかと思ひます。まずは、通常の運行ダイヤよりも分けた形で考えるべきだと思うんですね。こういった新しい運行については。あとは、利用者の乗車場所の選定ですとか、町の町内バス停の、今現状のふれあいバスの停留所は、67か所あるかと思ひます。朝早いこともあり、外は非常に暗いです。そういった暗い中での配車であることから、非常になかなか難しいのではないのか。また、ドライバーさんの負担にもなるのではないかというところはあるんですけども、安全面からして、乗車については、例えば、案的なこととございますけども、粕屋町は24か所あるコンビニがございます。コンビニで乗車をしてもらうのですとか、あとは、コンビニの店舗に協力をいただくなどが必要ではないかなというふう

に思います。コンビニがない地域においては、できるだけ明るい場所を選定する必要があるかと思えます。そこで、今の状況で、例えば、停留所を選定して回ったとしても、実際に乗務される方は、分からないわけでございますので、そういった形でAIを通じた事前登録。事前の予約システムとか、デマンド型バスとして運行する。AI化を図ることが必要ではないかなあというふうには思っております。

昨日の都市計画課長の答弁でもありましたけども、地域交通の検討の時期に入ってるということでもあります。町民の方も、非常に朝の空港に行くことには、非常に困ってる状況でございますので、そういった難題を解決していただいて、是非、運行していただきたいなあというふうに思います。そういった中で、昨日、同僚議員の中でも、町の魅力をもっと発信するべきだという、一般質問がございました。一つ、粕屋町のバスが福岡空港に行く、さあ福岡空港に行こうとなった場合に、非常に注目されると思うんですね、バスを。飛行機に搭乗されるお客さんを運ぶっていうことに対しまして、非常に注目される点と、さらに出張で行かれる方、福岡県外に行かれるわけですから、そこで、例えば、ふるさと納税の発信ですとか、そういったことにもつながっていくと思うんですよ。あくまでも情報発信することによって、粕屋町がもっともっと有名になっていくとか、そういったところもあろうかと思えますので、是非、やっていただきたいなあというふうには思うんですけども、附帯的な部分を含めて、町長、この件については、どのようにお考えかなあというふうに思います。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

案としては、非常に面白いといひましようか、粕屋町の交通至便な都市圏にあり、この交通インフラが非常に便利な粕屋町という利点をより一層アピールするという点では、非常に有益だろうと思えますが、費用対効果、これも税金投入ですのでね。費用対効果、そしてまた運転手の確保。あるいは、先ほど担当課のほう述べましたが、様々な規制との協議。これが、大きなクリアすべき問題として残っております。それを一挙に解決するのが、どうもライドシェアじゃないかなと、今お聞きして思ったわけですね。

実際、その個人個人の契約が登録制ということで、我々首長の会もそういったことを国のほうには要望していますが、登録された方々がスマホのアプリを使って契約をし、例えば、自宅のほうに、コンビニとかじゃなくて自宅に朝行きたいから何時に来てくれという話で、手上げるようなライドシェアを副業としてでもいいです。そういった方々がおられれば、もうダイレクトに行けるというようなこともあ

ります。まさに、費用が要らないわけですね。公共の費用が要らない、税金の投入が必要ないというようなことにもなります。そういった総合的な観点から、今後、検討課題とさせていただきたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

はい、ありがとうございます。昨日のコミュニティバス化っていうのもございましたんで、その部分、当町から福岡空港の場合についても、時間帯別にコミュニティ化してもいいんじゃないかなというふうには思います。多分、利用される方は、気持ちよく料金を払っていただける。出張の方は、会社から費用が出るっていうところもありますけども。まずは、行くことが先決っていうところもありますので、是非、進めていただきたいと思います。

また、先ほど福岡市の特区の中のことを申し上げましたけども、福岡市では、今回、特区の中に22項目、活用数ということで出しております。その中で、空港アクセス改善に向けたバス関連規制の緩和ということで、ニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る観点から、国家戦略特区内の空港を発着する空港アクセスバスについては、運賃設定の際に、上限認可を届出として、運行計画設定の際の届出期間を短縮させるというものがございます。期間的には30日前から7日前に短縮するというところも、福岡市では出してきておられますので、そういった観点からも、粕屋町、非常に空港に近い場所でございます。現状、困っていらっしゃる方の解決に向けて検討を進めていただきたいと思います。

次に、5番目の質問に行くんですけども、今回、なかなかそういったのがすぐに難しいなあというふうな形であれば、例えば、近隣町が運行するバスも考えてあるんじゃないかなあと思うんですよ。例えば、久山町からだとか篠栗町も、もしかしたら空港までの足ということで、考えておられるかもしれませんけども、粕屋町のバスと連携するっていうか、接続するっていう意味からして、近隣町とのバス運行協議会とかあるかどうか分かりませんが、そういった中で、運行を図ることはできないかどうか。ちょっとお尋ねしても、もしあれば、答弁いただいてよろしいでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

今のところ、近隣町と連携したバス運行協議会、そういうものはまだ設立しているか、ないような状況でございます。

◎議長（小池弘基君）

安藤議員。

◎15番（安藤和寿君）

近隣町も多分困られてる案件ではございますので、是非、町長、町長会の中でもそういった情報収集とか、そういったことがございましたら、収集していただいて、粕屋町の魅力発信について進めていただきたいなというふうに思っております。

以上で、時間となりましたので、一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

（15番 安藤和寿君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今、安藤議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を10時20分よろしいですか。次、総務常任委員会が控えているようでございますので、再開を10時20分といたします。

（休憩 午前10時13分）

（再開 午前10時20分）

◎議長（小池弘基君）

再開いたします。

議席番号13番、本田芳枝議員。

（13番 本田芳枝君 登壇）

◎13番（本田芳枝君）

13番、本田芳枝でございます。通告書に従って一般質問をいたします。

一般質問の内容は、1、職員採用における専門職の登用の方針、それに伴う働き方改革について。それから2番目が、育児休業取得の向上に向けて。3番目が、LINE損傷報告（道路・公園）についてという流れでいたしますが、実はこれ一番下はとにかく、1と2は粕屋町特定事業主行動計画と、それから、令和6年度の予算編成に当たってというものに対する私の質問なんですが、二つがちょっと入り混じっているところがあるのでよろしくお願いいたします。

それで最初は、職員採用における専門職の登用の方針、それに伴う働き方改革については、1と2は主に予算編成の方針。それから、3、4は特定事業主行動計画の中からの資料で質問をいたします。育児休業は、特定事業主行動計画が主でございます。

それでは、今から始めます。11月24日に粕屋町の令和6年度の予算編成方針が発

表されました。私が注目したのは、市制施行に向けた持続的な発展のための施策の推進。市制をゴールとするのではなく、市制施行後においても持続的な発展につながる予算編成を目指すものとするというところでございます。

でも、その中で気になる点が一点ございました。それは、人件費についてでございます。シティプロモーションなどの事業を展開する市制対策室、またはデジタルトランスフォーメーション、DXですね。それから、グリーントランスフォーメーション、これはGXの推進に当たっても、職員の兼任が多いという現状打開に向けての予算措置に対して、人件費の増大に対する記述は見つけることができませんでした。町は、この5月定例議会で、職員定数条例の一部を改正する条例を提案し、議会もそれを全会一致だったと思うんですけど、ひょっとしたら違うかもしれませんが、間違いがあったら許してください。可決しました。

その内容は、令和6年度から令和10年度において、町長の事務部局の職員の定数を、201名から241名とするものでございます。現在粕屋町は、令和7年度の国勢調査で5万人達成により、市制を目指していますが、人口の伸びは微増にとどまり、4万9,000にもまだ到達していません。果たしてこれで大丈夫なのかと感じています。実は、私自身、職員によるきめ細やかな、的確な行政サービス。若い職員による発想で、若い家庭を呼び込む方策が必要だと感じています。そのためにはもっと柔軟に、若い優秀なやる気のある職員採用、人材育成が必要だと考えています。

条例改正による職員定員数の増大の趣旨は、住民ニーズに対応し、サービスの維持、向上を図るための計画の見直しとなっておりますが、定数変更だけでなく、職員の専門性の必要性、働き方改革などの取組も含めて、市制を目指す今後の在り方を町長に問います。

まず1、住民のニーズに対応した職員募集としていますが、具体的にはどのような方針の基に、予算措置を含め、検討し計画されたのでしょうか。お願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ほぼ、議員がおっしゃった中にヒントがございます。様々な行政施策が、この数年で大きく変わっております。従来の地方自治体が持っている、既存の窓口事務を中心とした基本的な業務に加えて、まさに、地方が自分で魅力ある自治体を形成するための独自の政策をする必要があると。先ほど安藤議員のほうからも、粕屋町の魅力づくりについて、もうちょっと頑張ってくれというエールをいただいたんですが、粕屋町の、今後生き残るための地方自治体として生き残るための施策の展開が

必要だろうと思います。

そのためには、粕屋町に今ある既存の資源、まさに駕与丁公園と九大の農場跡地、この二つのことを中心として、粕屋町全体の経済の発展、そして地域の発展、また、まさに将来を担っていただける教育を含めた人間形成のための新たな政策を考える必要があると。そういった観点、大きな計画の根幹はそこにあります。その中で、専門職ですね。専門職を採用する必要があると。これはもう特に、今回はその専門職を中心とした採用を中心と考えておりますが、一般職についても、先ほど今言われましたDX・GXの推進、そして、市制対策を行うための職員の養成、そして、ここ数年本当にあるんですが、緊急的臨時的な給付金事務の増加が非常に多ございます。

今日も新聞で、来年の2月3月には、減税を対象としない世帯に対する給付金を考えているというふうに、急に、これは政府が発表をしておるようでございます。2月3月です。まさにもう12月なんですが、すぐそこにある時間的あんまり余裕がないところでの体制を整えなくちゃいけないというのは、こういった非常に緊急的な対応を行政ニーズとして構築する必要があります。そしてまた、災害に対する準備を行うために、余剰的、余剰というのは語弊があると思いますが、余裕があるような人員体制も作る必要がございます。

そして最後に、私がもうこの職員の研修を、これはもう本田議員がよく言われることなんですが、もうちょっとその充実しようという話をよくされるんですが、もう内部的な研修ではやっぱり限界かなと思いますので、特に、民間の施設に、民間の企業に対する研修、派遣する研修、これも実は考えております。そしてまた、県が行ってます東京事務所とか、要するに中央官庁に直接ダイレクトに結びつけられるような、パイプとして作れるような、そういった人材を養成するための派遣、これも今後考えていきたい。様々考えておりますと、本当に、人間が足りないという状況がございますので、そういったことを考えながら、今後も職員採用を進めてまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

まさに今、国が求めている、あるいは社会全体が求めている様々なニーズに対して、いろんな施策を、それが、的を得てるのか得ていないかは別として、国が地方自治体にいろいろ指示っていうか、予算をつけているような状態ですが。私が最もお尋ねしたいのは、住民ニーズ。これは何でしょうか。粕屋町の今現在における住民ニーズとは、これはどういうふうに考えられますか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

あまりに大きな話なんですね。様々あります。住民一人一人、ニーズが違う。大きな意味では、これはある程度住民の方々にはコンセンサスを得てるとは思いますが、粕屋町が、この粕屋町としての魅力あるまちづくりのために、やはり、子どもの育成、そして教育。こういった、将来を担うような子どもたちに対する政策、対策を中心に行いたい。これが、住民の方々の、大きな大きなニーズの一つだろうと思います。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

私が住民ニーズという言葉を上げましたのは、条例改正のときに、その趣旨に、住民ニーズに対応し、サービスの維持向上を図るための計画の見直し、となっているんですね。それで、町はこの住民ニーズをどう考えているのか、どのようにして住民ニーズを把握しているのか。その結果の条例の提案なのかっていうのがすごく気になって、そこからずっと私はその疑問が続いているところなんですけど。

実は、住民ニーズっていうのは非常に、今、町長もおっしゃったように、大きな、非常に抽象的な内容なんですね。住民は、結局若い人からご高齢の方、そして子どもたち、そういう子どもたちに対応するニーズに、国から様々な問題がどっと押し寄せてくる。それ押し寄せてくるのをこなしながら、住民ニーズに伝えていく。それが、粕屋町の課題だろうと思います。ただ幸いに粕屋町は、高齢者の割合が少なく子育て世代が多いということで、私は今、住民ニーズで最も皆さんが感じておられるのは、市制に向けてのことではないかと思うんですよ。大まかに言うと。早く市になってほしいと思われる方が結構いらっしゃいます。

ところが、私自身がアンケートをとったわけではないので、現状でいいよっていう方もいらっしゃると。ところが千載一遇のチャンス。2025年に国勢調査があって、そこで5万人達成すれば、粕屋町は市になるんです。市になるメリット、デメリットも色々あると思いますが、私は、市になることよってのメリットのほうが大きいと。つまり、大きな施策を組むことができるんじゃないか。それが、住民サービスのニーズに伝えていくんではないかと思っています。うちの町の地理的条件は実にはなっているんですね。若い家庭を呼び込む。その若い家庭が粕屋町ってすごいね。地元の皆さんがそう思ってくださらないければ、人は呼び込めないんです。

だから、私は今後の町の方針としては、若い家庭を、つまり、うちの町に定住して、税金を払って、そのまま粕屋町、住みやすい町に住み続けられるような活動をしていただける若い方、そういう方を呼び込むということが今後の方針になるのではないか、そういう意味で、今回の一般質問を取上げております。それで、既に6年度の採用計画は立てられていますが、それはどのようなものになっていますか。もう立ててあると思います。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

先ほど、本田議員が冒頭のお話の中で、5月の議会ということで申し上げられたかと思ったんですが、令和5年の9月議会で、条例の改正のほうは上程のほうさせていただいておりますので、訂正をさせていただきたいと思います。そのときにも、条例改正の際にも、定員管理計画ということで、令和6年度から10年度までの定員管理計画のほうを御説明させていただいております。そちらの1ページのほうに、先ほど、町長も申し上げられました住民ニーズにということで、住民ニーズについても少子高齢化とか、今後出てくるまちづくりに対する住民ニーズとか、社会情勢の変化が刻々と変化してるということで、職員のほうもそれに合わせて対応していくようにっていうことで、1ページのほうに今後、取り組むべき行政課題や住民ニーズに適切に対応するために、適材適所の職員配置や、業務量に応じた職員数の割り振りなど、適正な定員管理を行っていくことが重要ということで明記のほうをさせていただいております。それに基づきまして、定員管理計画、一番最終の10ページになりますが、今後5年間の必要定員数を見込みまして、計画のほう出させていただきます。また、それに基づきまして、先ほど、241って言われたのは、町長部局の職員数だと思うんですが、総数で260から300人ということで定数条例の改正を行っております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

先ほど訂正されたのはどの内容ですか。私この9月の定例議会というふうに言ったんですけど、そこが違う。5月。9月、あ、ごめんなさい。9月のつもりが5月に聞こえたんですね。申し訳ありません。9月にされております。それを私申し上げたつもりですけど。それで、そこが私よく分からないんですけど。9月の時点で定数改正の条例を出してありますよね。多分可決されるだろうという目論見の下っ

て言ったら申し訳ないけど、出されて可決しました。そして、今度は予算編成を出しておられます。その流れの中で、来年はどうするかっていうのは既に皆さんの頭に、予算も含めてあると思うんですよ。だから私は、現在、令和6年度の採用計画は立てられているんですか。もう実際、来年はどうしようというの、予算編成を考えられると思うので聞いたんですけど、それはどうなんですか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

具体的な採用計画につきましては、今、予算編成時期ですので、計画のほうは立ててる段階ではございますが、大きな違いとしましては、採用試験。令和5年度からオンライン試験を取り入れまして、日本全国から受験を希望される方が受験できるような体制を整えたりとか、試験の回数を昨年、5年度で言いますと3回行っております。来年度につきましても、オンライン試験の導入と試験回数、できる限り多くといたしますか、3回以上は採用試験を実施して優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

私がお尋ねしたいのは人数です。なぜ、人数にこだわるかという、それは人件費に関わるから。人件費は、令和4年は21億8,700万円。そして、中期計画では24億円になっています。ところが、令和7年度は25億円ですね。中期財政シミュレーションでは、これを変えないといけないんじゃないかなと思います。それで、例えば、近隣で一番参考になるのは那珂川市ですけれども、同じような人数です。粕屋町が増やしたような、28億円かかっています、人件費が。自治体によって様々あると思うんですけど、うちの町は2億円から3億円増えると思います。そういうことも含めて中期計画を、今後、財政見直しをされると思うんですけど。だから、その人数がどうなのか。新規の採用だけではなくていろんな意味で人件費は入っていますので、一概には言えないんですけども、そういうことを考えて申しあげました。

次に行きます。二つの視点からの中途採用も含めた職員採用計画は。もう既に、これが計画してあるのかなと思いつつ、お尋ねするようにしていますが。その辺がちよっと危ういですね。今後、欠員が予想される職員。例えば、図書館司書、保健師などの福祉関係や未就学児の施設職員。それから2番目に、今後の取組として必

要と思われる職員。社会福祉士、税収を増やすための具体的な取組の専門家、都市計画、建設・設計、土木などの専門性を持った職員などの採用計画は、今後どのようにされるのか。実際、その計画を今、立てておられるのか。そのことをお尋ねします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

まず、ちょっと御質問に対しまして、未就学児施設職員というのは保育士、幼稚園教諭ということでよろしいでしょうか。それと、あとすみません。税収を増やすための具体的な取組の専門家というのはどういう業種でしょうか。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

もうどういうふうに考えたらいいか分からないけれども、よく町長が外に向けていろんな出掛けておられて、いろんな情報を集めて、それから粕屋町の中でそれを採用するとか、だから私は、税の専門家でもいいのかなと思います。どのようにしたら税収が増えるのか、高まるのか。それを戦略的に考える人がいると思います。それがいなければ、研修を重ねてそれをする。そうしないと、例えば、粕屋町には空地がたくさんあります。その空地をどのように活用したら税収が上がるのか。いろんな意味での、客観的に税収を見て、例えば、今68億ぐらい税収がありますよね、町税がね。ちょっと違うかもしれませんが。その町税をあげないと、住民サービスの向上は、まずできないところがあると思います。だから、粕屋町全体において、税収に焦点を当てた、そういう職員が私は必要だと思っているんですが、自分自身もどういう人なのかちょっと分からないので、はい、お願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

税の専門家が、税収を上げるわけではございません。これは、課税と徴収という一つの大きな流れがありますね。課税は、課税客体と言いまして、所得、あるいは固定資産を持つての方に対しての課税。これは、法律で決まってるものですから、この人の分を余計、課税したりなんてことはできないわけですね。ですから、もうちょっと言うならば、その課税客体を、例えば、固定資産の中の償却資産を調査したり、これは、今の税務課の職員でできますので、今実際やっています。そういったことで、課税のほうは、もう限界といいましようかね、それ以上のことの余計な課

税はできないわけです。徴収のほうは、本田議員一番よく御存じと思いますが、福岡県で一番いいんですよ、うちは。だから、本当に滞納繰越しされてる、滞納に対する税金は、本当に皆さんにお願いして、滞納処分も含めて、税金は上がっております。

ですから、もう税そのものの分については、私は、この粕屋町は非常によくやっているとしますし、県からも、県知事からも、粕屋町はすごいなということの評価を受けております。一方で、税金を上げるための政策。これはもう総合的なことなんです。だから例えば、常々言ってますように、粕屋町で調整区域の緩和を含めて、いろんな都市施設を作り、物流も含め、住宅も含め、商業施設も含め、粕屋町を活性化していきたい。これが、ひいては税金につながるということで、私は再三申し上げてます。それ以上のことあるんですかね。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

じゃあそれは、誰が担当するんですか。そこが問題なんです。そこを私は問題にしている。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

問題じゃないですよ。今、職員がやってますよ。今、職員やってます。それで、実際そのいろんな、なんでしょかね、専門的な分野を持ってある業者とも連携をとりながら、粕屋町の都市政策について進めております。これは誰がやるんじゃないかと、職員がやるんですよ、これは実際。やってます。それで、逆に言うと、それは認めてないということで。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

認める認めないではなくて、今後の粕屋町をどうするか。そのところで考える必要があると思うんです。今もう、例えば、私は自分が知識がないから、税金を上げるためには税務関係かなっていうふうに思ったんですけど、実際その決算予算で行われているのは、いかに決められた内容の中で税金をとったか。それから、徴収は決められた中でいかに確実にそれを町が徴収したかのことしかありません。だから、私はそこをあえて書いていないんですけど。1番、住民の、自治体の中で税金を上げるということは、どの自治体でも本当に大切なことで、一生懸命考えられて

います。そこに私は、戦略が必要ではないかと思うんですよ。その戦略があるかどうかということ、ちょっと私も今の段階で具体的に書けなかったので、書いています。「職員が十分やっています。」というふうにおっしゃいましたので、じゃあその職員は、例えば、話は変わりますが、GXそれからDX、トランスフォーメーション、それから市制に向けるその体制。そういったものに対する職員が、今、兼任していますよね。私は、そこは総務常任委員会ではないのではっきりしていないんですが、それぞれの部屋が別に職員がいるのではなくて、職員が自分の業務をしながらそのことを考える。もちろん業務をしないと、実際に土台にしないと、それはできないんですけども、私はもっと違う方向があるんじゃないか。それで今、職員採用を違う視点で見てほしいというふうに思っているんで、これやりとりしたら時間が長くなりますから、次に行っているんですか。まだ関連がありますので、次の2番目、よろしくをお願いします。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私が、本当に言ってることの意味がちょっと御理解いただいてないので再度申し上げます。職員の採用をどんどんやっていきたいということ、それは、議会の冒頭からも、一般質問の冒頭からも言っておりますように、今の体制では、なかなかこれから先の対応はできない。そしてまた、GX、DX、市制対策、もうこれについての対応ができないから、職員の採用、定員管理も含めて定数条例も含めて増やしたわけです。だから、今からこれを増やすんですよということを再三申し上げています。それは御理解いただけますか。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

だからこそ、予算編成にそれが入っているのかなと思って、予算編成方針を見たんですよ。それが私には見当たらない。ただ、施策としては挙げてあります。その施策をするのは職員です。だから、職員がそれをするための、先ほど研修とか言っていましたよね。そういうことがとても大切なんですよ。

◎議長（小池弘基君）

本田議員、次行くんでしょ。

◎13番（本田芳枝君）

そうそう、ごめんなさい。あんまりこの話をするとちょっと長くなりそうなの

で、今、町長がおっしゃっていることはよく分かります。でも、その先を見つめた
いんです、私。現状で満足するんじゃないなくて、粕屋町をどのようにしたら、もっ
と、その資源は十分にあると思うんですよ。この地理的なこと、いろいろ住民の皆
さんの様子とか。だから、もっと先を見つめて、市制に向けて、粕屋町はやってい
かないといけないんじゃないかなと思っているので、あくまでも今後です。令和6
年から7年、ここは本当にチャンスです。そのチャンスをいかすために、今現在、
どうしたらいいかということ、私は考えて申し上げているので、ちょっとすみま
せん。それはあくまでも私の立場だから、ずれがあるかもしれませんが、そういう
つもりで申し上げます。また、よろしくをお願いします。

では次に、2番目の今後の取組として、必要と思われる職員、社会福祉士、税理
士、ここ今言ったんですよね。その答えを今言ってくださったんですよね。まだ言
ってないか。はい、すみません。お願いします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

先ほどの御質問のほうで御指摘いただいております、今後、欠員等が見込まれま
す図書司書や保健師、保育士、幼稚園教諭につきましては、今年度の採用試験の中
で、図書司書につきましては、今回募集は行っておりませんが、保健師、保育士、
幼稚園教諭につきましては、今年度に募集を行っており、今後も計画的に募集、採
用を進めてまいりたいと考えております。実績としましては、令和5年度に保健師
を中途採用で1名、令和6年4月から新たに来ます職員として保健師が2名と、保
育士幼稚園教諭が2名ということで予定をしております。

それともう一点の社会福祉士や専門の知識を有する職員につきましては、土木建
築の知識を有する職員と社会福祉士は、今年度に採用試験を行っており、その他の
専門職につきましては、引き続き、所管課からの要望や欠員等の見通しを立てなが
ら計画的に募集を進めてまいりたいと考えております。実績としましては、令和5
年度、中途の採用でございますが、土木職を2名。1名は特に建築にも精通してい
るというお話を聞いております。また、令和6年度から、4月から、土木職が新た
にまた1名加わるというような形で今進めております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

今現在、私、実は、平成25年度から令和5年度までの職員の採用の、どういう関

係、種類って言ったら違うね、職種の方たちが採用されているのかを表にしていたのを見ています。だから、令和5年度のことにはよく分かります。ただ、私が先ほどから申し上げているように、今後の計画。一般事務職、町長部局の事務職やその他も含めて増員するので、ただ数の増員だけではなくて、具体的にこの部門はどの程度人がこの時期にいるだろうか、という計画が必要。その上に立って人件費の伸びを考える。そういうことが皆さんのお仕事ではないか。それが中期の財政見通し、あるいは令和6年度の予算の立て方ではないかと思っているので、お尋ねしているところです。

だから、もう動き出さないと、令和7年はすぐ来ます。もう今からです。そのことをどのように着手しておられるのか。特に、私がここで実際採用しておられるんですけど、社会福祉士が一人採用されています。現在、私が知ってるのは、職員の中に社会福祉士は1人いらっしゃいます。ところが、それをいかせる職場ではないような気がいたします。住民ニーズということを先ほど申し上げましたが、今、本当に必要とされているのは、そういう福祉の専門家が、職員として粕屋町にということが、随分それが違うと思います。住民に対する対応から違うと思います。だから、そういう方がもう少し必要ではないかと思っています。それから、この一般質問でも、スクールソーシャルワーカーがいらっしゃるんですけど、正職ではない。今現在、勤めておられる方は正職を望んでおられないような感じでも聞いております。その方のいろんな状況があると思いますけど、やはり私は、一人は正職、スクールソーシャルワーカーの正職は、今後の粕屋町の子どもたちのことを考えるに当たって、データとかいろんなことが必要だと思うので、それが要ると思います。そういうことを含めた今後の計画です。今ではない、今十分認めています。言い方が悪いけど、悪いか分からんけど、何か認めてないみたいな、いや、私は今十分認めています、それは現状に満足しているだけ。それじゃ駄目です。将来を、しかもチャンスがすぐ目の前にあるんですよ。そのチャンスをいかせる、今、ときなんです。

だから、全体が一丸となって、そういう計画を具体的に立てて、住民の方が喜ばれる。住民の方が喜ばれば、自然に人が来ます。集まります。なぜなら、粕屋町で、今、子育て世代が多いというのは、いわゆる安河内作美町長時代から、教育施設の整備、充実を本当に力を入れてきたんですよ。その結果が、今出ていると私は思っています。だから、町政の今後のことを考えて、どのような方たちに満足していただけるだろうか。そこばかり考えると、こっちがおろそかになりますよね。そこが難しいところだと思いますが、そういう意味も含めて、ちょっと今回質問しましたので、しかも図書館司書は、もう随分前に採用されて、今後の採用もあ

と何年かで、何人かの方が一斉に辞められます。そういうことも含めて、計画を立てていただきたいというふうに、今、幼稚園の計画ありますよね。どうなるかわかりません。それを含めて未就学児の職員がどうなるか、それも含めた上で、今後、いろんな難しい問題があると思うんですね。だから、そういうことも含めて具体性を持った計画、それは予算にいかさないといけないので、その時期だと思うのでよろしくをお願いします。

では、3番に行きます。職員の年次有給休暇、特別休暇取得の向上を目指しての方策は、ということをお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

職員の有給休暇の状況につきましては、まず、実績につきましては、少し御説明をさせていただきたいと思います。休暇の取得状況につきましては、令和4年度で申し上げますと、特別休暇につきましては、取得に関しまして条件等が異なりますので、全体の取得日数や取得率の把握のほうは行っておりません。ただし、年次有給休暇に関しましては、取得日数は平均で年間11.8日。率で申し上げますと58.80%の取得率となっており、過去5年間の中で最も高い取得率となっております。また、今後も取得率の向上につきましては、これまで以上に周知や啓発を図っていくことと、これまで御説明させていただきましたとおり、職員体制を強化し、人員を確保していくことなどが、休暇の取得率向上につながっていくものと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

次は4番に行きます。8時30分から5時までの効率の良い残業なしの仕事の在り方に向けての、業務改善の研修や職員間討議などの方策をどのように取り組んでいらっしゃるでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

まず、時間外勤務につきましても実績のほうをお伝えさせていただきたいと思いますが、令和4年度の実績で申し上げますと、全職員の時間外勤務の勤務時間の合計につきましては、1万8,670時間で、こちらも、先ほどの休暇の取得率のと同じ

同じでございますが、過去5年間の中で最も少ない時間外勤務時間合計となっております。また、御指摘の内容につきましては、働き方改革への取組と認識をしておりますが、現状としましては、業務量に応じた職員を適正に配置できる体制づくりを進めており、今後は、体制づくりに加え、煩雑な業務に費やしていた時間や労働力をDX化、例えば、RPAの活用であったり、AI-OCRの活用、文書管理電子決裁システムの導入、チャットツールの活用など、取組の強化のほうを行いまして、業務の効率化による時間外勤務の削減を加速させる取組も強化してまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

これをお尋ねするに当たって、近隣の特定事業主行動計画とか、同じ財政規模のほかの県外のところ、一応ざっと見させていただきました。そしたら、粕屋町は本当によく取得、有給休暇も残業時間も平均かなあという感じを見受けられました。でも、少ない人数の中で、これをやっておられるので、かなり頭を使い、皆さんと話し合いながらなさっているのかなというふうに、そこにちょっと無理がなければいいかなという気持ちもございます。

それで、残業時間は、私が調べると、平成元年がとてもある部署で多かった時がありますが、後はずっとよくなってきています。残業は、すなわちすぐに、何ていうかな、残業手当に響くと思うので、それも含めて8時半から5時までの仕事の仕方を、本当に工夫をされるっていう必要性。今、それを進めてあるのかなというふうに、数字的に見て思いました。

はい、次に行きます。育児休業取得の向上に向けてということで、令和4年度から育児・介護休業法の改正が続いています。それに対応した町の取組を問います。じゃあ、お願いいたします。1番、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況の公表によれば、令和4年度の育児休業取得可能職員は5人でしたが、実際は一人の取得で、率としては20%。目標は一応クリアできているようですが、取得しない、あるいはできなかった理由をどのように分析しておられますか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

まず、育児休業を取得しなかった、あるいはできなかった理由につきましては、大きな要因としまして、先ほどから出ております、職場全体におけます職員数の不

足にあるのではないかと考えております。それにより、本人より所属長等に相談する前に、自身が抱えている業務量と職員数等などの職場環境により、取得を躊躇し、特別休暇のみの取得にとどまり、育児休業にまでは至っていなかったのではないかと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

では続けて、2番、育児・介護休業法の改正後の町の方針をお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

先ほども答弁をさせていただきましたとおり、職場環境の整備、つまりは人員の確保を先行して行い、あわせて、DX化等を並行して進めながら、誰もが安心して育児休業が取れる体制を整えてまいりたいと考えております。また、職場環境の整備と併せて管理職を含めた制度への理解の醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

今回の育児休業の目玉って言ったら、私にはそう思えるんですけど、女性、妻が妊娠して、それが分かった時点から育児休業の計画を立てる。あるいは、上司は立てさせて、勤務をいろいろ考えてフォローするという流れがあると思うんですけど、その辺の取組は、研修とか、あるいはどのように考えておられますか。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

研修はということですが、職員向けに一斉に集合して研修を行うっていう形では、今現在行っておりませんが、課長会を通じまして、管理職を含めて、職員のほうにも情報提供をいただいておりますが、育児休業に対する制度の周知を図っております。また、出産予定者や配偶者の出産による子どもさんの扶養手当などの相談時などに、総務課のほうの人事担当者によります育児休業に対する相談体制をしっかり整えておりますので、特別休暇や育児休業に関する説明っていうのを、できる

限り個別に分かりやすく行うように努めております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

個別にするということは、当事者は分からないわけですから、一応法律を見て、これができるかなと思うけれども、それがきちんと言える体制、それを粕屋町の中で作ってなければいけない。つまり、当事者と直属の長ですね。それからもう一つ上の長の方たちが、それを受け入れる体制を必要としています。それが可能になっているのか、あるいは、今後なるのか。そこが課題だと思いますが、当事者が一番悩むのは、やっぱり自分の仕事を誰が変わってくれるんだろうか、ほかに迷惑をかけるんじゃないだろうか、ということが一番その人にとって心配事だろうと思います。でも、本人が休むということによって、その相手の女性の方はどれだけ一緒に自分たちの子どもを、生まれることを喜び合う、分かち合うことが大切なことなのか。本当に、相手の方にとっても大切なことなので当事者はそれをしたい。ところが、それがスムーズにできないような状況、あるいは遠慮しなければならない。業務、激務の中でほかの人に任せられるだろうか。だから、それが一番心配だろうと思うので、直接の上司、つまり主幹の方ですかね、それから課長、部長、その方たちが一番このことを、研修を受けて、粕屋町のいろんな内容に対して、今時期こういうことでこうであるということを理解していないといけないと思うんですが。そこは十分に今、これからされるということでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

研修ということは、今してませんが、確かに議員おっしゃるように、上司、直属の上司そして係長、課長、部長辺りが、こういった育児休業に対する認識を持つ必要が本当にあると思います。これは、今後の研修計画の中にも織り交ぜながら、今後、検討してまいりたいと思います。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

参考になるのは、これは那珂川市なんですけれども、特定事業主行動計画の中に、人事の担当、こういう育児休業とか休暇とかを取る場合の環境の整備で、人事の担当はこういうふうにしてください。所属長の役割はこうですよ。それで本人の

役割があるんですね。例えば、育児休業に関しては、子育てに対する意識を持ち、社会全体で子育てを支援していくことへの理解をあなたが含めるんですよ、という書き方をしているからとても取りやすいんじゃないかというふうに思いますので、こういう計画の立て方を、是非、いろんなどころがあると思うので、参考にし、粕屋町で若い世代が育児休業、特に男性が取りやすい、それがうわさにうわさと呼んで、粕屋町はそういうところに力を入れているところ。そしたら、採用試験を応募される方も、それを、関心を持って見られます。実際、私の姪が企業を選ぶときに、子育てしやすい環境を選んだというふうに言っていますので、これは人事採用にもつながることだろうと思うので、その辺をよろしく願います。

それで、別の視点から育児休業を男性が取った場合のメリット。今も申し上げましたが、その家族にとって育児の支援者ではなく、当事者として関わることは大きな意義がある。子育ての大変さ楽しさを、身をもって知ることは、これは人材育成の一部だと私は考えています。一例ですね、役場のおよそ半分の仕事は人の暮らしに関わること。家庭という人間社会の基本的な人の営みの大元を知ることは、職員自身の理解力の幅を広げ、ゼロから18歳までの子育てに携わることは、子どもの成長を通じて、子育て支援、学校教育などに、自分事として深く関わることで、公務員としての力量が豊かになるというふうに私は思っていますので、是非、男性の育児休業を取りやすいように、しかも、その家庭はそこから出発して、育児家事全てのことを二人で分かち合って家庭を築く。それがこの子どもの成長に大きな良い影響を与えると私は思っているので、まず役場からそれを、力を入れて発信をしてくださるようお願いしたいと思って、これを一般質問いたしました。

先ほどから、ちょっと誤解を招くようで、「現在してないと思っているんですか。」っておっしゃる様でしたけど、私は本当に今の現在、皆さんよくやっておられると思います。ただ、議員としては、よくやっておられるからそれでいいっていうのでは、議員の役割は果たせません。今後、粕屋町がどういう方向に向かっていくのか。あなた方は、その羅針盤ですよ。その羅針盤を私たち議員がどういう方向、サゼッションする。それが、私たち議会のある意味で役割ではないかと。現状を監査するっていうことも大きな役割です。だけど、今後に向けて、本当は議会が政策提案をするのが一番いいんですけど、まだ、私の力量ではそこまでいかないので、職員の皆さんに今後のことを考えて、しかも今、予算編成の時期なんですよ。だから、この一般質問を私は取り上げて、予算編成を見て、それから特定事業主行動計画を見て、そして、今後の計画を書き換えなさいといけないし、その書き換える作業をしてほしいし、そのことによって、それは財政に負担が来ます。それをどうクリアするかっていうのが、皆さんの力量だと思うので、やはり住民にとっては、

このニーズは一部分かもしれない。高齢者の方からちょっといろいろ、こっちも考えてよって、私も言われることがあるのであれなんですけど。この町の将来を考えて、そういう全体的なことを考えて、皆さんに取り組んでほしいなあという、そういう観点からこの一般質問をいたしました。それについては、後で最後に聞くかな。最後のLINE。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。2番の(3)(4)(5)は、どういたします。もう全部聞かれました。4と5も終わりました。

◎13番（本田芳枝君）

はい。法改正に向けての研修は一応され、終わりましたよね。4番目、町の方針も言われたと思うんですけど、これ4、5が、5は今後ですけど、じゃあ4、5をお願いいたします。4番、令和5年度の育休取得可能職員は何人で、取得予定者は何人か。また、育児休業等計画書の提出を。この計画書の提出を申し上げたので、ここまでいってるかなと思ったんですけど。実際、令和5年度の実績はもうあるでしょ。そこをお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

令和5年度の育児休業取得可能職員数につきましては、女性職員で7名、男性職員で4名おります。またその中で女性職員につきましては、全員取得のほうをしております。また、男性職員につきましても、2名が、現在、育児休業を取得中でございます。

また、先ほど申し上げられました育児休業等計画書の件ですが、こちらにつきましては、昨年ですか、9月議会で粕屋町職員の育児休業等に関する条例の改正が行われておりまして、計画書の提出につきましては、もう廃止となっております。ただし、法改正によりまして再度、育児休業が取れるようになっておりますので、計画書を出さなくても、再度、育児休業を取得できるような仕組みに変わっております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

じゃあ、私が勘違いしてるのかな。その計画書を出して上司とその周りの方と、どういうふうな体制で臨むかという相談をするっていうことが必要であると。で

も、今度の改正でもそれは言われているので、計画書を出さないで一応は内部でそういう打合せをするということになっているのでしょうか。私は、そこは肝だと思わうんですよ。それを、だから、男性の育児休暇も1年とか、それから8週間とか、様々な形があるんですね。だから、それをどう取るかっていうのは周りの方にとってもとても大切なことなので、それはどういうふうになっていますか。今の改正の状態です。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

今現在としましては、育児休業を取りやすい環境を作るために、がちがちに計画にのっかって育児休業を取るっていう形ではなくて、育児休業を取りたいという考えを持たれた職員が、大体1か月前ぐらいに総務課のほうに相談に来られて、育児休業を取るためにはどういう手続きとか、そういうものが必要なのかっていうのを、計画書っていいですか、相談レベルでやりとりのほうをさせていただいております。また、それに基づきまして、本人から直属の上司のほうへ相談されたりというような形で、以前ありましたその計画書で、がちがちにこの期間とこの期間を取りますっていうような取り方ではなくて、もっと取りやすく柔軟に対応できるように、今現在、取得率を上げるための工夫をしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

私がちょっと、じゃあ考え違いしてたのかも分からないけど、事前に休暇が取れるんですね、今。だから、それに向けてのいろんな、だから、妊娠が分かった時点でそういう計画を立て、周りの職場の人にも言っていくという流れをちょっと知ったことがあったので申し上げましたが、そこはもう少し私もちょっと勉強してみます。事前がとても大切だと。生まれる前から、男性が関わるっていうことがとても大事だと今思っているの。次、それはもう次の私の勉強の課題にします。最後のこの問題で、今後に向けての体制づくりっていうのは、今、言っていたような気もするけれども、具体的にまたちょっとお願いいたします。

◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

◎総務課長（豊福健司君）

先ほどからの答弁とも重複いたしますが、今後の育児休業等の取得促進に向けた

体制づくりにつきましては、管理職を含めた全職員への制度への理解を深めるための、今現在、eラーニング等による研修等もございますので、そういう研修への取組と併せまして、先ほどから申し上げております人員確保によりまして、職場環境の整備と先ほど申し上げました働き方改革の推進により、誰でも育児休業を取得しやすい職場環境の整備ができる体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

それでは次に行きます。LINE損傷報告（道路・公園）についてということで、LINEによる道路や公園の損傷報告が定期的にホームページにアップされています。

この事業について、問います。1番、取組の経過は。2、現状についての認識は。3、今後の方針について。よろしくをお願いします。

◎議長（小池弘基君）

高榎協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）

粕屋町LINE公式アカウントにつきまして、協働のまちづくり課のほうで所管をしておりますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。まず、取組の経過についてでございますが、令和3年5月20日に粕屋町LINE公式アカウントを公開し、運用を開始しております。損傷報告につきましては、同じく令和3年の7月1日から運用を開始しているところでございます。スマートフォンの普及やソーシャルメディアの利用拡大の利用環境の変化に伴いまして、多くの自治体がこの公式LINEによる情報発信を開始しておりましたので、以前から当町においても導入の検討を行ってまいりました。この導入に至った主な要因といたしましては、ちょっと詳細は省きますけれども、新型コロナウイルスのワクチン接種事業が大きな要因となっております。損傷報告につきましても、危険箇所の早期発見につながることから、町が管理しております公園、道路の管理部署と協議を行いまして、運用を開始したところでございます。

以上でございます。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

これが始まる1年前に、実は私、一般質問をいたしまして、道路の破損、いわゆるその側溝の状態をもう少し町で見て、結局、交通量が多いからどうしても側溝の

ほうに車がその上を通るんですね。従って、凸凹になってガタガタになって、そこを歩いて通る方への配慮っていうのをお願いしたいというふうに申し上げていましたが、大きな事業は、区長さんを通して言えるけれども、ささいなことはどうしたらいいんだろうと思っていたら、結局、この事業が始まって、今、私が調べたら、2021年の7月から2023年の9月まで、111件の申し込みがあって、ほとんどそれを、必要なところで必要な箇所を、町が整備したり県に言ったり警察に言ったりしているという、そういう流れがあります。

私は、ほかの自治体でもこういう取組をしているというふうにおっしゃいましたが、この始まった時点では、まだそんなになかったんですよ。私は、一般質問する時にその事例を見つけた。それを私がここで申し上げたか、言ったかちょっと定かではないんですが、これは、デジタルトランスフォーメーション、これにつながっているんじゃないかなと思うんですよ。その大きな改革。結局、今までは、組長さんや区長さんを通して、書類を書いて職員に渡す。それでその職員が部署に上げてする。だから、道路環境整備課がそういう作業をしていたんですけど、それを一気に飛ばして、いわゆる、そのLINEを持っている人はどなたも、それを見つけたら写真を撮って、即それを伝えて、それが可能であれば、その対応、可能であれば可能です。可能でなければできません。あるいは、こうしましたっていうのをホームページに上げておられるんですね。これは本当に、業務の改革につながっていると、私は思っています。

だから、こういうことを今後、町がいろんな形で進めていくのかなと。是非、そのことを、力を入れていただいて、誰でもできるんですね。わざわざその組長さん区長さん通さなくても、あるいは職員にいろいろ言わなくてもできるという。これは素晴らしいやり方だなというふうに思っていますが、その辺は、町長はどのようにお考えでしょうか。

◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

お褒めいただいたわけですが、実際、運用としては、LINEのこういった損傷報告があった場合は、リアルタイムですぐ現場に行きます。まずは、対応についての協議を帰ってきてするわけですが、問題点は、やはり、我々粕屋町の地方自治体でできない部分が結構あるんですね。警察とか、あるいは県の所管とか国の所管というのがあります。そういったことをつなげながら、今後、より一層このLINEによる報告についての対応を、よりよいものにしてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎ 13 番（本田芳枝君）

これで私の質問は終わります。

また、よろしく申し上げます。

以上です。

（13番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（小池弘基君）

ただ今、本田議員の一般質問が終わりました。

これにて、3日間にわたりました「一般質問」を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午前11時22分）

令和5年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和5年12月11日（月）

令和5年第4回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

令和5年12月11日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決
- 第5. 粕屋町選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第6. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤 川 真 美 議会事務局係長 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝	総 務 部 長 古 賀 博 文
住民福祉部長 神 近 秀 敏	都市政策部長 新 宅 信 久
教育委員会次長 堺 哲 弘	総 務 課 長 豊 福 健 司

経営政策課主幹	木 場 洋 介	税 務 課 長	渋 田 香 奈 子
収 納 課 長	安河内 敏 幸	協働のまちづくり課長	高 榎 元
総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課長	石 川 弘 一
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二	上下水道課長	黒 田 道 明
会 計 課 長	安河内 淑 子	社会教育課長	臼 井 賢 太 郎
給食センター所長	井 手 正 治		

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

令和5年最後の今定例会も、無事に閉会日を迎えることができましたことに、執行部や議員の皆さまに感謝申し上げます。今年も早いもので、残り3週間ほどになりました。寒さが厳しくなってきましたので、インフルエンザ等の感染症に十分留意されますことをお願い申し上げます。来年の干支は、辰年であります。辰年は、昇り龍などに描かれますように、勢いよく活気溢れる年になると言われています。皆さまのご健康と、ますますの活躍を御祈念申し上げ、12月定例会閉会日の御挨拶といたします。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

◎議長（小池弘基君）

議案第92号「副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案は、副町長の人事案件でありますので、過去の例によりまして、委員会に付託することなく、本会議で取り扱うことと、開会日に決しております。

本案は、人事案件につき討論を省略し、これより議案第92号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第92号は、同意することに決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

議案第98号「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第99号「粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例について」、以上2議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

議案第98号「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に

関する条例の一部を改正する条例について」、議案第99号「粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例について」、付託を受けました文教厚生常任委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。

議案第98号「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和5年9月16日から施行され、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に項ずれが生じたため、条例で引用する箇所を改正を行い、あわせて、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が、令和5年6月16日に施行され、デジタル手続法の適用範囲が拡大されたことに伴い、関係する条文について整備する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

審査の中で、民間の保育施設では、条例の改定により提出書類を作成するのに人的な問題があるのではないかとという質疑に対して、今までどおり紙媒体やCD-ROMなどに記録して役場に提出してもよいが、オンラインでも提出することができるようになったもので、その負担が増えたものではないという答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第99号「粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例について」、地方自治法第209条第2項の規定により、粕屋町住宅新築資金等貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、昭和56年4月1日から施行し、特別会計を設置しております。粕屋町住宅新築資金等貸付事業は、貸付事務を平成8年度に終了しており、令和3年度には、現年度分の償還事務が完了し、現在は、滞納繰越し分の償還事務のみとなっております。つきましては、予算を特別会計から一般会計に移行し、条例を廃止するものでございます。

審査の中で、回収は大変な事業となると思うが、収納課で行う話はこの質疑に、まずは介護福祉課で調査することとしており、古い案件が多く、個々に様々な背景や事情がある。どこから進めるのか町の方針を決めるに当たり、福岡県の住宅新築資金に特化した法律相談に行き、指導を受けた。かなり調査が必要であり時間を要すると思うが、優先順位により、今後は個別の案件を相談しながら進めていかなければならない。1件ずつ調査、償還事務を途切らせることなく、進捗状況を報告していくとの答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり、全員賛成で可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて、質疑を終結いたします。

これより議案第98号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第98号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第98号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第99号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第99号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第99号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第100号「令和5年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第101号「令和5年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第102号「令和5年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第103号「令和5年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第104号「令和5年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、議案第105号「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、以上6議案を一括して、議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第100号から105号まで、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について一括して御報告いたします。なお、審査の経過については、議長を除く議員全員による審査でございますので、要点のみ御報告いたします。

まずは、議案第100号「令和5年度粕屋町一般会計補正予算について」です。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億232万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を222億614万3,000円とするものです。歳入の主なものとしては、国庫支出金を4億3,879万7,000円、県支出金を6,624万7,000円、町債を5,970万円増額するものです。また、財源不足を補うため、財政調整基金から1億8,076万9,000円の繰入れを計上しております。一方、歳出の主なものとしては、障がい福祉サービス事業費を2億4,828万9,000円、価格高騰緊急支援給付金給付事業費を3億485万4,000円、子ども医療費助成事業費を3,269万3,000円、小学校施設整備事業費を7,990万円、ふるさとづくり基金積立金を3,141万4,000円増額するものです。

委員会内での意見として、債務負担行為に関する事。また、2款1項6目の移住支援事業に関し、人口が伸びている粕屋町の現状として、この移住支援事業を行う必要があるのかという意見。また、4款1項2目の感染症予防事業、また、議会費の1款1項1目議会運営事務の講師謝礼が、補正予算で計上すべき事業なのかという意見がありました。町民の方にいち早く接種を行ってほしい。また、講師

謝礼に関する緊急性は理解するものの、本来であれば、当初予算で計上すべきではないかという意見もありました。当初予算計画段階で、施策、事務事業に関しては十分に検討し、実施できるようにとの意見もありましたので付します。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第101号は、「令和5年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」です。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億2,399万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億7,616万9,000円とするものです。歳入の主なものとしては、県支出金を4億2,000万円、繰入金を79万9,000円、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を390万円増額するものです。一方、歳出の主なものとしては、保険給付費を4億2,000万円増額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第102号は、「令和5年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」です。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3,564万4,000円とするものです。歳入については、繰入金を28万円、広域連合給付金返納金を32万6,000円増額するものです。一方歳出については、総務費を28万円、一般会計繰出金を32万6,000円増額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第103号は、「令和5年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」です。

今回は、保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億134万8,000円とするものです。歳入としては、国庫支出金を118万8,000円、繰入金を158万8,000円増額するものです。一方、歳出といたしましては、総務費を277万6,000円増額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第104号は、「令和5年度粕屋町水道事業会計補正予算について」です。

補正の内容としては、昨今の物価上昇を受け、令和6年度薬品購入費の債務負担行為限度額を増額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に、議案第105号は、「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」です。

補正の内容としては、給与改定に伴い、人件費を増額するものです。収益的支出について、営業費用を70万円増額し、12億4,876万6,000円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これらの議案につきましては、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っています。よって、質疑を省略し、これより、議案第100号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎11番（福永善之君）

移住支援事業に関しましては、今、末若予算委員長のほうから、委員長報告で発言がありましたので、これに関しましては割愛させていただきます。

議案100号に反対します。

7万円を給付する施策について、近年、選挙前になると物価高対策という理由をつけて特定の層、低所得者や住民税非課税世帯に給付金を与えるという施策が定着しております。令和5年度に、価格高騰緊急支援給付金として、1世帯当たり3万円、3,873世帯が対象になりましたが、そのうち60代以上の世帯が約63%でした。つまり、一般的に投票率の高い層へ給付されたと考えられます。恩恵を受けない多数の人たち、特に中間層は、決められた税金を納めるだけ。何のために頑張っているのか分からないという、今の政治への不信感、ばらまきのために税金を納めているのではないという、今の政治に絶望感を抱いているのではないのでしょうか。税金を集めてそれを特定の層にばらまく、原資が足りなくなれば増税をする。このような施策を続けていては、勤労者、特に中間層の働く稼ぐモチベーションが下がり、今後も日本の経済が上向くことは考えられません。物価の上昇に賃金が追いつかず、人々、特に中間層は更に貧しくなり、そのために税金をばらまくという経済の悪循環に陥っているのではないのでしょうか。金をばらまく余裕があるならば、納税者に減税するべきと提言します。

以上の観点で、この議案に反対です。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

古家議員。

◎1番（古家昌和君）

私は、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算で、私が特に注目したのは、年度途中で開始する带状疱疹ワクチン接種補助事業です。通常、年度途中で新規事業を行うことは、まれなことであり、議会からの反対を招きかねない提案であることを承知の上で、带状疱疹で苦しむ町民を一人でも多く、早期に減らしたい。そして、医療費の削減につながると考えられる、この事業をいち早く取り入れたい。まさにフレイル予防の観点から、執行部の費用対効果を重視する熱い、強い熱意を感じました。また、そのほか、補正予算についても、おおむね適切に処理されていることも確認いたしました。議会からの批判を恐れず、公共の福祉に邁進する、まさに町民ファースト、その積極的な姿勢を高く評価し、今回の補正予算について賛成の立場での討論とさせていただきます。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第100号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第100号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

これより議案第101号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第101号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第101号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

これより、議案第102号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第102号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第102号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

これより、議案第103号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第103号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第103号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

これより、議案第104号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第104号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第104号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

これより、議案105号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第105号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第105号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第106号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第106号「工事請負契約の変更について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

この工事は、仲原川河川改修工事です。変更内容の主なものとしては、工事にて、現場作業用に農地を一時的に埋め立てをするために購入した建設廃棄物とならない土の一部、1,295㎡を町内の区画整理事業組合で引き受けていただくことで、その残土処分費が不要となったものです。今回の変更により、657万1,400円の減額となり、変更後の契約金額を1億1,462万4,400円とするものです。条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものです。

今回の件は、道路環境整備課だけでなく、都市計画課との連携が図られている。都市政策部内で、個別に事業を見るのではなく、町の利益を考えたことであり、すばらしいとの意見がありました。今後も、課内、課外、部内、部外、庁舎内様々に連携を図られることを期待し、町民の福祉の向上に努めてもらいたいという意見がございました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第106号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第106号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第106号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

議案第107号「工事請負契約の変更について」、議案第108号「工事請負契約の変更について」、議案第109号「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、以上3議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

（文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇）

◎6番（井上正宏君）

議案第107号「工事請負契約の変更について」、議案第108号「工事請負契約の変更について」、議案第109号「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました文教厚生常任委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。

議案第107号「工事請負契約の変更について」、この工事は、粕屋町総合体育館大規模改造工事でございます。変更の主なものは、外壁補修工事の変更、消防設備の法令適合の変更、照明設備の増設等を行うものでございます。今回の変更により、646万9,100円の増額となり、変更後の契約金額を7億9,438万8,100円とするもので、条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものでございます。

審査の中で、変更後の金額の中のどれが補助対象で、その金額はという質疑に、補助対象は、スポーツくじの助成交付決定によって対象になり、プールアリーナ照明工事、機械室ろ過器工事、バリアフリー工事が対象である。予算は、9月補正で説明したが、補助対象の歳入金額は2,576万1,000円を増額し、これが助成金により収入が粕屋町に入る。大体4,000万円くらいが工事の内訳で、これらの3分の2が補助される分という答弁。また、プールの屋根の工事はいつまでかという質疑に、工期末は令和6年3月21日までになっているとの答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり賛成多数で可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第108号「工事請負契約の変更について」、この工事は、町立中央保育所建替工事でございます。変更の内容の主なもの、急激な物価変動による建築資材の高騰措置として、建築資材費用を変更するものでございます。今回の変更により、605万円の増額となり、変更後の契約金額を7億8,914万円とするもので、条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものでございます。

審査の中で、資材の高騰というが、どの資材が高騰しているのか詳細を知らせてほしいという質疑に、防水工事関係、建具、屋根、塗装、木工、金属、内外装、電気設備工事、機械設備工事など、ほとんど全ての資材が高騰したという答弁。また、町は業者と詳細を確認したのかという質疑に、契約をしたときに、発注時期の見積りをとり、設計委託業者とやり取りをして積算し直し、その額をもとに業者と協議してまとまったとの答弁。なぜ今なのか、その時期の説明をという質疑に、契約してすぐ全ての資材の発注は行わない。工事の進み具合で、そのときそのときに発注しているのでタイムラグがある。努力はしてもらっているが、発注時期が遅くなるものについて、スライド条項が発生した。全て納品が終わってからになるので、この時期になっているという答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査をしました結果、原案どおり、全員賛成で可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第109号「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。

国民健康保険の制度改正に伴い、出産被保険者に係る保険税について、産前産後期間相当分の所得割額、均等割額の減額措置が実施されるため、粕屋町国民健康保険税条例の改正を行うものでございます。

審査の中で、産前産後期間に係る国民健康保険税の減免措置を、前倒して実施している近隣の自治体はあるのかという質疑に、糟屋地区では、前倒して減免措置をしている市、町があるとは聞いていないが、全国では、独自に行っている市町村は

あるという答弁でした。また、この減免は、一般会計からの繰入れとなるが、年収が高い方に穴埋めをしてもらうのは、勤労意欲がなくなるという質疑や、町独自の補助は、どこから原資を持ってくるのかという質疑に、きちんと認められた法定内の繰入れを一般会計から行ってますという答弁が付け加えられました。

議員間討議では、国民健康保険税は、子どもの人数によって均等割の負担が増えることについて、何らかの措置が必要だと思うが、このたびの減免措置は、負担軽減につながる取組と思う。また、粕屋町の魅力発信、子育てど真ん中政策にマッチしていると思う、という賛成意見が出ました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり賛成多数にて可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第107号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第107号を採決いたします。

本案に対する、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第107号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、議案第108号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですのでこれにて討論を終結いたします。

これより、議案第108号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって議案第108号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

これより議案第109号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎11番（福永善之君）

議案109号に反対です。

反対の理由は、保険組合の運営の問題です。行政が運営する保険事業だけでなく、民間の健康保険組合についても、今後も社会保障費の支出が増加するのは間違いなく、収支調整のため、現在のような収入の高い層から負担を求めるやり方は見直すべきと考えます。公が運営する国民健康保険組合は、24年度から2万円引上げられ、限度額は106万円になります。社会保障費は、公営、民間にかかわらず、今後も増え続け、何らかの歳出改革をしなければ、住民の負担増は避けて通れないと考えます。

歳出改革に関しては、他国の事例を参考にしてはどうでしょうか。例えば、一つ目に、延命治療について。福祉国家として知られ、寝たきり老人がいらないと言われる北欧のスウェーデンは、積極的な延命治療はしないようです。二つ目に、安楽死について。スイス、アメリカの一部の州、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、コロンビア、カナダ、オーストラリア、イタリア、ドイツ、スペイン、ニュージーランド、ポルトガルは安楽死を合法化しております。上記の二つは、歳出を削減で

きることは間違いないと考えます。

やれることをやって、それでも収入が足りない場合は負担増を求める流れにすべきではないでしょうか。現代社会の人々の死生感は人それぞれです。生きるだけでなく、本人の意思に反して生かされるだけの選択肢だけではなく、死ぬ権利を与えてやるような社会を構築するべきではないでしょうか。社会保障改革は急務ということをし添えて反対討論とします。

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第109号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第109号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（小池弘基君）

次に、日程第5．「粕屋町選挙管理委員及び補充員の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うように決定いたしました。
お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

粕屋町選挙管理委員会委員には、工藤和則さん、水上尚子さん、八尋恵治さん、
荒巻良子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名いたしました方を、粕屋町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました、工藤和則さん、水上尚子さん、八尋恵治さん、
荒巻良子さん、以上の方が粕屋町選挙管理委員会委員に当選されました。

粕屋町選挙管理委員会補充員には、城信二さん、山下信一郎さん、城戸和子さん、
長由紀子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名いたしました方を、粕屋町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました、城信二さん、山下信一郎さん、城戸和子さん、
長由紀子さん、以上の方が、粕屋町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただ今議長が指名した順序にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただ今議長が指名した順序に決定いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、日程第6．「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」の件を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の特定事件所管事務調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますのでこれを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

令和5年第4回議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、一言御挨拶申し上げます。

去る12月1日に招集をいたしました今議会におきましては、副町長選任の同意を求める議案を筆頭に、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をはじめ、多くの議案の審議を賜り、活発なご議論を頂戴しながら、全ての議案に可決、承認をいただきました。誠にありがとうございました。

さて、今12月議会が、定例議会への出席が最後になり、来たる12月31日をもって任期満了になられる吉武副町長には、2期8年もの長い間、この粕屋町を愛し、町民のために心血を注いでこられました。この誠実で率直な人柄で、職員の人望も厚く、様々な場面で委員長など、牽引役としてこの町の事務事業を推進されました。言葉では言い尽くせませんが、ここに改めて敬意を表し、感謝と御礼を申し上げます。町のトップとして、近年の広範囲にわたる行政ニーズに対応し、職員への人事、業務の監督指導など、激務であった8年であったと思われまふ。退任後はどうか、心身の疲れをゆっくり癒されながら、これからの粕屋町の発展を見守っていただき、ご助言などをいただきたいと思うところでございます。

来年は辰年です。辰年は、変化の年と言われております。ここ数年続く感染症を乗り越え、市制を目指すこの粕屋町が、これからより以上の発展に向けて大きく変

わるような年になるよう期待すると共に、この一年、議員の皆さまよりいただきました御協力と御厚情に、改めてここに感謝を申し上げ、閉会に当たっての私の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

◎議長（小池弘基君）

さて、吉武副町長におかれましては、ただ今、箱田町長からもお話がありましたように、長きにわたり、粕屋町行政に御尽力を賜り、誠にありがとうございました。議会からも厚く御礼申し上げます。また、任期としては、12月いっぱいでございますので、その間、寒くなりますが、お体には十分ご留意されまして、残りの職務を全うしていただきたいと思っております。

吉武副町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めています。

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、自席からではございますが、退任に当たり、御挨拶をさせていただきます。

私は、昭和52年4月に粕屋町役場に奉職し、建設課、産業振興課、企画課、都市計画課、上下水道課、都市整備課など、38年9か月、事業課一筋に努めさせていただきました。この間、大川橋薬師大橋の橋梁工事、雨水対策の雨水調整池工事、交通安全事業の歩道設置工事、また、町道の新設と改修工事、水路の拡幅改修、上下水道整備など、粕屋町の生活基盤となる多くのインフラ整備に携わりました。振り返りますと、自分が担当した橋梁や道路、水路が完成すれば、一様にそれなりの喜びと誇らしさはございましたが、公民館や工事現場で工事説明をしても、いわれなきことを言われ、どちらかといえば、仕事のほうが多かったと思います。

平成28年、副町長拝命後は、給食センターの建設や、長年の懸案事項であった旧焼却場の解体工事、上水道の配水池新設工事、中央保育所建て替え工事、各小・中学校の増築や改修工事、また、いまだに続く新型コロナウイルス感染症対策などに取り組みました。副町長の仕事は何ぞやと、厳しい言葉をいただきましたが、町の事業推進に微力ではございますが、多少は寄与できたのではないかと考えています。

職員として38年9か月、副町長2期8年、都合46年9か月、人生の大半を粕屋町役場に勤めさせていただきました。これもひとえに、箱田町長、そして議員の皆さま、さらには町職員の皆さま方に、公私にわたり、温かい御指導と御厚情を賜り、おかげをもちまして何とか退任できますこと、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

す。改めて心より厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

今後は、一町民として、町行政推進のお手伝いをさせていただきたいと存じます。終わりになりますが、箱田町長の3期目ご就任を期待すると共に、町議会の発展と議員の皆さま、町職員の皆さまのご健勝とご活躍を、そして、粕屋町の更なる発展をお祈り申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

◎議長（小池弘基君）

これもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和5年第4回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、令和5年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前10時26分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 小 池 弘 基

署名議員 福 永 善 之

署名議員 本 田 芳 枝